

衆議院 第九十三回国会 財務金融委員会 議 録 第 四 号

平成二十九年二月二十一日(火曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 御法川信英君

理事 井上 信治君 理事 土井 亨君

理事 藤丸 敏君 理事 宮下 一郎君

理事 山田 賢司君 理事 木内 孝胤君

理事 伴野 豊君 理事 上田 勇君

石崎 徹君 理事 大岡 敏孝君

大野敬太郎君 大見 正君

鬼木 誠君 勝保 孝明君

神山 佐市君 神田 憲次君

工藤 彰三君 坂井 学君

笹川 博義君 助田 重義君

鈴木 隼人君 田畑 裕明君

竹本 直一君 武部 新君

津島 淳君 中山 展宏君

鳩山 二郎君 宗清 皇一君

村井 英樹君 八木 哲也君

山田 美樹君 青柳陽一郎君

今井 雅人君 神山 洋介君

重徳 和彦君 初鹿 明博君

古川 元久君 古本伸一郎君

前原 誠司君 伊藤 涉君

濱地 雅一君 宮本 岳志君

宮本 徹君 丸山 穂高君

小泉 龍司君

財務大臣 麻生 太郎君
國務大臣 (金融担当) 越智 隆雄君
内閣府副大臣 木原 稔君
財務副大臣 橋本 岳君
厚生労働副大臣 富樫 博之君
総務大臣政務官 馬場 成志君
厚生労働大臣政務官

政府参考人 向井 治紀君
(内閣官房内閣審議官) 青柳 一郎君
(内閣府地方創生推進事務局審議官) 鈴木 三男君
政府参考人 池田 憲治君
(警察庁長官官房審議官) 可部 哲生君
政府参考人 星野 次彦君
(財務省主計局次長) 佐川 宣寿君
政府参考人 飯塚 厚君
(財務省理財局長) 山下 治君
政府参考人 田畑 裕明君
(文部科学省大臣官房文教施設企画部長) 村田 善則君
政府参考人 神山 洋介君
(文部科学省高等教育局私学部長) 橋本 泰宏君
政府参考人 初鹿 明博君
政府参考人 森 和彦君
政府参考人 谷内 繁君
(厚生労働省大臣官房審議官) 諏訪園健司君
政府参考人 石田 優君
(国土交通省大臣官房審議官) 早川 治君
政府参考人 平垣内久隆君
(国土交通省大臣官房審議官) 黒田 東彦君
政府参考人 黒田 東彦君
(国土交通省航空局長) 黒田 東彦君
政府参考人 黒田 東彦君
(日本銀行総裁)

財務金融委員会専門員 駒田 秀樹君

委員の異動

二月二十一日

大野敬太郎君 補欠選任 神山 佐市君

鬼木 誠君 補欠選任 田畑 裕明君

齋藤 洋明君 補欠選任 鳩山 二郎君

助田 重義君 補欠選任 八木 哲也君

福田 達夫君 補欠選任 笹川 博義君

鷺尾英一郎君 補欠選任 神山 洋介君

神山 佐市君 補欠選任 大野敬太郎君

笹川 博義君 補欠選任 武部 新君

田畑 裕明君 補欠選任 鬼木 誠君

鳩山 二郎君 補欠選任 工藤 彰三君

八木 哲也君 補欠選任 助田 重義君

神山 洋介君 補欠選任 初鹿 明博君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

○御法川委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、所得税法等の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として日本銀行総裁黒田東彦君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として、内閣官房内閣審議官向井治紀君、内閣府地方創生推進事務局審議官青柳一郎君、警察庁長官官房審議官鈴木三男君、総務省大臣官房審議官池田憲治君、財務省主計局次長可部哲生君、主税局長星野次彦君、理財局長佐川宣寿君、国税庁次長飯塚厚君、文部科学省大臣官房文教施設企画部長山下治君、高等教育局私学部長村田善則君、厚生労働省大臣官房審議官橋本泰宏君、大臣官房審議官森和彦君、大臣官房審議官谷内繁君、大臣官房審議官諏訪園健司君、国土交通省大臣官房審議官石田優君、大臣官房審議官早川治君、航空局長平垣内久隆君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○御法川委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○御法川委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。勝俣孝明君。

○勝俣委員 自由民主党の勝俣孝明でございます。本日は、税制改正ということで、まず初めに、個人所得税に関して、配偶者控除及び配偶者特別控除見直しについて御質問をさせていただきます。

昨今の雇用・所得環境を見ますと、労働需給は着実な改善が続けていまして、雇用者所得も緩や

かに増加している状況でございます。日銀の短観によりますと、雇用人員判断D Iで見ました人手不足感も一段と強まっております。先行きも、雇用者数は引き続き増加をし、労働需給は一段と引き締まっております。先行きも見られております。

一般労働者の賃金については、企業収益の改善に加えて、予想物価上昇率の高まりが明確になるに従って伸びを高めていくと予想されております。パートの時間当たり名目賃金も、労働需給の引き締まりの明確化や最低賃金の引き上げに伴って、着実に上昇していくことが予想をされております。

まさに、こうした雇用者所得増加の牽引役は雇用者数の増加、とりわけ女性雇用者の増加が挙げられるというふうに認識しております。女性の中でも、近年は共働き女性の増加が際立っており、年齢別に見ますと、特に二十五歳から三十四歳の層と四十五歳から五十四歳の層が際立っているというところでございます。

さまざまな複合的な要因があるというふうにありますけれども、大きく二つに分けると、政府や企業が成長戦略の一環として進めてきた女性の労働参加促進策が奏功し、若年層を中心に働く意欲を持つ女性の労働参加が増加したという前向きな側面と、それから消費税や年金支給額といった社会保障への不安などを背景に、老後、将来不安を強めた中高年女性たちが新たに労働市場に参入するといった、ある意味、後ろ向きな側面も双方が見られるかというふうに思っております。

まさに、私の地元、静岡県沼津、伊豆半島でございますけれども、建設業はもろろんなんですけれども、観光産業が基幹産業でございます。人手不足が大変顕著になっている状況です。特に、観光産業はホテル、旅館が、近年本当に観光客が内外から大勢お越しいただいておりますので、大変な人手不足になっているんですけれども、ホテル、旅館業というのは女性の短時間パート雇用が大変多いんですね。そういう中で、部屋

の余力はあるんですけども、やはり人手不足のために宿泊をお断りしている、そういった機会損失も見られている、こういう状況でもございまして。こうした中で、政府は育児・介護休業法を改正しまして、育児や介護を行う労働者が安心して働ける環境整備もしておりますし、子ども・子育て支援法の改正によって、事業所内保育所の整備の支援等も進んでいるわけでございますけれども、今回の法制改正においては、女性活躍推進の取り組みの一環として、配偶者控除に係る年収要件が百三万円から百五十万円に引き上げられるということでございます。いわゆる百三万円の壁を理由に就労調整を行っていたパート配偶者の労働時間はある程度増加することが期待されており、これは人手不足の解消に寄与できると私は認識しております。

そこで、見直し案について、一定の効果がある反面、課題も出てくるわけでございまして、例えば社会保険料の負担が生じる百三十万の壁、これをどうしていくのか、それから企業の家賃手当の支給基準のあり方をどうしていくのかといった課題をどのように解決していくのか、御所見をお伺いいたします。

馬場大臣政務官 お答えします。いわゆる百三十万円の壁の問題につきましては、人手不足が叫ばれる中で、働きたい人が働きやすい環境を整え、同時に、女性を初めとする短時間労働者の年金などの保障を厚くする観点から、被用者保険の適用拡大を進めていくことが重要であると考えております。

昨年十月から、大企業で働く短時間労働者対象に被用者保険の適用拡大が始まって、既に二十万人を超える方に被用者保険が適用されております。さらに、昨年末に成立した年金改革法に基づいて、ことしの四月からは、労使の合意を前提に、中小企業等で働く短時間労働者にも適用拡大の道を開いたところであります。今後、適用拡大の施行状況、個人の就労実態や企業に与える影響

等を見ながら、さらなる適用拡大について検討していきたいと存じます。また、配偶者の収入制限がある企業の配偶者手当につきましても、就業調整の大きな要因の一つと考えております。先ほど御心配のお話があったと思いますが、このため、一月二十五日の経済財政諮問会議におきまして、安倍総理からも企業の配偶者手当の見直しについて前向きな取り組みをお願いしたところであります。厚生労働省としても、企業の実情も踏まえ、労使の真摯な話し合いが行われるよう、全国の労働局を通じて、労使団体等へ働きかけてまいりたいと存じます。

次に、積立N I S Aの創設について質問をさせていただきます。我が国の家計金融資産、個人の金融資産です。これが一千七百兆円を超えている、こういう状況でございます。その中で、その半数以上の約九百兆円は現預金で占めるということでございまして、まさに、我が国は間接金融の文化であるというこの象徴であるかというふうに私は思っております。この貯蓄から投資への流れをつくるという意味で、現行のN I S Aというものができたというふうに認識をしております。

現状を見ますと、口座数が一千四十九万口座というところでございます。買い付け金額が約八・四兆円。この一千四十九万口座というのは、私は大変これは大きな数字なのかというふうに認識をしております。稼働率は、実は半分には満たない状況です。四六・五％というところで、まだまだ十分ではないのかというふうに感じております。欧米と比較して、先ほど申し上げましたように、やはり家計の金融資産に占める投資への割合というのが我が国は大変低い状況であります。そ

の中で、今回の積立N I S Aの創設によって、やはり貯蓄から投資への流れが本当にできるのかどうか、具体的な方策をお伺いしたいと思います。○越智副大臣 議員御指摘のとおり、日本の家計金融資産の過半は現預金であります。これをバランスのとれたポートフォリオに移行させて、家計の安定的な資産形成を促していくということは重大な課題でございます。平成二十六年からN I S Aは始まったわけでございますが、議員御指摘のとおり、今、一千万口座を超えたということで、着実に普及は進んでいるというところであります。ただ、委員御指摘のとおり、一度も買い付けが行われていない口座が半分以上あるというところであります。

アンケートをとってみますと、なぜ使われないかという中で、まとまった資金がないからという答えがかなり多いというの事実であります。投資に踏み出せない利用者が多い、これなどが課題になっているというところでございます。こうした課題を踏まえて、積立N I S Aは、主に月々の収入から少額をこつこつと長期間積み立てる投資手法での資産形成を支援する制度として創設されたものであります。

金融庁としては、家計に向けた実践的な投資教育の取り組みなどとあわせて、積立N I S Aの普及、浸透に努めて、貯蓄から資産形成への流れをさらにしっかりと後押ししていきたいというふうに思っております。

この積立N I S Aという商品は、時間的な分散投資を図るのにとっても有用な制度だというふうに思っております。主に口座引き落としなどを通じて資産形成のお金に振り向けられるわけでありまして、そういった意味でも、安定的な資産形成の実現に向けた一つの有効な手段だということに思っております。○勝俣委員 まさにこの積み立てという部分では、先ほどありましたように、こつこつ積み立てるといことは日本人に合っているのかというふうにも思っていますので、ぜひ浸透させてい

いなというふうに出ております。次に、研究開発税制の見直しについて御質問をさせていただきます。

現在、我が国の経済情勢は緩やかな回復基調にあるものの、さらなる国際競争力の強化や、企業の足腰を強めて収益力を高めていくということが、経済の好循環を活性化にする原動力になるといふふうに考えております。

そこで、今後、未来への投資ということで、将来を見据えた種を着実につくっていくことが重要であるというふうな認識をしております。特に、IoT、ビッグデータ、人工知能、AI等を活用した第四次産業革命による新たなビジネス開発をしつかりと後押ししていくことで、未来への投資を活性化させていかなければなりません。まさに十年先、二十年先に花を開くシーズ、種を今からしっかりとつくっていくということです。

研究開発はそのための投資であるというふうな考えをしております。今でも、この研究開発税制による減税によって、研究開発はある程度効果があったと私は認識しておりますけれども、今回の研究開発税制の見直しにおいて、現行制度と異なる点をお伺いしたいと思います。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。先生御指摘のとおり、研究開発税制は、将来の経済成長の種、経済成長の礎となります企業の研究開発投資を後押しするための租税特別措置でございます。

二十九年度の税制改正におきましては、官民の研究開発投資を二〇二〇年までに対GDP比四％以上とする政策目標、また第四次産業革命による新たなビジネス開発を後押しする観点などを踏まえまして、必要な見直しを行うこととしております。

具体的には、現行の総額型が企業の研究開発投資の一定割合を単純に減税する仕組みとなっている構造を見直し、試験研究費の増減に応じて控除率を変動させる仕組みに改めることによりまして、企業の研究開発投資の増加を強く促す制

度となるよう見直すとともに、ビッグデータ等を活用した第四次産業革命型のサービス開発を本税制の対象に追加するといった見直しを行うこととしております。

今回の改正を受けて、積極的に研究開発投資を増加させていただくことを期待しているところでございます。

○勝俣委員 ありがとうございます。これも企業関係の税制でございますけれども、所得拡大促進税制について御質問をさせていただきます。と思います。

各業界、春闘がスタートしまして、今、新聞紙上等をにぎわせておりますけれども、ベアに注目が集まっております。まさに、経済の好循環実現のための正念場であるというふうな考えをしております。

国内産業、地方経済の裾野を支える中小企業への波及がその鍵を握っているのかなというふうには私は認識をしております。中小企業を支える雇用の所得が増加することで、やはり個人消費の拡大にもつながるわけでございます。

そのための今回の所得拡大促進税制は、私は大変意味のある政策であるというふうな思いが、現行からの変更点と、やはり多くの中小企業が赤字企業である中で、その期待できる効果をお伺いいたします。

○麻生国務大臣 この所得拡大促進税制というのは、今勝俣先生がおっしゃるように、いわゆる賃金引き上げを後押しするための思い切った税制改革なんだと思っております。

二十五年度に税制改正を創設して、その後拡充を行ってきたんですが、その結果としては、少なくとも、賃金動向を見ますと、二十一世紀に入ってから最も高い賃金上昇を上げておりまして、それまで一・七ぐらいあったものが、この税制を入れてからは二・〇七、二・二〇、二・三〇と三年連続二％を超えているということになっておるの、数字としては言えると思っております。二十九年度の今度の税制改正においては、企業

収益におきます拡大というものがいわゆる雇用の増加とか賃金の上昇にさらにつなげるということによって好循環をというところで、今、賃上げのいわゆる刺激、最近の言葉ではインセンティブというものを強化するためにさらに見直しを行うこととして、今おっしゃったように、大企業と中小企業と分けました。

大企業につきましては、前年度から二％以上、昨年が二％でしたから、二％以上の賃金引き上げを行う企業の支援を重点化するということで、税額控除の引き上げ率を一〇％から一二％ということを行うこととしておりますが、いわゆる余力の小さい中小零細企業につきましては、平均給与支給額がまず前年を上回ることにして、その上で現行制度の要件というものを維持して、さらに上乗せして二％以上の賃上げをやってくるところには、大企業の場合は一〇から一二で上げられるところ、中小零細につきましては一〇を二に引き上げるということにいたしております。

こうした改正を受けまして、いわゆる給料の実質という可処分所得というものがふえました分だけ、それが消費に回ったりいろいろな形に波及効果が及んでいくというように期待をいたしております。

○勝俣委員 ありがとうございます。今回、ポイントが、やはり大企業と中小企業を分けてやるということが大変重要だということについてお伺いいたします。ぜひよろしくお願いをいたします。

最後の質問になりますけれども、酒税の見直しについてでございます。本改正案において、ビールの税率を段階的に引き下げていく一方で、いわゆる新ジャンル、第三のビールや発泡酒の税率を段階的に引き上げるということによつて、ビール系飲料に係る税率の一本化を図るといふふうなされております。

数年前と比較して、私も家庭に出るんですけども、新ジャンルのビール系飲料は味も大分よくなつてきているというふうな思いますが、糖質な

どを抑えた健康志向というのが売りになっているわけでございます。そうすると、家庭におけるビールの存在が非常に薄くなっているというふうにも感じているんです。

こうした中で、今回の税制改正は、消費者、いわゆる家計に与える影響等もしっかりと考慮して行う必要があるというふうな考えておりますけれども、御見解をお伺いいたします。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。今回の酒税改革では、ビール系飲料に対する酒税の税率につきまして、御指摘のとおり、税率格差を一本化していくということで、三段階かけまして、平成三十八年十月に一本化をするということでございます。

この改革を通じまして、ビールの値段が下がるとともに、消費者にとつて魅力のある商品の開発が進むことで、幅広い消費者にとつて、安くおいしい、自分好みのビールを飲めるというメリットが生じるものと考えております。

ただ、他方、新ジャンル等につきましては税率が引き上がることから、これを飲まれる消費者の負担が急激にふえることとならないように、税率見直しは拙速にスタートをせずに、今から四年後の平成三十二年十月に着手をし、今から十年後の平成三十八年十月までにわたつて段階的に見直しを行うこととしていっております。

さらに、各段階の税率見直しにつきまして、消費者への影響等をよく確認しながら進めていく観点から、今回の法律の中に、税率見直しの都度、経済状況を踏まえ、酒税の負担の変動が家計に与える影響等を勘案して検討を加え、必要があれば所要の措置を講ずる旨を明記しております。この検討規定に沿つて適切に対応してまいりたいと考えております。

○勝俣委員 いずれにしましても、今、経済好循環の実現のための正念場でございますので、スピード感のある政策実行をお願い申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○御法川委員長 次に、山田美樹君。

○山田(美)委員 自由民主党、東京一区選出の山田美樹でございます。質問の機会をいただきました。ありがとうございます。

限られた時間ですので、私は、社会保障の観点から、医療と医薬品に係る税制を中心に御質問を申し上げます。

トランプ政権の発足で日米の貿易収支が再び注目されていますが、物の輸出もさることながら、日本企業が持つ技術やノウハウなどの知的財産権の収入、いわゆる知財収支が過去十年で何と五倍も伸びており、昨年は過去最高の二・四兆円の黒字に達したそうです。日本の技術貿易の稼ぎ頭が自動車と医薬品です。

医薬品研究開発には二十八年度補正予算でも五百五十億円を計上いただいておりますが、どうやら、委託費を受ける際に担保の提供を求められたり、研究が失敗しても委託費の一部を返還するなどの制約が多くのを心配する声を伺っています。特に大学や研究機関などアカデミアにとっては、仮に五億円の研究に失敗して五千万円返還するとなると、毎年五百万円ずつ十年間かけて返すというのは重過ぎる負担です。ハイリスクな研究にとつて現実的に使いやすい制度となることが望まれます。

新薬開発の支援でもう一つの課題が、オープンイノベーション型の減税です。医薬品企業が行う共同研究や委託研究に係る費用は年間二千億円近くありますが、そのうち、オープンイノベーション型減税の細かい要件をクリアできるのはたった十三億円にすぎないと聞いています。

今回の改正案で幾つか改善をいただいておりますけれども、積み残しとなった課題が治験業務を外部の企業にアウトソーシングした場合の扱いです。開発のスピードアップやコスト削減の要請から、外部に委託するケースはふえ続けて、今、六百億円を超える規模でございますが、この際、受託する企業が中小企業でなければオープンイノベーション型の減税を受けられません。現実に

は、治験業務を受託できるのはある程度規模の大きい企業ですから、現行の制度ですと、事実上、一部をアウトソースすると、全てオープンイノベーション減税の対象外になってしまいます。

こうしたさまざまな現場の声がある中で、厳しい研究環境を踏まえて、実態に即した改善を御検討いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○木原副大臣 山田委員の御指摘に対しましてお答えを申し上げます。

イノベーションを次々と生み出していくということは、これは研究開発投資の促進の目的であり、極めて重要な課題と認識をしております。そのために、税制面では、研究開発税制によって企業の研究開発投資を支援しているところであります。

御指摘いただきましたオープンイノベーション型の研究開発は、複数の企業の共同による相乗効果や埋もれた技術の活用など、一企業による研究開発にはない効果が期待されるものであり、税制面でも、特にオープンイノベーション型の研究開発税制というのを設けて、これまでも、控除限度額の別枠化であったり、また税額控除率の引き上げであったり、対象範囲の拡大などを行ってきたところであります。

また、今般、税制改正においては、オープンイノベーション型の手続要件について、今御指摘があったように、共同研究等の実態を踏まえて、対象費用の追加、契約変更の柔軟化や手続の簡素化などによって、使い勝手の向上を図ることとしております。

こうした見直しによって、オープンイノベーション型の研究開発が一層活発化していくことを期待しております。ご期待はありますが、今御指摘がありました。改善をいたしましたので、まずはその効果を見きわめてまいりたい、そのように思っております。

○山田(美)委員 木原副大臣、ありがとうございます。

現場の状況を随時見ながら、制度の改善を続けていただければと思います。

この関連なんですけれども、医薬品の研究開発支援に当たって、減税、補助金と並んで非常に重要なのが薬価政策です。昨年の暮れに、薬価の毎年改定が大きな議論となりました。

私は、以前、経営コンサルティングで働いていましたときに、大変勉強させていただいたのが製薬企業のプロジェクトでした。関東全域の営業所を回らして、MRやMSの方の車に乗せていただいて、診療所やクリニックを一軒一軒訪問しました。毎年改定と聞いて一番心配なのが、現場の方々の大変な負担、そして何よりも、新薬開発への投資インセンティブが下がって、日本の医薬品産業の国際競争力が著しく下がってしまうのではないかとこのことです。

昨年十二月の薬価制度の抜本改革に向けた基本方針の中に、「新薬創出・適応外薬解消等促進加算制度をゼロベースで抜本的に見直す」とありますが、未承認薬や適応外薬で医療用の必要性が高いと判断されたものについては、国から企業にお願いして、採算を度外視して開発していただいておりますけれども、企業側の真摯な努力によって、三百三十件の要請のうち、もう八割以上が承認に至っていると聞いております。ドラッグラグ解消を支えてきたこの制度、現行の制度をぜひ維持していただきたいと思っております。

このようにさまざまな政策手段、減税や補助金、薬価政策などある中で、どのように新薬開発を支援していくお考えでしょうか。麻生大臣にお伺いします。

○麻生国務大臣 この新薬開発というのは、山田先生、極めて大きなもので、今、新薬を開発できている国というのはどこがありますかね。アメリカとスイスとイギリスと日本、ちよつとドイツはもうほとんど、ドイツはかなり落ち目になってきています。だから、ドイツはほんの少しだめです。だから、そういった意味じゃ、その四カ国ぐらいなんだと思うんですね。

日本としては、今後、新薬開発というのは、いろいろ研究開発投資の促進をして、さらにやっつけようという考え方を基本的に持っております。

まず、研究開発税制については、研究開発全般については、企業がある程度リスクをとって研究開発投資を行うというのを後押しする制度というのを基本的に措置しているんですが、今、いわゆる研究開発税制全体が約六千億ぐらいの中で、化学品も入っていますから医薬品だけではありませんけれども、化学品関係でいきますと、一千億円で、約一八%ぐらいのものが広く使われておりまして、相対的に広く使われている分野だと思っております。

その上で、まず予算面においては、平成二十九年の予算で、革新的な新薬創出というものに対して、いわゆるAMEDというものは、ジャパン・エージェンシー・フォー・メディカル・リサーチ・アンド・デベロップメントでしたかね、あれは二年ぐらい前にできた、二十七年からスタートしていると思っておりますが、あの日本医療研究開発機構というのを通じて、研究開発補助として二百四億円を手当てしておりますが、これがしっかり新薬創出につながっていくことを大いに期待をしております。

薬価制度につきましても、今御質問があつておりましたけれども、薬価へ種々の加算などによって医薬品の有効性等を評価する仕組みがありますが、昨年の十二月の二十日でしたか、いわゆる四大臣で合意した、薬価制度の抜本的改革に向けた基本方針というのをやりまして、新薬創出等の加算の抜本的な見直しとあわせて、費用対効果評価を本格的に導入することで、真に有効な医薬品を適切に見きわめるという、イノベーションを評価することとされております。

これで、二年に一遍と言われたものを一年に四回か、いろいろな形です。全薬やれなると言つと、それは、宇津救命丸から何から全部やれなると言つたって、そんなものはできるわけありませんから、かえってコストが高くなりま

すので、そういったものではなくて、新たに新業
と出して出されたものに関してだけはというよう
な形でいろいろさせていただいておられます。
今後、厚生労働省において具体的な検討が進ん
でいくんだと承知していただければ、国民負担
の軽減という部分と医療の質の向上という部分
と、二点に向けて両方やらないかぬところなの
で、これは厚生省とよくさらに話を詰めていき
たいと思っております。

○山田(美)委員 ぜび、そうした観点から議論を
進めていただければと思います。

続きまして、長年の議論でありますけれども、
医療に係る消費税の課税のあり方についてお伺い
します。

二十八年度の税制改正大綱では、二十九年度改
正に際して、総合的に検討し、結論を得るとされ
ておりましたが、その後、消費税一〇%、引き上
げが延期されて、二十九年度の大綱では、消費
率が一〇%に引き上げられるまでにと改められま
した。デッドラインが後ろ倒しになったことで議
論を進めようという機運が下がってしまうことを
心配しております。

医療現場の方々が一番恐れているのは、時間の
余裕があるからといって、ぎりぎりまで問題がた
なざらしになってしまつて、直前にばたばた決ま
るといふようなことです。

これまで、解決策として、ゼロ税率や軽減税
率、所得税や法人税の特例などさまざまな案が奉
がつております。去年の三月には、医師会が、
病院団体や歯科医師会、薬剤師会など関連団体の
意見を取りまとめ、非課税のまま、診療報酬に
よる上乗せ分を上回った場合に超過額を還付する
という、医療界として一体化した案を提示して
います。

一方で、国会における麻生大臣を初め政府側か
らの御答弁も非常に明確で、税収減の懸念や記帳
などの事務負担、それから概算経費率の問題な
ど、論点が明らかです。
きょうは、この場で中身について議論するつも

りはありません。ただ、議論の進め方として、こ
れまでは中協の分科会や医師会の諮問委員会な
どでの議論でしたけれども、これは税制の話です
から、税務当局の立場から、制度設計でできるこ
と、できないことを明らかにしていただくことが
不可欠であります。

医療現場の方々は議論の成り行きが見えないこ
とを大変心配しております。ぜび、財務省が中
心となって、公の場で議論できる場所が必要だと
考えますが、どのように取り組んでいくのか、麻
生大臣にお伺いします。

○麻生国務大臣 これはもう長年にわたる、消費
税ができたときにさかのぼりますけれども、長年
にわたって消費税の問題として、いわゆる損税が
発生するという話、もう詳しく申し上げませんけ
れども、そこからどうにかせないかぬという取り
組みは、かなり医療関係団体から、多くから希望
されて、寄せられております。私どもとして
もよく認識をいたしております。

この問題の解決に向けて、日本医師会等々の関
係団体からさまざまな要望なり、検討がなされて
おります。また、所管しております厚生労働
省においては、今、財務省といたしまして、検
討会議を両方でさせていただいております。このこ
ろであります。この問題は、三、四年になりま
すか、与党の税制調査会において議論が行われ
きたという経緯もあります。昨年末に取りま
とめられた与党税制改正大綱においても、消費
率が一〇%に引き上げられるまでに、抜本的な解
決に向けて適切な措置を講ずることができるよう
に、実態の正確な把握を行いつつ、医療保険制度
における手当てのあり方の検討とあわせて、総合
的に検討して結論を得るとされております。

これは御存じのように、薬のときは税金がない
んですけれども、高額な医療機械を買ったときは
消費税を払うということになるので、その分はど
うしてくれるんだという話なんですけれども、そ
ういった話は、いわゆる薬価でかなり調整されて
あるということになる、いや、それよりもっとだ

と、これはいろいろな意見の分かれるところ
でもありますので、御議論に我々としても資する
ように、財務省としても対応いたしてまいりたい
と考えております。

○山田(美)委員 ぜび、財務省としてもしっかりと
と中心になって議論を進めていただければと思
います。

続きまして、いわゆる賃上げ税制、所得拡大促
進税制との関係で、医療関係者の報酬の向上につ
いてお伺いをいたします。

安倍政権のもとで、産業界では賃上げや働き方
改革が進められて、今回の税制改正でも、中小企
業の所得拡大促進が図られております。一般の企
業では、業績が改善すれば従業員への給与をふや
せなければ、報酬をふやすと患者負担がふえてしま
うというジレンマがあります。

これまで、累次の診療報酬改定の中でも、医師
の負担軽減については改善をされてきましたが、
報酬そのものについては正面から議論されることは
少なかったように思います。

業界ごとに一人当たりの現金給与総額を見ます
と、リーマン・ショック以降、製造業では七ポイ
ント伸びており、全産業ではほぼ横ばいであるの
に、医療では二・五ポイント減っています。
医療機関のコスト構造の中で、人件費の割合は、
過去十年で五〇%から四六%へ四ポイントも下
がっています。医療機器や医療用消耗品の価格の
上昇が人件費を圧迫しているからです。

特に歯科関連では、同じ総義歯、総入れ歯の治
療を行っても、材料費や技工士代を含めて、歯科
医師の診療報酬は、日本では二万三千七百円、韓
国では十二万円、アメリカではさらに高額だとい
う話を聞きますと、日本の医療や歯科医療がいかに
現場の人の努力によって支えられているかを実
感します。

たらずはです。ことは、次期診療報酬改定の
議論も始まりますけれども、今回の税制改正で中
小企業の賃上げをこれだけしっかり支援している
こととの関係で、医療関係者の報酬の向上につ
いてどのように取り組んでいくか考えたいですか。
本原副大臣にお伺いします。

○本原副大臣 医療関係者の報酬の向上に関しま
しては、前提として、委員がお話ありましたよう
に、まず日本の公的医療保険制度においては、医
療機関の報酬というのは税金や保険料が原資とな
っておりまして、これを負担する国民の負担を
考慮するという必要がございますので、他の民間
企業で働く方々の給料と全く同じように考えるこ
とはできないというはもう今御理解いただいで
いることだと思っております。

さらには、医療関係者の報酬とそれ以外の勤労
者の給与水準というのをやはり丁寧に見ていく必
要もあるのではないかなというふうにも思っており
ます。

その上で、各医療機関が、例えば、地域の医療
ニーズを的確に把握してこれにに応じた医療を提供
するかどうか、また、御努力はいただいております
が、コスト面でもさらにさまざまな効率化の
取り組みを行うといった、そういう経営努力を
行っていくことも重要であり、これによって収益
が上れば賃上げに充てることも考えられるわけ
でございます。

なお、今般の税制改正において見直しを行いま
した所得拡大促進税制についても、特に中小企業
への賃上げの支援を重点的に行うなど、めり張り
をつける見直しを行っておりますが、医療機関も
要件を満たすことにより適用が可能であります
ので、まずはその御活用も考えていただきたいな
と思っております。

○山田(美)委員 ありがとうございます。
ぜび、地域の特性や経営改善の観点など、さま
ざまな観点から医療の関係者の報酬向上をお願い
いたします。
最後に、一つ短い質問をさせていただきます。

納税実務全般にわたる話ですけれども、個人事業者とマイナンバーについてお伺いします。

昨年からマイナンバーの本格運用がスタートして、法人番号を持たない個人事業者はマイナンバーによって税務申告をするようになりました。ところが、個人事業者の中には、マイナンバーの提出に抵抗感があるという方が非常に多く、そういう方のお話を伺います。

個人所有の不動産を賃貸している給与所得者の方はもちろんですし、弁護士やフリーランス業など、一度きりの取引の相手に番号を教えるということに違和感があるようです。作家や芸能人など、プライバシー保護の問題もあります。一月の三十一日までに税務署に提出された支払い調書の中には、番号記載のないものが多数あったという話も伺っております。

そんな中で、一部には、登録制で個人事業者番号を導入してどうかといった御意見も聞かれますけれども、今のこうした現状を踏まえて、対応をどのようにお考えでしょうか。

○向井政府参考人 お答えいたします。

個人事業主に対してマイナンバーとは異なる番号を付与することについては、マイナンバー法の検討時に必要ではないかとの意見もありました。マイナンバー制度を活用することとなる社会保障や税の分野での具体的なニーズがなかったことや、登記をしている個人事業者が極めて少数であることから、現状において、個人事業者の実態を把握し、責任を持って交渉できる機関もないこと、また、個人を特定するためのマイナンバーを定める法律の中で、個人に複数の番号を付与することは困難であったことから、マイナンバー制度上の対応は見送られたものと承知しております。

他方、今後、法人番号は利用制限がございませんので、利活用が広がり、定着していく中で、法人番号を利用できない個人事業主の経済活動への影響の有無につきましては、注視していく必要があるものと考えております。

個人事業主に対する番号につきましては、政府としては、中長期的に検討していく必要のある課題と認識しております。今後の法人番号の利用状況も踏まえ、具体的なニーズの洗い出しを行うとともに、付番、通知、公表の執行の観点から、実現方法を検討していく必要があるものと考えております。

○山田美委員 ぜひ、今後もしっかりと検討を続けていただければと思います。これにて質問を終わります。ありがとうございます。

○御法川委員長 次に、上田勇君。
○上田委員 公明党の上田勇でございます。先日、本会議でも質問させていただきましたけれども、引き続き、所得税法等の改正案につきまして御質問させていただきます。時間に限りもありませんので早速内容に入らせていただきますが、まず最初に、今後の配偶者控除等の見直しの方向性についてお伺いをしたいというふうに思います。

昨年末に決定いたしました与党税制改正大綱では、個人所得課税のあり方については、今後数年かけて丁寧な議論を行って見直すということとしております。そのうち、配偶者控除の仕組みについては、平成二十六年十一月に、政府税制調査会の論点整理におきまして、いわゆる一次レポートと言われているものでありますけれども、まず第一に配偶者控除の廃止、第二に移転の基礎控除を導入するということが、そして第三に夫婦世帯に対する新たな控除制度、いわゆる夫婦控除と言われているものでありますけれども、創設するということを基本に、五つのパターンの案が提示をされました。

これを踏まえて、与党の税制調査会でさまざまな議論をいたしました結果、まず第一には、配偶者控除を廃止ということになれば、一定所得以下の配偶者がいることによる納税者の担税力が減殺されるということ、それに対する配慮が全く行われなくなり、これは、応能負担の観点からも公平性に欠けずし、ほかの扶養控除のあり方についてもかかわってくることであります。また、第二には、夫婦控除の制度になると、夫婦ともに一定の所得以上がある、そうなるが高所得世帯ということになりますけれども、そこまで負担の軽減が及ぶ、そういったさまざまな問題があるのではないかと判断をいたしました。その前提、すなわち今述べたような問題がない方法で、今後、配偶者控除の方法も含めて、人的控除のあり方について検討していくこととしております。こうした所得税改革の方向性について、まず御見解を伺いたいというふうに思います。

その議論の結果、今般、就労調整、いわゆる百三万の壁とかいろいろありますので、就労調整をめぐるいわゆる喫緊の課題にまず対応するため、配偶者の収入制限百三万円を引き上げるとの見直しを行うことになっておりますが、まずは、今般の配偶者控除の見直しを着実に実施するということが重要だと考えておりますので、現時点で配偶者控除についてさらに見直しを行うというようなことを考えているわけではございません。

他方、昨年末の与党の税制改正大綱において、現在の基礎控除など人的控除を採用しております所得控除方式は、いわゆる高所得者ほど負担の軽減額が大きいということになりますので、収入にかかわらず負担の軽減額というものが一定となります。いわゆるゼロ税率方式もしくは税額控除方式を導入するか、または、所得控除方式を維持しつつ、その上で高所得者については税負担の軽減額を減減させるとか消滅させるとかいう仕組みを導入するとか、外国でもやり方は随分いろいろ違いがありますので、控除方式のあり方について検討を進める旨決められております。

こうした与党の議論というのを踏まえながら、

いわゆる控除全体の見直しというものについて議論をしていく中で丁寧な検討を進めていく必要があるかと思っておりますので、諸外国のものもこれはいろいろやり方が違っておりますので、それもよく参考にさせていただきながら検討させていただきますと考えております。

○上田委員 ありがとうございます。これまで、この第一次レポートで示された五つのパターンがあつたので、余りにも選択肢の幅が広過ぎた面があつたんじゃないかと思えます。考え方も全然違うものが並べられていたので、今回、いろいろな議論を通じて少し考え方を整理し、考え方の案を絞っていきましました。その意味で、これから論点もより明確になっていくというふうに思いますし、改革の議論が進むのではないかと期待しております。

政府税調でも引き続き多分議論を深めることになるんだというふうに思いますし、また与党税調においても議論をしていきたいというふうに考えております。

次に、サービスマスターの生産性向上の税制上の支援についてお伺いしたいと思います。また与党税調の法案にありますが、この法案にありますが、サービスマスターの生産性向上を重視していると承知しております。

第一には、研究開発税制では、サービスマスターのための試験研究費を対象に追加した。

第二には、中小企業投資促進税制では、器具、備品や建物の附属施設を対象に追加している。これは、サービスマスターも活用しやすくなるということだと思っております。

そして、第三には、国税ではありませんけれども、償却資産に係る固定資産税の減税措置の対象に工具、器具、備品等も追加している。これも、サービスマスターに使い勝手がよくなるのではないかというふうに考えています。

サービスマスターは、我が国のGDPそれから雇用の七割を占めています。また、サービスマスターの生産性は、主要先進国に比べてかなり低いというふ

うにもよく言われています。その原因の一つがIT活用のおくれとの意見も多い。また、サービス産業はどうしても小規模の事業者も多いという傾向があります。こうしたサービス産業の生産性向上というのは、日本経済全体の成長力を高めていく上で非常に重要な鍵を握っているのではないかとこのように認識をしています。

ITなどへの投資を拡大することがサービス産業の生産性向上に役立つものであつて、今回、こうした税制措置がそれを後押しするのではないかとこのように考えておりますけれども、サービス産業を重視して支援する意義、そしてまた、これによって期待される効果をどのようにお考えか、伺いたいというふうに思います。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

今般の税制改正におきましては、まさに先生御指摘のとおり、サービス産業の生産性向上、これが今後の日本経済の成長にとって非常に重要だという観点から、アベノミクスを一層加速していくという観点の中で、一つは、研究開発税制につきまして、ビッグデータ等を活用した第四次産業革命型、このサービス開発を本税制の対象に追加したということが一点。

また、中小企業投資促進税制につきましては、生産性の高い先進的な設備、生産ライン等の改善に資する設備に係る上乗せ措置につきまして、これまで対象外でありました器具、備品、建物附属設備を対象設備に追加いたしました。

また、固定資産税につきましては、課税標準の特例措置につきまして、地域、業種を限定した上で、その対象に器具、備品、建物附属設備等を追加するといったことを行っておりまして、まさにサービス産業にとって利用しやすく、生産性向上に資する見直しを複数行うことといたしております。

これらの措置は、企業が付加価値の高い財・サービスを生み出すことを促すとともに、我が国のGDPの約七割を占め、地域経済を支えているサービス産業の生産性向上を図っていくというこ

とに資すると考えておりました、日本経済にとって極めて重要な政策課題であるという認識から、今回の措置をとるものでございます。

今回行われます措置を、中小企業等を中心にサービス産業が利用することによりまして、より高い生産性の向上に効果が出ることを期待しているところでございます。

○上田委員 ありがとうございます。

もちろん、従来のような物づくり、製造業の生産性を高めるということも重要であります。一方で、産業がサービス化している中で、これからやはりサービス産業のそういった生産性向上を図っていくことが、日本経済全体の成長力につながっていくものだとこのように考えておりますので、今回の措置は、まだ必ずしも全てのニーズに合わない部分、満たしていない部分もあるかというふうに思っていますので、引き続きそうした観点からの検討をしていきたいというふうに思っております。

次に、酒税改正について伺いたいというふうに思っています。先般、ビール系飲料についてはお伺いしましたので、きょうはちょっとワインへの影響についてお伺いしたいというふうに思っています。

酒税の改正で、約十年間かけて、清酒とワインの税率をキロリットル当たり十万円に統一する。清酒は減税でありますけれども、ワインは増税になるとこのことになりまして。

清酒の減税は、これは国産と言われているものでありますので、その振興あるいは日本食の普及にも結びつくものでありますので、歓迎したいというふうに思っています。

一方、ワインの多くは輸入をされております。輸出側から今回の措置についてクレームみたいなものはないのか、また、国産ワインもかなり今盛んになってきておりますので、国産ワインに今回、その税制改正において影響は出ないのか、また、そういったことが出た場合には何らかの支援策も考える必要があるのではないかというふうに

思いますが、その辺、まとめてお伺いしたいというふうに思っています。

○木原副大臣 上田委員におかれましては、ワインの税率について御心配をいただいているものと思っております。

今回の改革では、醸造酒類に対する酒税の税率につきまして、現行では、一キロリットル当たり清酒は十二万円、ワインは八万円であるものを、段階的に税率格差を解消して、平成三十五年十月に十万円に一本化するといったものでございまして。

クレームという問い合わせがございましたけれども、酒税は、国産か輸入かを問わず、同様に課税されるものでありますから、今回ワインに対する税率を引き上げることについて、御指摘のようなワイン輸出国からのクレームについては、現時点では特段承知していないという状況でございますが、今後ともそれはしっかりと聞いてまいります。

他方、国内の、特に小規模ワイナリーにつきましては、一定の影響が生じ得るということは間違いないと考えられるところでありますので、昨年末の与党税制改正大綱においても、小規模ワイナリーに対する措置を検討するとの方針が示されたものと承知しておりますので、こういった与党の方針を踏まえて、財務省といたしまして、今後必要な検討を行ってまいりたいと思っております。

○上田委員 よろしくお伺いしたいと思っております。国内のワイナリーも、さまざまな製品開発、努力をしております。これは、地方の観光振興や地域活性化にも貢献しておりますので、そうした努力が税制改正によって支障が生じることがないように、ぜひよろしくお伺いしたいというふうに思っています。

次に、若干これは細かい話でありますけれども、海外からの旅行者が購入する物品の消費税免税制度について、一部事業者から意見を伺いましたので、それについて確認をしたいというふうに

思っています。

百貨店等では、各売り場で品物を一旦消費税含みの値段で売って、免税手続を行うカウンターで一括して消費税相当額を、多くの場合は現金で払い戻しているというふうに承知しております。

そうすると、多額の現金を用意しておかなければならない、しかも、消費税は端数が出ますので、それに対応すると一円玉などの少額貨幣を多量に準備をしなければならぬ、事務が非常に煩雑になっているというようない意見も聞いております。現金で払い戻すのではなくて、クレジットカードに還付するような形にすれば、カウンターで現金を扱う必要がなくなつて、事務は非常に簡素化になるというところであります。

一部事業者に誤解もあるので確認するんですけども、現行の制度として現金で払い戻すこと、それが条件になっているのではない、それを求めているものではないというふうに承知しておりますけれども、その辺の御見解を伺いたいというふうに思っています。

○飯塚政府参考人 お答え申し上げます。

輸出物品販売場制度におきますいわゆる免税店での一般的な手続に関してでございますけれども、各店舗において免税販売手続を行い免税価格で販売する場合は、各店舗の売り場では税込み価格で販売いたしますが、その後、別のカウンターで手続を行い消費税相当額の払い戻しを行うことで、結果として免税価格での販売を行う場合がございます。

お尋ねの別のカウンターにおきます消費税相当額の払い戻し手続についてでございますが、現行制度上、現金で行うといった義務づけはなされていないところでございます。

○上田委員 ありがとうございます。制度としてそういうことを条件としているのではないことがよくわかりました。

やはり、特に百貨店などでは、実際に売り場の経営体と百貨店全体の経営体が異なるということがあるので、今の仕組みではなかなか、その辺が

カード会社の方の処理で制約があるというふうにも伺っております。そういう意味では、小売事業者やカード会社の方で工夫をすれば必ずしも現金で払い戻すことが必要ではなくなる、そういうこともこれから工夫の余地があるということだろうというふうにご受けとめまして。

最後に、個人事業主報酬制度についてお伺いしたいというふうに思います。

個人事業主が法人化して、経営者が給与を受け取るという形、これは、事業形態としては非常に似ているんですけども、税制上は異なる扱いになっております。税負担にも不均衡があつて、そういう事業者、特に個人事業者の事業主の団体からはそういった不均衡を是正してほしいという要望がこれまでも出されておりました。その一つの方法として、事業主報酬制度、これは個人事業主でも事業主の報酬の一部を控除できるような制度を考えられないのかという御提案がござい

ます。もちろん、個人事業、これは個人所得になりますので、それと法人とは異なるというのはそのとおりだということに思いますけれども、その一方で、こういった主張に対しても理解できる点もあるので、今後こういったことも検討していく必要があるというふうに考えますけれども、お考えを伺えればというふうに思います。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

事業主報酬制度の御提案、今委員から御指摘いただきましたように、個人事業主と法人の間の税負担のバランスをどのように考えていくか検討していく、そういう問題であると認識をしております。

この点につきましては、与党でおまとめたいただきました平成二十九年税制改正大綱の検討事項の中におきまして、「小規模企業等に係る税制のあり方については、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、また、「今後の個人所得課税改革において給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控

除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。」とされているところでございます。

こうした与党での検討も踏まえながら、引き続き、個人所得課税の改革において、この問題につきましても検討してまいりたいと考えております。

○上田委員 ありがとうございます。引き続き検討すべき課題も数多くあるというふうにご受けとめておられます。

もうこれで時間となりましたので質問を終わらせていただきますが、今回、かなり大きな、いろいろな面での改正も行われますけれども、積み残しになっている課題も多いのも事実でありますので、引き続き政府・与党でしっかりと議論をしていきたいというふうに思っておりますので、どうかこれからもよろしくお願いいたします。

○御法川委員長 次に、古川元久君。

○古川(二)委員 おはようございます。民進党の古川元久です。

きょうは、税制改正について御質問したいと思います。

毎年、税制改正大綱が決まると、概要の紙を役所の方でつくって、もらうんですけども、ことし、ぱつと私、去年もらったときより、何か字がえらい大きいなど。大臣がちよつと、見えなくなつたから大きくなったのかなと思つたら、そういうわけじゃなくて、もともと今回は中身が薄い、かすかすだから、どうも字が大きくなつておられますね。多分、大臣もわかつていらつしやると思

います。本日は今回は、昨年の夏ぐらひの話ですと、所得税の抜本改革に踏み出すという話が、しかし、あけてみますと、中身がないどころか、抜本改革と逆方向に進んでいる。さつきちよつとピールの話も出ました、ピールはこれは間接税ですから、所得税のところでございますと、唯一、今回の目玉と言つていいのが、この委員会でもこの間議論さ

れております配偶者控除の拡充の話ですけれども、これも、昨年の夏ぐらひまでの議論からいっただら、全く真逆の方向に行つておられるんじゃないかなというふうに思つております。その点を少し、まず最初にお伺いしたいと思つておられます。

今回、これはとにかく就業調整問題を解消するためなんだというふうにご受けとめておられますが、本日にこれ、ご何回も、先ほどもちよつと出ていましてけれども、もともと百三万円の税の壁といふのはないわけですか。ないと言つておられるのに、それでこういうことをやつて、この就業調整問題の解消に本当につながるんですか。どういふふうにつながるんですか、大臣。

○麻生国務大臣 法律的に百三万円の壁がないといふのは、詳しい方はみんな知つておられるんですけども、現実問題として、今、例えば、十一月後半から十二月ぐらひになると、大体ゴルフ場のキャディーが激減する。これははっきりしてしまつたのは、自分でやっていますからよくわかりませんが、ほんと減りますから。それから、スーパ等々、コンビニ等々に勤めている従業員も減る。といふのは、これはスーパもやっていますので、毎年それは話題になる話なので。

労働時間を減らすというわけではなくあります。人練りが大変だといふ話をよく聞くので、最低賃金の引き上げに伴つてこうした問題がさらに強まる可能性が出てくる、私どもはそう思つておられます。

このような就業調整をめぐつて、これは何と云つても喫緊の課題なものですから、配偶者の控除等について、配偶者の収入制限というものを百三万円から百五十万円に引き上げるといふようなことをさせていただいたんですが、この見直しによつて、少なくとも、働きたいけれども、就業調整というのを意識せず、意識せず、意識せず働くことができる環境づくりに寄与する、そう思つておられます。

○古川(二)委員 就業調整があるのは事実です。それこそ、うちの事務所も働いておられるパートの女性も年末になると、ちよつと来るのをやめると言われる。でも、これは税じゃないんですよ。

これは大臣もわかつていらつしやると思いますが、けれども、本日にちゃんと就業調整の理由が、わかつていないからじゃないかと、この微妙なところといふのはみんなよくわかつておられます。それは雇う側も、雇われる側も。むしろこれは、この中にも書かれておられますけれども、やはり社会保険料の百三十万とか、特に去年十月からは大手のところは百六万円に下がつた。やはりこの壁の方が非常に大きいんじゃないかと思つておられます、現実的に言へば。

また、さらに、百三万円というのは、配偶者の控除、普通は旦那さん、旦那さんの方が控除を受けられるかどうかという視点から見たら、この配偶者控除は問題があるんですけども、働いておられる配偶者自身が所得税の納税をするかどうか。実は、これは、給与所得控除と基礎控除で百三万円を超えれば、自分自身も所得税を払わなきゃいけないわけですよ。そうなつてくると、これは源泉徴収とか、いろいろ雇う方も厄介になつてくる。

だから、もし税のところで壁があるとしたら、やはり働いている人自身の課税最低限がこの百三万で来るという、こちらの方がむしろ壁となつておられるというふうにご受けとめられるんじゃないか。だから、今回拡充する配偶者控除が、心理的なものだと言つておられますけれども、そこまで何もわからなくて、ただこの百三万、百三万というので、自分で勝手にやめるんじゃないかと、うちのパートナーを見て、ぎりぎり見てちゃんとやりますよ、そこは社会保険料とか考えて。

だから、そういった意味で、そもそも配偶者自身もやはり納税者になるといふ、この辺も、もしそういう心理的な壁と言つたら、壁になつておられるんじゃないですか。どうですか。

○麻生国務大臣 御存じのように、これは例の給与所得控除の六十五万円というのにプラスの基礎的税額控除が三十八万円、それで百三万ですかね、そういったことになっているんだと思うんですが、いわゆる御指摘のありました給与収入の百三万円を超える、配偶者自身に所得税が発生するというのが就業調整になっている原因になっているのではないかとことなんだと思うんです。

確かに、配偶者自身に所得税が発生ということ意識する、そういった方がおられるであろうことも、これはわからなくはないんですが、こうした課税最低限の水準というのは、配偶者でありまして、単身者を含めた納税者本人であつても同様に適用されるものであつて、手取りの収入の逆転現象を引き起こしていいものじゃないということ踏まえれば、簡単に言えば、就業調整問題を解消する観点から、課税最低限の見直しを行うというのが必要じゃないかと考えているんです。

いわゆる課税最低限の水準というのを、どのような人に対して、どの程度に税負担を求めべきかといった観点からは、これは検討すべき事項が多々あることは確かだと、私もそう思います。

○古川(二)委員 そもそもこの配偶者控除自身が、大臣も、そして政府の方も心理的な壁だと言っているんだつたら、であれば、それはほかの人も普通に、単身者みんなそうだとはいいますけれども、自分自身が課税されるかされないかというの、これもやはり十分心理的な壁になると思ふんですけれども、どうですか。自分自身にとつても、やはりそれは心理的な壁でしょう、課税されるかされないかという事は。

○麻生国務大臣 それはあり得ると思います。
○古川(二)委員 だから、大臣、心理的な壁と言ふんだつたら、この配偶者控除を拡充するだけで壁がなくなるわけじゃないと思うんですね、もしそういう言い方で拡充するんだつたら、そういう

た意味でも、私は、このことをやることに一体何の意味があるのかと。

むしろ、今後の所得税改革、これは今回拡充しましたけれども、どうするんですか、近い将来、もうこれはこのままにするんですか。あるいは、この配偶者控除というものは、去年の夏は、これを廃止してというぐらい言っていたわけですよ。そういう抜本的な見直しを近い将来やるつもりなのか、それはやらないのか、どっちですか。

○麻生国務大臣 今御指摘のありました配偶者控除そのもの見直しについては、今回実施することにしたしました配偶者の収入制限の引き上げのほかには、配偶者控除そのものの廃止とか、いわゆる夫婦控除を導入するとかといったさまざまな案が議論をされたことは事実です。

先ほど上田先生が質問になっていました、与党での議論の結果、配偶者控除というのを廃止するということについては、配偶者控除というものは、いわゆる扶養控除と一緒に、一定の収入以下の配偶者がいる方の税負担能力に配慮する仕組みになっていきますので、そういった意味では、外国を見ましても、配偶者の存在というものを考えた上でいろいろな仕組みが設けられております。アメリカの場合は、夫婦の単位課税とか二分二乗方式とか、いろいろな表現がありますけれども、そういったものを踏まえると、廃止しても何らの配慮を行わないということには問題があるんじゃないかというように思っております。

また、いわゆる夫婦控除につきましても、高所得の夫婦世帯にまで配慮を行えば、多額の財源を必要とすることになりますし、また、国民の理解がそんなに深まっていな思っております。

いろいろな問題があると考えております。こうした中で、就業調整というものをめぐるものは、これは喫緊の課題なんだと思っておりますので、今回、百三万から百五十万にさせていたただく見直しを行うことにしたんですが、今回の見直し

しを着実に実施することが重要なんだと思つていますが、現時点で、配偶者控除についてさらに見直しを行うかということについて考えているわけではありません。

○古川(二)委員 では、これからやろうとしている個人所得税のかなり大きな改革の中で、配偶者控除は、当面、そういう見直しの対象には入れないということですか。そういうことではないですか。

○麻生国務大臣 おっしゃるとおりです。私が今申し上げたとおり、そのとおりです。

○古川(二)委員 そうなると、就業調整の問題、税制という観点から、働き方に中立的な税制という意味で本当にいいのかどうか。もちろんさまざまな問題がありますよ、廃止すれば。だから、私たちも、先日出しました対案の中では、配偶者控除は廃止するけれども、扶養控除も廃止して、新たに世帯控除を税額控除という形で設けるように提案しています。

やはり所得税制の抜本改革をするというんだつたら、そういう配偶者控除のあり方そのもの、去年の夏、ちよつと議論を政府の方でもされたようですけれども、やはり踏み込まないといけないと思ふんですが、踏み込まないで、本当に所得税の抜本改革がこれからやれるのか、私は大いに疑問を感じているということを申し上げたいと思ふいます。

次に、個人所得税改革、これからやろうとして

いることについて少しお伺いしたいと思います。今、日本の所得税、一つの大きな問題は、所得再分配機能がかつてに比べると、かつては、余りにもあり過ぎだと思ふすけれども、しかし、それにしても、やはり低下してきているんじゃないか。かつ、これだけグローバルに格差の拡大という問題が大きな課題になっている中で、所得税の所得再分配機能を強化していくことは、これから行うつもりであるう所得税改革において、大きな目的の一つにならなければいけないと思ふますが、この点は大臣はどのように考えて

らつしゃいますか。

○麻生国務大臣 所得税につきましては、所得再分配機能については、これは重要な役割を担っておるんですが、政府の税制調査会においても、昭和六十年代以降、少なくとも税率構造については大幅な累進緩和というのが行われた結果として、所得再分配機能が低下したということは否めない事実だと思ふます。そういった点が指摘をされているところでもあります。

こうした中で、平成二十九年年度の与党税制改正大綱の中においても、所得再分配機能の回復の観点から、基礎控除などの人的控除等についての控除方式の見直し、また、多様な働き方を踏まえた、所得の種類に応じた控除と人的控除のあり方の見直しなどの個人所得課税方式の方向性が示されているところでもあります。

今、御指摘のありました所得再分配機能の回復の観点からは、基礎控除を初めとする人的控除について、基礎控除などの人的控除が採用している所得控除方式は高所得者ほど税負担の軽減額が大きいことから、諸外国における負担調整の仕組みも踏まえつつ、控除方式のあり方について検討を進めることというふうになされております。

こうした与党の議論を踏まえて、今、控除全体の見直しをする議論の中で、今から丁寧に議論なり検討を進めていくことであろうかと存じます。

○古川(二)委員 これはぜひ、やはりしっかりと

やっていただきたいと思つていんです。今、きょう、今ちよつと資料を一枚お配りさせていただきますけれども、やはり高所得者ほど減税額が大きいですね。ですから、我々は、これを所得控除から税額控除という形に変えるべきではないかと。今回の対案の中でも、基礎控除から、所得控除を税額控除に変えるという案を出させていただいております。これだけグローバル化が進んだ中で、かつての

ように最高税率、それこそ八〇%を超えるようなとか、やはりそういうものは現実的ではない。ですから、税率を上げるといふ形よりも、やはりこの控除の仕方を所得控除から税額控除に変えることによつて、これは減税額は所得にかかわらず一定になりますから、高所得の人たちにとっては負担増となるわけでありまして、これを、所得控除を税額控除に変えるだけで、かなり所得の再分配機能は回復されるんだと思うんですね。

そういう意味では、さまざまな案が、所得制限をかけるとか、そういう考え方もあるようだけれども、我々は、やはりこれは一律に税額控除という形で控除というものは設けていく。特に、これまでの所得控除というのは、基本的に、これは別に所得にかかわらず、みんな公平に、一律に受けていたわけですね。これを抜本的に見直すときに、高所得の人だけが控除なしですよというのは、やはりこれは納税をする立場の人たちに対していかなるものか。

もちろん、私は、格差の是正というものはしていかなくちゃいけない、そのためには、負担能力のある人たち、担税力の高い人にはその担税力に応じた負担をせよという形にすべきだと思いますが、だからといって、そういう控除を所得が高いからというだけで一切なくしてしまうというふうな方向というのは、これは所得の高い人も含めてみんな国民なんです。みんなで助け合つていくという意味では、それこそ税額控除のような形で、額は同じだけれども、低所得の人も高所得の人もみんな一律にその分の控除はありますよという方が、そういう高所得の人たちが負担増を受け入れるに当たつても受け入れやすいんだと思うんですね。

私は、税というのは、余り北風政策では、やはり隠そうとか外に出ていこうとか、そういう租税回避や脱税的な行為をむしろ助長してしまつと。麻生大臣のようなお金持ちの方が、喜んで税金を払おう、日本で税金を払いたい、もつともつと払わせてくれと思うような税の方がやはりいいんだ

と思います。

ですから、私は、税制というのは、そういう意味では、ぎりぎり北風のように金持ちから取れたいいな、そういうものじゃなくて、負担能力のある人がこの社会のために、では出しましょう。もちろんそれは、使ひ方、使われ方は大事ですけれども、それだけじゃなくて、税制の仕組みそのものが、みんなが納得して納めようというふうになる。そういう意味では、私は、これから見直そうとする控除のあり方としては、税額控除にしていくということが最も好ましいと思います。大臣のお考えはいかがでしょう。

○麻生国務大臣 今の税額控除の話ですけれども、これは、昨年末の与党の税制改正の大綱の中において、現在、基礎控除の人的控除というものが採用しております所得控除方式は、高所得者ほどいわゆる税負担の軽減額が大きい、おっしゃるとおりなので、いわゆる収入にかかわらず税負担の軽減額が一定となるゼロ税率方式とか、今言われた税額控除方式の導入、もう一点は、所得控除方式はそのまま維持しつつも、少なくとも、高所得者については税負担の軽減額を減減させるとか消失させるとか、仕組みはいろいろあるんだと思いますが、そういったものを、諸外国の例も参考にしながら、控除方式のあり方について検討するという旨が示されております。

そういう意味では、今後、今言われたような議論も踏まえつつ、いわゆる控除全体の見直しを行うという議論の中で、今言われましたように、北風、南風、物すごくいい表現だと思ひますけれども、喜んで払いたくなる人というのは、よほど人間ができていないとそんな人というのは、よほどいるんですが、丁寧に話を進めていく必要があるかと考えておりますので、基本的に、今からいろいろ議論がなされると思ひます。

○古川(二)委員 北風と南風ではなくて、北風と太陽ですね。ですけれども、大臣のような方であれば、喜んで、お国のためであれば払おうというふうにならなると思ひますけれども、やは

り、大臣のような、そういうお金持ちの人たちが、この税制であればきちんとつしつかり納めよう、負担しようと思ふような社会には私はいきたいと思ひますし、税制もそういうあり方であるべきじゃないかと思ひます。

そういう意味では、私は、税額控除というものを私たちが提案をしております、ぜひそういう方向に改革を進めていただきたいと思ひます。何かこの所得控除を税額控除に変える場合の問題点というのはありますか。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。税額控除方式に変えていく場合の問題点という御質問でございます。

これは、具体的な制度設計をどうしていくかということによつても変わりますと思ひますけれども、個人所得税改革につきましては、税収中立を基本的な考え方として進めていこうと思ひております。仮にそうした場合には、具体的な税額控除の金額をどの程度の水準に設定するかといったこととか、また、個々の納税者に生ずることとなる負担の増減をどのように考えるかといったさまざまな課題があるものと考えております。

○古川(二)委員 それは、税制改正をすれば、当然、負担増になる人、減になる人とかいろいろあるわけで、それ以外に制度的に何か問題があるということとは、では、今の主税局長の答弁を聞く、特になんかということですね。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。伝統的には、所得税の控除は、御案内のとおり、所得控除になっております。これ自体は、所得の中から課税されるにふさわしい所得をえり出すという考え方の中で、担税力の減殺の部分について控除するというところで所得控除の考え方がとられておりますので、そういう考え方との整合性の上で、最終的に出てくるその税額を控除するということをどう考えるのかといったその整理の問題が根本的にはあるのかと思ひますけれども、控除のあり方として一つの考え方であるということとは理解をしております。

そういうことも含めて鋭意検討していくということだと思ひます。

○古川(二)委員 この問題は、憲法二十五条の最低生活の保障みたいなところとかかわるといふ話もありますけれども、最低生活に係る所得には課税しないという考え方と、税額控除という形で、最低生活部分の所得は結果的に、ある意味で確保されるということであれば、私は、そういう講学的な問題というのもクリアできるんじゃないかと思ひますから、制度設計上は、そこは考えれば問題はないという局長の話でもありましたから、ぜひこれは税額控除の導入、所得控除を税額控除に変えるという方向で議論を進めていただきたいということをお願い申し上げたいと思ひます。

次に、国税関係帳簿書類の保存についてちょっとお伺ひしたいと思ひます。昨年の十二月二十日に、国税庁の方から税務システム連絡協議会宛てに、国税関係帳簿書類の電子保存に関する周知の依頼について、そういう依頼がなされているんです。

これは、平成二十八年年度税制改正によつて、電帳法のスキヤナー保存に関する要件が緩和されて、電子保存が開始される。今、クラウド会計を初めとして、簡易に会計処理や税務申告が行える会計ソフトが増加し、普及している。ただ、その中には電帳法の要件を満たさない会計ソフトがあつて、これが普及して、それを利用者が誤解して、電帳法に定める税務署長の承認を受けることなく、保存義務がある帳簿及び書類を紙での保存を行わずに、電子データで保存を行う、そういう場合には、これは誤解に基づくものであつても、青色申告とかそういういわば特典を受けられなくなると、不利益が生じる。こういう誤解が生じていることがないように、電帳法の要件を満たしていない会計ソフトにはその旨を表示し、そして、ちゃんと紙での保存が必要な旨の注意喚起をしてくれ、そういう周知の依頼文が出ています。

ペンダーとかそういうところに言うのは大事だと思っただけでも、ちょっと、中には、そもそも電帳法に未対応のクラウドの会計ソフト、こういうものを一部経産省が推奨しているじゃないか、そんなような話も小耳に挟みました。

これは、経産省とか金融庁等に、ちゃんと電帳法の承認要件を満たした会計ソフトにするように、こういうものを国税庁の方から関係省庁に対しても要請すべきではないかと思っておりますが、いかがですか。

○麻生国務大臣 これは、結構、ちよつとした誤解というか、ソフトによって違うというのは明らかに不慮の間違いというか、意図的な間違いじゃなくて、そのソフトを使ったことによって、不良品とは言いませんけれども、そういうのになりかねぬと思いますので、これは税法上の保存義務があります帳簿というものについて、電子帳簿保存法、通称電帳法に定めておりますので、訂正、加除履歴の確保等々の一定の要件を満たしたシステムというものを利用すれば電子データの保存が可能ということになっております。

他方で、その要件を満たしていない会計ソフトというのが今やあるじゃないかというお話なので、これは電子データで保存するのが可能であるということとは誤解しないようにさせておかないかねということ、ホームページでその旨は周知をさせておりますが、税務システム連絡協議会を含む各業界団体への注意を行うよう要請しておりますし、また、各業界団体へ要請事項というもので、経済産業省にもこれはかなり関係するだろうという話は聞いております。

国税当局としては、全てのクラウド会計ソフトというものについて電帳法の要件を満たしたものとするように要請するという立場にはちよつとありませぬものですから、会計ソフトの利用者が誤解というものを生じないようにするために引き続きいろいろ対応していかないといいかねということ、これは経産省やら何やらともいろいろさらに話を詰めていってもらわないかぬところだと思っております。

ります。

○古川(二)委員 私も、国税庁が直接やるということじゃなくて、そういうものを所管している、あるいは、銀行なんか、中小企業に対してもこういうものを使えとかいつて推奨しているときに、例えば金融庁とか何かから銀行とかに対して、電帳法の要件をちゃんと満たしたソフトを使うように指導しないよとか、関係省庁に対してきちんとする必要があるんじゃないかということ、そこはいいですね。

○麻生国務大臣 これはきちんと、善意の間違い、その満たしていないソフトを使ったためにそういうことになるというのは甚だ不幸な話になりますので、そういうことのないように、これは御存じのように要請する立場にはありませんけれども、それが基本だということは各省庁にも話をしております。

○古川(二)委員 ぜひよろしくお願いします。これは今、電子データの話なんですけれども、帳簿に訂正、加除履歴をきちんと残すということの必要性は、これは別に電帳法に基づかない帳簿であっても必要じゃないかと思っただけです。

これは前にも大臣にもちよつと御質問させていただいていますが、これは規則の改正でできるわけですから、今の法人税法の施行規則五十三條の帳簿の記帳要件に、訂正、加除履歴の確保、こういうものをやはりこの機会にきちんと追加していくべきじゃないか。もう中小でも、電子データで、今使っているわけですよ。これは、その部分、ちゃんと加除履歴を残すようなソフトをここでも使っただ、そういうことをすれば、私は先ほどの問題みたいなものは起きてこないと思っております。

ですから、これは、電帳法に基づくものだけじゃなくて、一般的に、やはり訂正、加除履歴をきちんと残すようにというふうな規則改正すべきじゃないかと思っただけでも、いかがですか。○星野政府参考人 お答え申し上げます。御指摘になっておられます、まず、電子帳簿保

存法に基づく電子記帳の作成、保存に当たりましては、訂正、加除履歴の確保を要件の一つとして求めておられますけれども、この要件は、電磁的に帳簿を作成、保存する場合に大規模な訂正、加除を容易に遡及して行うことが可能であることを踏まえて設けているものでございます。

他方、今御指摘になりました法人税法施行規則五十三條の規定でございますけれども、これは青色申告の関連で設けられているものでございまして、電子帳簿保存をするか否かにかかわらず、全ての法人に義務づけるべきではないか、そういう御趣旨と理解をしております。

ただ、訂正、加除履歴の確保を、電子帳簿保存法の適用の有無にかかわらず、中小法人を含む全ての法人に対して一律に求めるということになりますと、新たな負担を課すことになりかねないというところでございまして、その必要性についてはやはり慎重な検討が必要と考えているところでございまして。

○古川(二)委員 新たな負担というふうにおっしゃるんですけれども、中小企業でもこういうソフトを活用しているようなところはもう六割を超えているとも言われているんですね。

ですから、こういうちゃんと訂正、加除履歴が確保される、ちゃんと残るソフトを使えば、別に新たな何か事務負担がふえるわけでもありませんし、手書きやエクセルなんかを使って帳簿を作成する場合には見え消しで残せばいいわけですから、そういう意味では、それほど、そんなに大きな負担にならないと思っただけで、むしろ、そういうところの負担をちゃんと何かカバーするような仕組みというものをやって、これは、それこそ中小零細企業の効率化とかそういう意味でもこういうものを使うようにいつて推奨しているわけですから、やはりそこは、いつ聞いても同じ答弁なんですけれども、もうちよつと前向きにちゃんと検討していくことをすべきときに来ているんじゃないか。どうですか、局長。

○星野政府参考人 先生の御指摘は十分理解をしておるつもりでございますけれども、記帳の、要するに適時性も含めまして、どのように考えるかということであるかと思っております。

適時性につきまして、商法では、適時、正確な記録を求めるということになっておるわけでございますけれども、税法上は、帳簿の記録が、例えば欠損金の繰越控除制度ですとか青色申告の承認要件になっているとか、そういういろいろな要件と絡んでいることございまして、適時性まで求めて、今おっしゃるようなソフトを使っていうようなことまで義務づけをするということになりますと、事業者にとつては、負担を課すということになりかねませんので、やはり慎重な検討が必要だということに考えているところでございます。

○古川(二)委員 本場に負担なのかどうか、関係者にもしっかりとヒアリングして、調査もした上で、もう何回、何年たっても同じ話で、世の中は変わっているんですから、やはり時代に合わせてそこはちゃんと、もちろん必要な記録はとりつつ、効率化を進めるといことは大事だと思っただけです。それから、ぜひそこは検討していただきたいと思っております。

次に、ちよつと国税の執行体制についてお伺いしたいと思います。最近、国際取引というものが裾野が広がっていつて、大企業とか、海外で子会社を有する法人だけじゃなくて、個人なんかにも広がっている、中小企業はもちろん、個人まで広がっているわけでありまして。そういうところが、昨年話題になりましたパナマ文書、これに対応するものとして、BEPSの行動とか、今回の法案でも対応がありますけれども、とられていくわけでありまして。

こういう状況を考えますと、国税庁は国際取引に対処してかなり体制を強化していかなくやいなんじゃないかなというふうな思っているんですけれども、今ちよつと調べてみますと、こういう国際取引にどう対応するかということ、どういふと、国税局には統括国税実査官というのがあつた

り、またあと国際税務専門官というのがあるようなんですけれども、全国に十二の国税局及び五百二十四の税務署が存在する中で、この国際税務専門官は三百五十九人しかいないんですよ。

地方に行ったらそういう人とかいないだろうというところ、地方の方にお金持ちというの結構いまして、そういうところもやはり調査をする対象に必要だと思っております。税務署の数の六割ぐらいしかまだこの国際税務専門官がないという状況で、この中で本当に、さまざま今問題になつております不公正な租税回避措置、こういうものに対応できるのか、やはり今の執行体制では全く不十分ではないかというふうに思うんですが、いかがですか。

○飯塚政府参考人 お答えをいたします。先生御指摘の、いわゆるパナマ文書でございますとかBEP Sプロジェクトの進展などを契機といたしまして、富裕層や海外取引のある企業による海外への資産隠しや国際的な租税回避行為に対しまして、国民の関心が大きく高まっている状況にあると認識しております。

国税庁といたしましては、こうした国際的な動きも十分視野に入れて、適正、公平な課税を実現していくことが国民からの信頼の確保につながるものと考えてございます。したがって、国外送金等調書などや租税条約等に基づく情報交換等による有効な資料情報の収集に努めまして、課税上問題があると認められる場合には積極的に調査を実施しているところでございます。

お尋ねの執行体制でございますけれども、国際課税に係る調査等を専門的に担当します。御指摘もございました国際税務専門官、これが、二十八年度におきましては、全国の国税局、税務署に三百六十三設置してございます。また、二十九年年度予算では、国税庁の本庁に国際課税の司令塔として国際課税企画官の新設、あるいは国税局に国際担当の統括国際実査官の増設、また今申し上げました国際税務専門官をさらに九増設する、こういったような内容を盛り込むなど、所要の体制整備

備を順次図つていくところでございます。

今後とも、こうした取り組みをさらに進めていくことにより、必要な人員を確保し、国税庁の執行体制の充実を図っていくことが大変重要であると認識してございます。

○古川(三)委員 認識だけじゃなくて、しっかりと体制を強化していただきたいと思ひます。

また、国際取引だけじゃなくて、国税をめぐるとさまざまな対応をしなければいけないという状況は、仕事はふえているにもかかわらず定員は毎年減らされて、まあ、二十九年度はやと一人の増減になりましたけれども、こういう状況はいわゆる実調率にもあらわれておりまして、平成元年には法人で八・五%だった実調率が平成二十六年には三・一%。個人だと、平成元年には二・三%だった実調率が平成二十六年には一・一%、半分以上に落ちていましてね。これだけ実調率が落ちてしまつていて、そういう状況について国税庁としてどのように考えていらつしやるんですか。

〔委員長退席、藤丸委員長代理着席〕

○飯塚政府参考人 お答えを申し上げます。

平成二十七年事務年度における個人と法人の実地調査割合でございますが、それぞれ一・一%と三・一%となつてございまして、御指摘のように、平成元年と比べて半分以上の実調率となつているところでございます。

この実調率の低下の要因でございますけれども、税務行政を取り巻く環境がさまざま変化をしております。申告件数の増加等による業務量の大幅な増加、あるいは経済活動の国際化やICT化による調査事務の複雑化、あるいは平成二十五年の改正国税通則法に伴います税務調査手続の法定化、こういったような要因が関係しているというふうに考えております。

こうした状況でございますので、国税庁といたしましては、税務コンプライアンスの維持向上が重要な課題であるというふうに認識をしております。

このことに対応いたしますために、例えば、簡易な誤りであれば、電話や書面により納税者の自主的な見直しを要請するなど、実地調査以外の手法を用いた納税者との接触手段の多様化を図るといった工夫なども行つておりますが、他方、やはり実地調査は税務コンプライアンスを確保するための最も重要な手段の一つであるというふうに考えてございまして、実地調査を行うために必要となる人員を今後とも確保していくことが大事であるというふうに考えてございます。

○古川(三)委員 しつかり人員を確保していただきたいと思ひます。

最後に、昨年、酒類に關しまして、過度な価格競争の防止等を目的とした酒税法等の一部改正法が、これは委員長提案で全会一致で成立して、ことし六月一日に施行されることになっておりますが、国税庁において、この法施行に向けた準備の取り組み、特に、新たな公正な取引の基準策定、この進捗状況及びその内容はどのようなものになつていくか教えていただけますか。

○飯塚政府参考人 お答え申し上げます。

酒税法等の一部改正法によつて成立して公布された昨年六月三日に議員立法によつて成立して公布されております。この法律におきましては、財務大臣の委任を受けて、国税庁長官が公正な取引基準を告示として定めるとともに、この基準を遵守しない酒類業者に対しましては、指示、公表、命令、免許取り消しといったことができることとされております。

この基準案策定の状況でございますけれども、法定手続として、まず、国税審議会を昨年十二月二十一日に開催して、有識者による議論を行つております。また、その後、十二月二十七日からことし二月三日までの間、パブリックコメントを実施し、現在、その結果の取りまとめを行つているところでございます。

この基準案の内容についてのお尋ねもございましたが、まず議員立法の趣旨を踏まえた目的を明記いたしました。その上で、酒類業者が遵守すべき公正な取引の基準として、正当な理由なく酒類を総販売原価を下回る価格で継続して販売してはならないということ、かつ、自己または他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがある取引を行つてはならない、こういった旨を定めることとしております。また、あわせて、売上原価の算定方法や費用配賦の方法、あるいは公正取引委員会との連携等についても定めることといたしております。

いずれにいたしましても、パブリックコメントの結果等も踏まえながら、改正法の施行、ことしの六月でございますけれども、ここに向けて適切に対応してまいりたいと思ひております。

〔藤丸委員長代理退席、委員長着席〕

○古川(三)委員 ぜひ、しつかりその基準をつくつていただきたいと思ひますが、この基準ができて、これまでもそうなんですけれども、やはりなかなか守られていない。ですから、どう実効性を担保するかということが大事だと思ひますけれども、この法実効性の担保のためにどのような取り組みをするつもりか、見解を教えてください。

○飯塚政府参考人 お答えを申し上げます。

今般の改正法によりまして、先ほど申し上げましたように、酒類業者に対して指示、公表、命令、免許取り消しができるようになりましたが、このほか、質問検査権の拡充ですとか、公正取引委員会との双方の報告制度が設けられるなど、公正な取引環境の整備に向けた体制が強化されたところでございます。国税庁としては、こうした制度を活用しながら実効性のある運用を行つてまいりたいと思ひております。

また、改正法の趣旨や考え方等につきまして、各国税局、税務署の担当者に対する部内研修を充実させますとともに、全酒類業者に対するパンフレットの送付や、各国税局、税務署による説明会の開催など、しつかり周知を図つてまいりたいと思ひております。

○古川(二)委員 仏つくって魂入れずにならないように、しっかり我々もチェックしていきたいと思ひますが、庁の方でもしっかりやっていただきたいと思ひます。

最後に、義務化された酒類販売管理研修制度についてお伺いしたいと思ふんですが、その講師を務める人のレベルというのは現在まちまちだといふふうに向つてはいるんですが、義務化された研修となる以上、今後、講師資格の真正性の確保などきちんとした措置をとる必要があると思ひますが、その点についてはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○飯塚政府参考人 お答えを申し上げます。酒類販売管理研修についてでございますけれども、法令遵守の状況や申請団体の公益性、研修実施能力といった法令上の要件を満たすものとして国税庁長官が指定した研修実施団体が実施するということとされておるところでございます。国税庁では、指定した研修実施団体に対して、研修用のモデルテキストでございますとかDVDを作成して提供するなど、適切な研修を実施するための支援を行っているところでございます。

○古川(二)委員 義務化された以上、講師の質の向上を図ることはこれまで以上に重要な課題であると認識をしております。今後は、研修実施団体に対して、研修講師向けの講習会等とかが、関係法令に関する改正事項の周知といったことをしっかり行うよう指導させていただきたいと考えております。

○古川(二)委員 義務化された以上、講師の質の確保をしっかりとやっていただきたいと思ひます。時間が来ましたので、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○御法川委員長 次に、今井雅人君。

○今井委員 民進党の今井雅人でございます。今予算委員会の方で大変議論になっております、豊中市の国有財産を森友学園に売却した件であります。マスコミで今取り上げられておりますけれども、管轄が近畿財務局ということござ

いますので、きょうは財務金融委員会の方でこの話をいろいろと伺つていこうと思ひます。私も予算委員会のメンバーですと聞いておりますが、もう不可解なことだらけであります。きょうは我が党で現地の方に調査チームを送つて、関係者にヒアリングと、それから現地確認ということを行かせていただいておりますけれども、またそれを受けて各委員会で質疑を行いたいと思ひますが、きょうはわかっている範囲の中で私の方からお伺いをしたいというふうに思ひます。

まず、経緯もちょっとよく御存じない方がいらっしゃるかもしれないので、簡単に私の方から、手元に資料をお渡ししておりますので、それをもとにお話をしたいと思いますけれども、それも、平成二十五年の四月に大阪航空局がこの土地を売却したいということで近畿財務局に対して売却を依頼したというのがスタートなんです。その売却の依頼を受けて、その年の九月に森友学園が近畿財務局に取得の要望書を出したというところがスタートであります。

ここに小学校を建てるということで、これは認可をおろすのは大阪府でありますから、大阪府の私立学校審議会というところでこれが協議をされていきました。そして、翌年の平成二十六年の十二月の審議会では、内容が余りに曖昧過ぎるということで答申が保留になりました。二十六年の十二月です。そして、翌月の二十七年の一月に突然、これは異例らしいですけれども、臨時会が開かれました。そこで、条件を付した上で、許可適当、許可じゃありません、認可適当ですね、認可適当という判断が出たということなんです。ですから、条件が今はまだ整っていないだけども、整つたら認可をしましょうということ、認可適当ということが始まったわけです。

そのことも受けまして、今度は国の方ですけれども、その翌月の二月の二十日に、国有財産近畿地方審議会、百二十三回目のところ、すけれども、そこで議論がされて、そして、個々にいろいろ

るな議論があつたそうです。反対意見もいろいろあつたそうですけれども、一応、条件を付して、認可適当ということに大阪府が判断をしたので、まあいいんじゃないだろうかということ、その場で決まったということでありました。

それを受けて、その年の五月二十九日に、ここに資料がありますけれども、近畿財務局において、買い受け特約を付した有償貸付契約、これは具体的に平成二十七年から三十七年の十年間の定期借地契約です。そういうのを結んだんですけれども、これを結んだときに、既に土壌汚染とか廃材とかが少しあるということがわかっていまして、それを森友学園の方が自分たちで除去しますというところで除去しまして、平成二十八年四月六日、その金額が一億三千万円、これだけかかりましたということ、国がその分を森友学園に払つてやったということ。ここまではよかつたんです、ここまでは。

問題はここからあります。問題はここからで、平成二十八年の三月の十一日に、工事をしている間に、もつと掘つていければ、新しいところ地下埋設物があるということがわかつて、森友学園が近畿財務局に連絡をしました。

それで、三日後には、三月十四日に、近畿財務局と大阪航空局と現場関係者が現地の確認に行きました。

そして、その十日後に、これは後で伺います。非常に不可思議なんです。それまで定期借地契約、買い受け特約をつけてはいましたけれども、借りると言つていたのが、突然、森友学園はこの土地を買いいたいと言つています。それまでは、買い戻し特約を付した定期借地契約、これは事務方の最初の説明のときは、審議会をやつていくときですね、事務方の方で、八年間くらい借りたら買いたいという意向がどうですということ、説明してあります。つまり、十年間のうちの八年間、たつたら買うとしていたのが、突然ここで、いや、今すぐ買いますというふうに変更になりました。非常に不可思議です。

それを見て、その後、見積もりをしましょうというところで国が見積もりをして、八億一千九百万ぐらいですねということ、大阪航空局が見積もりをしてあります。買うという判断をしたのは、実はこの見積もり金額が出る前ですね。ここが非常に不思議なんですけれども。

まず最初に、ちょっとお伺いしたいんですが、埋設物が見つかったら、国がこれを除去して、その除去した状態で森友学園に渡すという方法があつたと思ふんですが、それは考えられたというふうには予算委員会でも答弁しておられたけれども、なぜその方法をとられなかつたんですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。今、日にちを追つての事実関係は、委員のおつしゃつたとおりでございます。

それで、三月十一日、二十八年でございますが、森友学園、この時点で、まさに森友学園は、借地契約中に学校の建設工事をやっている真つ最中でございます。その中に、森友学園から、今委員がおつしゃつた、最初の埋設物とは別に、新たに深いところから埋設物が見つかりましたという報告を三月十一日に受けたところでございます。

十四日の前ですけれども、見つかりました。したがって、これをどうしてほしいかと。近畿財務局あるいは大阪航空局に対して、開校予定時期もほぼ一年後でございますので、そういう切迫した状況の中で、対応を検討してほしいというふうなお話がありました。それを受けて、今おつしゃつたように、三月十四日に、財務局や航空局で現場の確認を実施しているところでございます。

そういう意味では、まさに一年後に開校しなくちゃいけない、まさに学校建設を遅滞なく進めたいというところに新たな埋設物がたくさん出てきそうだとということ、ございまして、そういう意味では、みずからこの埋設物を撤去して建設工事を進める方が非常に速やかにできるのではないかと、我が校側の判断もあつたと承知しております。

いましたように、もう一つの方法としては、借地契約中に、国として、その新たに見つかった埋設物を撤去して、それで売却するということもあり得たと思いますが、先方は一年後に開校ということとでございまして、これを我々国として撤去しますと、これは入札にかけねばいけません。それが相当時間もかかりますし、仮にいろいろなものが見つかって、まさに上の建設工事の認可に変更が出るような可能性もございまして、その場合にはさらに時間もかかります。

いろいろな意味で、国がやりますと、国が所有したまま工事をしますと時間がかりますので、そういう意味では、速やかにみずから土地を取得して撤去して工事を進めたい、こういう御意向だったと承知しております。

○今井委員 ちよつと今不思議なことをおっしゃいましたけれども、国がやって何か新しいものが発見されると認可に変更が出るからやらなかったと今おっしゃいましたね。その答弁はおかしいのですか。国がやったら認可できなくなるかもしれないからやらないと今おっしゃったんですよ。それはおかしいですよ。

○佐川政府参考人 今申ししたのは、まず、国が工事をするとき、入札の手続で時間がかかるということとは当然でございます。

それから、二点目に申し上げたのは、仮にと申し上げたんですけれども、仮に国がそれをずつと掘っていった場合に、貸付契約の中で、仮に何か大きなものが見つかったら、それで、その地下埋設物の撤去に伴って、上の土地の利用計画というのが当然ございますので、その変更が仮に起こるようなこともある可能性もあるということでございます。まして、別に特段のことではございませんけれども、いずれにしても、そういう可能性も含めて、入札手続も含めて相当時間がかかるというようなことでございます。

○今井委員 御自分で言っておられることがわかるかどうか分かりませんが、もつと掘っていったらいろいろなものが出てきて認可できなくなるか

もしれませんから、そのところはもうさわらないようにしようかと今おっしゃっているんですよ。そういうことでしよう、今おっしゃっているのは、そういう意味じゃないですか。そんなことではないんですか。

○佐川政府参考人 今申し上げましたように、学校建設を今している真つ最中でございまして、この学校を遅滞なく建設するというところでございまして、この貸付契約の中に、そもそも今結んでおります貸付契約の中に、仮に地下埋設物の撤去に伴いまして土地利用の計画の変更等が必要となれば、国の承認手続で時間がかかる、そういう契約になっておる、こういうことでございます。

○今井委員 それは順序がちよつと逆だと僕は思っています。

だって、この学校はまだ認可もおりていないんです。それで、もつと掘ったらいろいろなものが出てきて変更しなきゃいけないんだしたら、開校を延ばせばいいじゃないですか。開校しなきゃいけないからそういうところはさわらないでおこうという考え方は、逆じゃないですか。

○佐川政府参考人 開校は開校で学校法人側が急いでいるという話ではございますけれども、今委員の御指摘でありますれば、今私が説明申し上げましたのは、貸付契約の中でそういうことになっているということでございます。

○今井委員 いや、貸付契約ではなくて、もつと新しいものを掘ったら変更になるかもしれないとおっしゃったじゃないですか。それはちよつと答弁が苦しいですけども、もう一回話されませんか。どうぞどうぞ。

○佐川政府参考人 恐縮ですが、同じ答弁になります。ゆつくりやらせていただきます。

貸付契約の中で、仮に地下埋設物の撤去に伴い土地利用計画の変更等が必要となれば、国の承認手続等で時間がかかる可能性がある、こういうことでございます。

○今井委員 ですから、別に、それは変更になったら開校をおくらせればいいだけの話なので、そ

れに合わせなきゃいけないということではないと思えますよ。

それで、ちよつとこれは単純な質問ですけども、今回は、見積もりをして、向こうの見積もりをした金額を時価から差引いて、それで売却金額を決めていますね。例えば、前の、既に明らかになっていたものは、土壤改良して、実際にかつたお金を返還してありますね、こういうやり方はできなかつたんですか。

○佐川政府参考人 最初の話は有益費でお払いした話でございますけれども、それは、最初に貸付契約を結ぶ段階でそこにあることがもう存在しておりましたので、それがわかつた上で有益費を支払うという貸付契約でございました。

今回は、先ほど御説明したように、途中、建設工事の真つ最中、一年後に開校が迫る中で見つかつたということでございますので、こういう判断になつたということでございます。

○今井委員 そういうことは実務的に可能か可能じゃないか。可能じゃないならいいんです。それをちよつと確認したいんです。このケースでもそういうことが法律上できるかどうかということですか。

○佐川政府参考人 前にも御答弁申し上げましたが、それは個別に法人との間で貸付契約と売買予約契約を同時に結んでおりますので、そういう契約の中で両者で話し合ひをして、もちろん、先ほど申しましたように、国が撤去をしてそれで売り渡すということも可能だと思ひますが、そういう意味では、先ほど申し上げましたように、一年後に迫つているという中で判断でございます。

○今井委員 ちよつと質問の意図が間違つています。

学校側が工事をして、その分、実費、かかつた分をお返しするということは実務的にはできなかつたんでしょうかということですか。

○佐川政府参考人 一般的には、国が埋設物を撤去して更地として売却する、あるいは、地下埋設物の撤去費用を見積もり、更地価格からその撤去

費用を差し引いて売却するというのが一般的でございます。

○今井委員 では、一般的じゃない方法もあるわけですね。そういうこともできると言うことですか。できるかできないか、教えてください。理論的にできるかできないか。

○佐川政府参考人 理論的に両者の契約の間でできる可能性はあると思ひますが、そのときの時点では、先ほど申し上げたその二点の中の選択をしたということでございます。

○今井委員 できる可能性はあるということを今御答弁いただきました。大事な答弁だと思ひます。

それで、次にお伺ひしたいのは、先ほどちよつと触れましたけれども、三月の十一日にごみが見つかつた、三日後にみんなどで見に行きました、その十日後に、突然、森友学園さんは、この金額が幾らになるかわからないんですが、私、買いますと、これまでは借りますと言つていたのが買いますというふうに変つてきています。この十日間の間に恐らく何か起きています。何が一休あつたんでしょうか。

○佐川政府参考人 何度も申し上げて恐縮ですが、まさにその建設工事をやっている真つ最中で、一年後に開校するという状況の中で見つかつているわけでございます。十日というふうには先生おっしゃいますが、いずれにしても、それは我々も、こういう埋設物が見つかったということも財務局も航空局も検討はしますが、先方としても早期にこの埋設物を撤去して開校に間に合わせたいということも考えたということでございます。

○今井委員 私が伺ひしているのは、もともとこれは、八年ぐらいたつてから買ひ受け特約を行使しようという、大体そういううめど十年間の定期借地契約をしてスタートしているんです。ところが、この三月二十四日に、突然、この買ひ受け特約を今行使して私は買ひますと、今までと全く違う判断をしておられるんです。突然変えられた

んで、このわずか十日間の間に。

しかも、この撤去の費用が幾らかかるかもこの時点では全くわかりません。それなのに、なぜここで買うというふうにならなかつたのかは私とても理解できないですね。だから、お伺いしているんです。なぜこうなつたんでしょうか。

○佐川政府参考人 委員おっしゃいましたように、十年間の定期借地契約ということで、当初、八年程度をめどにというふうなお話だつたと思ひます。

その上で、先ほどから何遍も申し上げていますが、一番大きな要素は、とにかく開校を間に合わせたというのが一番大きな要素であつたと思ひます。

それから、そもそも定期借地契約にしたのは、もちろん資金面でのいろいろ事情もあつたと思われまふけれども、この時点で、買いたいというときにこれだけの埋設物があつた場合には、一つ、その撤去費用を控除した上での土地を買い取るといふ御判断も先方にはあつたかと思ひます。

ただ、いずれにしても、先ほど先生がおっしゃいましたけれども、私どもとしては、その撤去費用について、一切先方にお伝えするようなことはしていません。

○今井委員 では、ちよつと次にお伺いしますけれども、これは、もともとは二十七年二月十日の国有財産近畿地方審議会です。承してありますね。これだけの新しい、言つてみれば九億円が一億円になつてしまふぐらいの時価が下がるわけですね、これほどの大きな事案なのに、この以降、国有財産近畿地方審議会です。このことは議論してないんでしょうか。

○佐川政府参考人 お答えします。

今先生がおっしゃいました二十七年二月十日の百二十三回国有財産近畿地方審議会でございますが、ここにおける審議は、この土地をこの法人にこういう処分をする、こういう方法で処分をする、こういう方法というの定期借地プラス買い戻し特約つきでございますけれども、ということ

で、そこで了解を得ておるわけでございます。売却価格については時価で売るといふことで、その了解を得ているわけでございます。そういう意味では、時価で売るといふことにつきましてその場で了解を得ておりますので、改めてその審議の必要はないというふうな考えておりました。

○今井委員 しかし、九億円で売れるものが一億円でしか売れないという状況になつて、それを審議会でも報告もしないなんといふことはあり得るんですか。

○佐川政府参考人 時価で売却するということでございますので、不動産鑑定評価額から国土交通省が見積もつた撤去費用を差し引いた金額が適正な時価でございますので、その金額で売却をしたということでございます。

○今井委員 いや、ちよつと皆さん、聞いていて不思議だと思わぬ方が不思議だと思つておられるけれども、九億円のものが一億円になつたことを何も報告しない、そんなことが本当にあり得るのかということなんですけれども、平成二十八年の六月二十日に売買契約してありますけれども、その四日前にも百二十六回の国有財産近畿地方審議会、まさに売買契約する四日前に審議会が行われておりますが、私が承知しておる、ここでも何もこのことが議論になつていないと思つておるんですが、これは事実ですか。

○佐川政府参考人 そういう公共随契等で売り払つたものについて、しばらくたつてから御報告をするというところは当然あり得ますけれども、その時点で売却しておりませんし、また、先ほど申し上げましたように、売却そのものについての了解も得ているところでございますので、その審議会では報告してございません。

○今井委員 水かけ論になりますからもうこの話はこれでやめますけれども、これだけ金額が変わつたのに審議会にも報告もしない、もう諮らなくていいというのにはわかりませんよ、時価で売却の認められているからということとは、そこまで

はわかりますが、しかし、これだけの価格の変化があつたのに審議会に報告もしないというのは、これはちよつと問題があると思ひますよ。いかがです、何か答弁はありますか。

○佐川政府参考人 個別の土地の随契の売却について、それぞれ各財務局の地方審議会でも報告しているというふうな承知しておりますけれども、本件についても、売却しておりますので、どこかのタイミングで報告されることはあるかと思ひますけれども、現時点ではしてないということでございます。

○今井委員 大分後になつてから言ひます、今は言いたくありません、そういうことをおっしゃつておられるようですが、売却する前にそれはやはり報告するべきですよ。当然だと思ひますね。

ちよつとそのことを指摘しておいて、もう一個お伺いしたいんですけれども、最初の買い取り特約つきの定期借地権のところ、最終的には国有財産売買予約契約書というのをつくつておられます。これは、要は買い取り特約を行使した場合にどういう手続をするかということが書いてあります。そこを讀みますと、売買契約書の中では、森友学園が、要するに買った場合は、売買代金を本契約と同時に払わなさいと書いてあります。つまり、一括金額払えといふのがもともとの売買契約書の内容です。ところが、最後、これを一括で買いますという契約をしたときの条件ががらつと変わつておられて、分割払いになつておられます。二千八百万円だつたと思ひますけれども、これは、何年間だつたかな、ちよつと金額は正確には忘れましたけれども、分割で払うというふうな突然契約が変わつておられます。

それまで何年後かに買つて一括で払うという契約だつたのが、すぐ買うけれども分割にしてくださいという契約に変わつておられるんですね。こんな変更は、これは許されるんですか。

○佐川政府参考人 今委員がおっしゃいましたのは平成二十七年五月のいわゆる買い受け特約つき

の貸付契約のときの話でございます。その後、先ほどから何遍も出ております新たな埋設物の発見という状況の変更もありまして、とにかく急がなくちゃいかぬ、買いますということになりました。

そういう意味では、いわゆる分割の方法、分割納付というのは、国有財産特別措置法において、買い受け人が売り払い代金を一括して支払うことが困難で、確実な担保を徴求し、利息を付した上で分割払いということで、法令上認められている措置でございますので、先方と議論した上でそうしたということでございます。

○今井委員 法令で認められているのはわかっていますが、今の御説明ですと、お金がないから分割にしてくださいという場合はオーケーということですね。そういうことですね。だから、それぐらひ財務内容が不安定な学校であるということをおっしゃつておられるわけですね。

○佐川政府参考人 私の答弁で、学校の経営が不安定などということは一言も言つておりません。国有地の売り払い代金を一括して納付することが困難でという申し出があつて、法令に基づいて分割払いを認めるということでございます。

○今井委員 つまり、では、経営が不安定という言い方は変えまされども、資金的余裕のない学校である、だから分割にしたということですね。○佐川政府参考人 先方の申し出があつて、先方の事業計画を確認して、きちんと分割で払つていただけるということを確認した上で認めたとのことでございます。

○今井委員 ちよつといろいろおっしゃつておられますけれども、御自分で認めていらつしやいますから。一括で払うのは困難だということからの申し出があつた。それだけ資金的に余裕がないところであるということをお断りして分割にされたということですよ。それで間違ひないですね。

○佐川政府参考人 法令上の規則に従つて、そういう扱いをしたということでございます。

○今井委員 それもちよつと問題だと私は思っています。

それと、きようは文科省さんもらつしやつていただいていますか。まず、事実確認ですけれども、この四月にこの学校は開校予定ですが、今認可はおひかえていますか、おひかいませんか。

○村田政府参考人 お答え申し上げます。

大阪府に確認をいたしましたところ、本年三月に、開校に向けた準備状況につきまして最終的な確認を行った後に、大阪府知事による認可についての判断が行われることになるといふうに伺っているところでございます。

○今井委員 ということは、まだ条件を全部満たしているかを確認していないということですか、条件を満たさなければ四月までに認可がおりないという可能性もあるということですね。

○村田政府参考人 お答え申し上げます。

付された認可適当の答申が出され、その条件につきまして確認を逐次その後の私学審議会ですべておひかえします。その確認状況も踏まえた上で、先ほど申し上げました、三月に最終的な確認を得た上で認可の判断をする、そういうことで伺っております。

○今井委員 僕の質問にもつとイエス、ノーで答えてください。

今、条件を付して認可適当という状態です。ですから、条件を一つ一つチェックしていらつしやるというの、そのとおりだと思います。ですから、チェックを一つ一つして、条件が整わなければ認可はできないということですね。

○村田政府参考人 これは、最終的に認可権を持つ大阪府が判断をされることでございますけれども、そういった条件を確認の上で認可の可否について判断をされる、そういうことで伺っております。

○今井委員 それでは、国の場合はどうですか。例えば私立大学とかを認可するときに、もし条件をつけてやっていた場合は、条件を全部満たさなければ認可できないですよ、文科省さんは、どうですか。

うですか。

○村田政府参考人 これは、大学の場合はまた小中学校の場合とは違うわけでございます。文科大臣が直接認可をする、そして文部科学省の基準に基づいて認可をするという定めになっておりますので、小学校、中学校、私立の場合とは違うわけでございますけれども、大学の場合につきましては、そういう直接認可にかかわるような条件につきましては、満たされることを確認した上で認可をするという形になってございます。

○今井委員 裏返して答えていただくのをちよつとやめてほしいんですけども。

つまり、今おっしゃっていることは、裏を返せば、条件を満たさなければ認可をおろすことにはできないということですね。

○村田政府参考人 これは大阪府の判断でございますけれども、考え方の整理としては、当然、これから認可をするということですので、条件、必要な要件を具備しているかどうか、そういうことが確認されなければ認可されない、確認されれば認可される、そういうことで考えております。

○今井委員 それで、きのう、大阪府の方に確認したところ、大阪府ではしばしばこういうことがあるということと答弁されておられましたけれども、きのうもちよつとヒアリングをいたしました。現実にはかにそういうところはありますか。

○村田政府参考人 お答え申し上げます。

大阪府に確認をいたしましたところ、大阪府では、私学審において条件つきで認可適当とされたか否かにかかわらず、通常、三月に最終的な設置認可を行っているというところでございます。

例えば、直近の例を申し上げますと、平成二十八年四月に開校した大阪学芸高等学校附属中学校につきましても、平成二十八年の三月三十一日に認可がおりているというところでございます。ほかの例でも、三月二十二日あるいは三月二十四日に認可がなされているという直近の事例がございます。

○今井委員 はい、その点はわかりました。

ただ、やはり、この時点でまだ認可もおりていませんし、先ほどありましたように、一括でお金がかかなくて分割でしか払えないぐらいの財務体質であるという学校だということは確認をさせていただきます。

そして、きようは国交省さん、いらつしやつていますか。確認したいんですけども、これは見積もりで八億円ということで、積算のものも見ましたけれども、そもそももう少し狭い範囲だけを除去するということは検討できなかったんですか。

○平垣内政府参考人 お答えさせていただきます。本件土地の地下埋設物の撤去、処分費用につきましては、近畿財務局から御依頼を受け、大阪航空局において見積もりを行ったところでございまして、大阪航空局は、近畿財務局と協議、調整を行いながら、本件土地が小学校用地であることも勘案いたしました。工事積算基準に基づき、学校を前提として瑕疵のないものとするために必要となると考えられる地下埋設物の撤去、処分費用の見積もりを行ったところでございます。

大阪航空局は、地下埋設物の撤去、処分費用の見積もりを近畿財務局に御報告いたしました。その後、近畿財務局は、この見積もりを踏まえて、不動産鑑定評価等に基づきまして売却価格を決定し、売却したというふうに承知しております。

○今井委員 今の答弁をもう一度確認しますけれども、つまり、国交省さんが見積もりをされた工事、これをしっかりとやっていなかったら学校は建てられない、建てられない、そういうことではないですか。

○平垣内政府参考人 お答えさせていただきます。

先ほど御答弁申し上げたとおりでございます。大阪航空局は、見積もりの算定に当たりましては、近畿財務局と協議、調整を行いながら、本件土地が小学校用地であることを勘案して、工事積算基準等に基づいて、学校を前提として瑕疵のないものとするために必要となる地下埋設物の撤去、処分費用の見積もりを行っています。

○今井委員 学校をつくるのに瑕疵がないような積算をしたということは、この工事をしているだけであれば学校をつくるのに瑕疵があるということですね。そうですね。

○平垣内政府参考人 お答えさせていただきます。本件の見積もりは、あくまで土地の価値を評価する、財務省さんは時価を算定するとおっしゃっていますけれども、その価値を評価する上において、小学校用地であることを勘案したということをお申し上げている次第でございます。

○今井委員 いや、もう既に答弁は残っていますから、学校をつくるのに瑕疵がないように見積もりをしたということですから、それは、裏を返せば、その工事をしているだけであれば瑕疵があるということだと思いませんか。

それで、ちよつと技術的なことをお伺いしたいんですけども、見積もりの八億円のところを、全部ばさつと取って土を埋める、その運搬して埋めるまでの費用が全部積算で入っていたのは積算根拠で拝見しました。これは技術的な話ですけれども、この工事をしなくても、つまり、ごみを全部取らなくても、技術的に学校を建てることは可能ですね。どうですか。学校を建てるのが可能かどうかです、技術的に。要するに、これを全部取らないと基礎がぐらぐらでつくれないとか、そういうことではないですよ、という確認です。どうですか。

○平垣内政府参考人 お答えさせていただきます。学校をつくるに当たっては、学校の基準、これは文科省さんでございまして、あるいは建築基準法、これは自治体さんでございまして、そういう方のお考えということになります。済みません、私の方では承知しております。

○平垣内政府参考人 お答えさせていただきます。

○今井委員 それでは、学校の基準、これは文科省さんでございまして、あるいは建築基準法、これは自治体さんでございまして、そういう方のお考えということになります。済みません、私の方では承知しております。

○平垣内政府参考人 お答えさせていただきます。

せん。

○今井委員 きのうの予算委員会で、我が党の逢坂委員が財務省さんに、八億円の工事、本当にしたかどうか確認しましたかということをお伺いしましたけれども、確認はしていませんとおっしゃっていました。これをちよつと確認したいんです。それでよろしいですか。

○佐川政府参考人 きのう御答弁申し上げましたのは、きちんと時価で適正な価格で売却しております。近畿財務局としては、地下埋設物につきまして、売却後、相手方において適切に撤去したというふう聞いておるところでございます。

○今井委員 皆さん、もう一度確認したいんですけれども、もとの不動産鑑定評価額は九億三千二百万円でした。これに実際の工事費が八億一千九百万円かかるということで、それを差引いて時価というふうにおっしゃっていますけれども、これは、この工事が行われるから、その分を差引くということで時価というふうには評価しているということだと思ふんですね。

我々の取材では、まだ確認しなきゃいけない可能性が高いんです。やらせていない可能性が高いんです。だから、今現地に調査しに行っているんです。私は、ここで今断定はできません。情報をいただいているだけですから、まだ私も確認していませんので断定はできません。しかし、そういう情報は入ってきています。

そして、メディアに対して、この当事者の方も、一億円ぐらいしかかけていないかなというふうな取材で応じられたそうです。私が聞いているのは、施工している側から聞いていますけれども、これは大問題じゃないですか、もし本当に事実だったら。

○佐川政府参考人 お答えします。

今の二点でございますけれども、まずは、先ほど申しましたように、地下埋設物につきましては、売却後、法人において適切に撤去したという

ふうに近畿財務局として確認してございます。

それからもう一点、一億円の話でございますが、メディアとおっしゃいましたが、この間もここで答弁させていただきましたが、あの記事については、学校法人側から、事実誤認だと明確に指摘して記事の訂正を求めているというふう聞いてございます。

○今井委員 適切に処理しているという適切にという言葉の定義は何でしょうか。

○佐川政府参考人 学校を建設するために適切な撤去工事だと思います。

○今井委員 先ほど国交省の方が、あの見積もりは学校をつくるのに瑕疵のない見積もりをしたというふうにおっしゃっています。今、財務省の方も、学校を建てるために適切に処理をしたということでありませぬ。

これは同じ意味ですよ。適切に処理をしたというのは、皆さんが見積もりをした工事が行われて全部取られたということが適切に処理されたということでもよろしいですか。

○佐川政府参考人 売却後に学校法人において適切に撤去したと聞いてございますが、見積価格と同額かどうかということについては把握してございません。

○今井委員 これは本来、九億円以上のお金、これは空港特会に入るんですかね、特会、国の収入として入るはずだった案件だと思いますよ。それが、一億円。実はこれは、その前の先に払っている部分と差し引きすると、有益費と差し引きすると、きのう明らかになりましたけれども、二百万円しか国に入ってきていないんですが、その金額が幾らだか、正確にはこれから議論すればいいですけれども、大ざっぱに言えば、九億以上入ってくるはずだったお金がずつと減ってしまったわけです、一億なのか二百万なのかわかりませんが。

それなのに、それは皆さんが見積もった工事費をもとに時価をつくっているわけでしょう。でも、その工事が行われていなかったら、その分だけ取りつづけていたということじゃないんですか。国の税収を、収入を減らしていることになりませんか。

○佐川政府参考人 お答えします。何度も申し上げますが、法令に基づいて時価をはじいて適正に売却しておりますので、そこは適正な売却だったということでございます。

それから、委員、ちよつと先ほどおっしゃいました、最初に有益費で払った金額との間で二百万というふうなお話もありましたが、最初に見積もったこの有益費の話、これは実際に森友で実施された除去費について後ほど国が払ったということ、まさに先方が肩がわりした、その支払ったものを国が精算したということでございまして、正式な売却価格は不動産鑑定価格から除却費を消去したものでございますので、その最初の一億三千万の有益費の話と売却価格について、全く内容が異なるものでございますので、その売却価格に直接有益費を加減算するような議論というのは余り適切ではないというふうに思います。

○今井委員 いやいや、勘定科目はともかく、お金の出入りはあるわけですから、お金の色はありませぬので、それは、ネットとして、それだけしか入っていないという事は事実です。

それよりも私は問題だと思ふのは、国が見積もってこれぐらいの工事しなきゃ学校をつくれませぬよ、瑕疵がありますよというのを出している、その工事をやっていないかつたら、財務省さんはだまされていることになるんじゃないですか。だから、それをちゃんとチェックする責務があるんじゃないですかと申し上げているんです。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。だまされているとかそういう話ではございません。不動産鑑定評価額から国土交通省が見積もった適正な撤去費を引いた時価を算出したというところでございます。

○今井委員 いやいや、皆さんが見積もったものがちゃんと適切に行われているかどうかをチェックする必要はあると思ふますよ。それは、その必要はないとおっしゃるんですか。

○佐川政府参考人 時価で売却するということは、不動産鑑定価格から撤去費用を差し引いて売却して契約が成立するというところでございます。○今井委員 それはちよつとひどい答弁ですね。だって、時価の算定をしたのに当たっては、皆さんが、これぐらいの工事が必要だからその分は差引きましょうというので計算したんでしょう。その工事が行われていなかったら、本当はもっと価格が高いはずじゃないですか。そこは、実際にそのお金がかかったのかどうかということを確認するべきなんだと思いますよ。してください。

要はないとおっしゃるんですか。

○佐川政府参考人 時価で売却するということは、不動産鑑定価格から撤去費用を差し引いて売却して契約が成立するというところでございます。

○今井委員 それはちよつとひどい答弁ですね。だって、時価の算定をしたのに当たっては、皆さんが、これぐらいの工事が必要だからその分は差引きましょうというので計算したんでしょう。その工事が行われていなかったら、本当はもっと価格が高いはずじゃないですか。そこは、実際にそのお金がかかったのかどうかということを確認するべきなんだと思いますよ。してください。

○佐川政府参考人 今申し上げましたように、小學校ができるということもありまして、きちんと、先ほど国交省が答弁しましたように、瑕疵のないようにということで撤去費用を見積もりまして、不動産鑑定価格から引いて売却したということでございます。その後、売却先においてその撤去費用についてどういう処理をしたかということについては、もちろん、正確に見積もった費用そのものにならずに、多少上振れたり下振れたりするということもあるかと思ふます。

○今井委員 多少の上振れや下振れぐらいじゃないんです。そうじゃなくて、ほとんどそれが行われていなかったら問題でしょうと申し上げているんです。

そういう場合は問題ではないですか。それでもしょうがないですか。

○佐川政府参考人 何遍も申しますが、学校法人において適切に埋設物を撤去したというふう聞いてございます。

○今井委員 国の収入が減るかもしれないということに対しての財務省の意識の希薄さがあるというふうなことを、私はあきれまされた。

先ほど申しましたけれども、もう時間が来ましたからやめますが、私が聞いている話も事実に基づいて話しているわけじゃないんです。

いう話を今聞いていますから調査したいかがですかと云っていることですから、そこは誤解のないようにしていただきたいですけれども、今我が党の仲間もこの点については調査をしていますので、事実関係が明らかになったら、またこの点は皆さんと議論したいと思っておりますので、引き続き、この件についてはこの委員会でもやってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○御法川委員長 次に、重徳和彦君。

○重徳委員 民進党の重徳和彦です。よろしくお願いたします。

所得税法等の一部改正案についての関連する質疑をさせていただきますと思います。

きょう、朝から配偶者控除について議論がありました。昨年の九月、安倍総理を筆頭として、政府税調で、配偶者控除、配偶者特別控除の見直しについて、多様な働き方に中立的な仕組みをつくる必要があるという認識に基づいて議論が行われてきたはずでありますし、随分、これまでの所得控除という考えから、場合によっては税額控除というところまで踏み込まれるのかというような期待感もいろいろあったんですが、御承知のとおり、議論は結局、控除対象配偶者の年収要件を百三万円から百五十万円というふうに少し広げる、こういうところに落ちついたということでございます。

安倍総理も、先般、先週の本会議で鷲尾英一郎議員の代表質問に対しまして、所得控除から税額控除への見直しについて幾分前向きとも受けとめられるような答弁がありました。現在、所得控除方式をとっている基礎控除などの人的控除等における控除方式のあり方については、所得再分配機能を回復する観点から、御指摘の税額控除方式も含め、幅広く検討を行ってまいります、このように本会議場において総理が述べておられます。

今回の法案における結論はもろろんわかつているわけですが、単に所得控除という仕組み

のまま百五十万円に広げるというところから、さらに、所得控除を税額控除という形に改める、こういうところまで今後踏み込んでいくおつもりがあるかどうか、麻生財務大臣にお尋ねします。

○麻生国務大臣 先日の鷲尾議員の、あれは代表質問でしたか、質問において、総理から、人的控除等における控除方式のあり方については、所得再分配機能を回復するという観点から、鷲尾議員から御指摘のあった税額控除方式も含め、幅広く検討を行うという旨を申し上げられたんだと思っております。

この問題は、昨年末の与党の税制改正大綱の中においても、現在、基礎控除など人的控除が採用しております所得控除方式は、高所得者ほど税負担の軽減額が大きいということから、収入にかかわらず税負担の軽減額が一定となるいわゆるゼロ税率方式とかあるいは税額控除方式、また、所得控除方式を維持しつつ、高所得者については税負担の軽減額の通減、消失させる仕組みと。

今三つ申し上げましたけれども、ゼロ税率をやっておりますのは、ドイツとかフランスがゼロ税率方式をやっておりますでしょう。それから、税額控除方式というのは、これはカナダが多分やっているんだと記憶します。そして、今の税負担の軽減額の通減を最終的にやっていくというやり方、これはアメリカとかイギリスがやっている方式なんです、これはいろいろのものがありますので、与党の議論とこのいろいろの踏まえながら、控除全体の見直しに関する議論の中でこの問題については丁寧に検討を進める必要があるんだらうと考えております。

○重徳委員 与党のこのことではあります、我々野党もこれについては議論をさせていたたいしておりますので、ぜひこの国会の場において議論をさせていただきたいと思っております。

そして、配偶者控除、今回、同じ本会議におきます、これは麻生大臣の答弁の中でも少し気になる発言がありまして、配偶者控除の今回の見直しは、まさにこうした課題に対応するために行うも

のであり、働き方に中立的な仕組みの構築に寄与するものと考えております、そういう御答弁がありました。

今回の百三万円から百五十万円へというのは、働き方に中立的な仕組みをつくるための議論には相当足りていないんじゃないか、こういう意見が多い中で、大臣から、働き方に中立的な仕組みの構築に寄与するものという御見解が述べられたわけなんですけれども、これはどういう趣旨で述べられたんでしょうか。

○麻生国務大臣 女性を含める、いわゆるパートの方々の話で、よく、年収百三万円以下となるように労働時間そのものを減らす、いわゆる就業調整を行っているというまさに現状があります。法律としては関係ないんですよ。なくても、先ほどのどなたかの質問にもお答えしましたけれども、現状があります。しかし、現場からは、年末になるとパートの方がいなくなる、これは間違いなく現状がそこにありますので、人繰りが大変だという声も御地元でも聞かれるんだと思っております。

この就業調整問題というのは、これは、働きたくても労働時間を減らさざるを得ないという点で、働き方の選択をゆがめているという問題でもありまして、働き方に中立的な仕組みを構築するということ観点からも、こうした問題を解消する必要があると考えていることでもあります。

先日の鷲尾議員の代表質問に対して私から申し上げたのは、今回の配偶者控除等の見直し、まさにこの問題を解決するという観点から行う一つの答えなんだと思っております。

なお、税制とか社会保障制度の見直し、それだけではない、これは、民間企業側においてもこの配偶者手当のあり方を検討していただかないと、民間会社の方も百三万円のところになると、いわゆる給与等々において、それまでにしておくのを前提にいろいろな仕組みをやっておられるの、御存じのとおりだと思いますので、そういうことを含めて、多角的な取り組みを通じて今後こうした問題をやっていくには少々時間がかかるだ

らうと思っております。

○重徳委員 ちよっと十分理解できない御答弁だったんですが、働き方に中立的ということよりも、今回は、壁の距離が、すぐ附近にきている壁をちよっと遠くに遠のける、こういう改革、改正のようには受けとめられないんです、中立的というのはさすがにちよっと言い過ぎかなと私は受けとめておりますが、この点について、大臣、もう一度御答弁お願いします。

○麻生国務大臣 パートの方々が一定の年収以下になるように労働時間を減らす、いわゆる就業時間というものの調整問題というのは、これは働きたくても働けないという点で、働き方の選択とこのゆがめを問題であることはもうはつきりしていますよね。その解消には、働き方に中立的な仕組みというのに寄与するものなんだ、今回の点では間違いなくそうなっていると思っております。

こうした就業調整問題と配偶者控除の問題の関係については、配偶者特別控除によって税制上の百三万円の壁というのは解消しているんですよ。解消しているんですが、他方で、配偶者控除の百三万円という水準が、いわゆる企業の配偶者手当の支給基準として適用されているでしょう、多くの企業で。あなたのおられる豊田の辺なんかはみんなそうでしょうが、こっちは全部知っています、言っているんだから。

そういうことが全部援用されていますから、そういうことで、これまた心理的な壁にもなっていますので、したがって、就業調整問題の一因となっているのではないかと指摘がよくなされているところです。

したがって、こういう点を踏まえて今般の見直しを行っておるところですが、見直しにおける百五十万円という水準は、時給が千円で、一日六時間で、週五日勤務した場合の年収を上回るわけです。パートで働く女性の方々の八割以上をカバーする水準になっているんだ、私はそう思っ

ておりますので、パートで働く女性にとりましては、就業調整を意識せずに働くことができる仕組みの構築に寄与するのではないかとということをお願いしております。

○重徳委員 いろいろな議論の中で見解の相違もあると思うんですが、今大臣の答弁の中で、パートの八割以上の方々にとっては事実上中立的だと言えないか、こういう御見解だということに一応受けとめましたけれども、ただ、それだけでは足りないんじゃないか、こういう意見も当然強いわけですので、これからさらに踏み込んだ議論をさせていただきたいというふうに思っております。

ちなみに、社会保険料についても、百三十万の壁とか百六万の壁というのがあります。先ほど大臣は民間企業の方族手当てについて言及されましたが、当然、社会保険の方も大きな壁として立ちましたかっています。これについては厚生労働省の所管だということになるのかもしれませんが、しかし、これは、今回、税制を一つの切り口として民間企業にも働きかける以上、やはりぜひ財務省、厚生労働省の壁も越えて、厚労省とともに社会保険に関する壁も乗り越えていただきたいと思うんですが、大臣、その辺の御決意を述べていただければと思います。

○麻生国務大臣 これは所管が違いますので、それを財務省に越権行為でやれと言っておられるんですか。正直言つて、これは財務省の所管じゃありませんから、厚生労働省の保険の話になりますので、基本的には、だと思えますので、ちよつと今の話を、おっしゃっている意味がよくわからないので、それもびりつと越えてやり切れという意味の定義がよくわからないんですけれども。

○重徳委員 縦割りの壁というのは、私も役所にいたときから、常に、どこかの役所に所属していても、お互いに越えていかなくちゃいけないという壁でございましたので、今、財務大臣にも厚生労働省との壁を乗り越えていただきたい、こういう趣旨で申し上げた次第です。これはもう答弁求めません。

さて次に、今回の法案、ちよつと各論に入つていきますけれども、特に中小企業対策として、愛知県は全国の中では、大企業もあるということもありますけれども、比較的経済がうまく順調に回りつつあるなということも言われますが、それでもなお、やはり中小企業の皆さんは相当な悩みを抱え、なかなか浮上することのできない、そういう苦惱の中で日々の経営をされているという声をよく聞いております。

きょうお配りしました資料一、これは、中小企業投資促進税制等の拡充でありますけれども、サービスマ産業においても設備投資をしたときに即時償却を認めるという内容であります。

ただ、これは制度として、今までよりは拡充されたということですから、それ自体はもちろぬいいことなんですけれども、やはり、本場の現場において聞こえてくるのは、この計画の認定をするということ、あるいは、いろいろ聞けば、先進的なものでなきやいなとか、生産性を高めるんだとか、付加価値を高めるんだとか、こういういろいろある、これも心理面も含めたハードルがあるわけなんです、この計画認定を受けるためには、こうした税制上の優遇というものは、私はずっともつとハードルを下げていいんじゃないか、このように思います。

ただでさえ、高齢化が進んで後継ぎがなかなか見込めない、こういう企業も特に中小はあるわけですから、この計画の認定などの要件とかあるいはその手続面とか、こういったものをさらに緩和させていくということができないのか、簡素化させていくことができないのか、こういう中小企業の立場から質問させていただきます。いかがでしょうか。

○木原副大臣 中小企業、とりわけサービスマ産業を含めた、そういった中小企業の設備投資を促進するという観点から、器具、備品であるとか建物の附属設備等を対象とする、商業、サービスマ産業等を営む中小企業等の経営改善のための設備投資を

支援する税制というものを設けさせていただいてるところであります。私どもの評価といたしましては、平成二十七年においては約五千の企業が適用を受けているところであつて、一定の効果があつたものというふうに考えております。

中小企業は、地域の経済、雇用を支える重要な存在であつて、重徳委員の言うとおり、非常に重要なウエートを占めているものでございます。アベノミクスを一層加速していく上でも、中小企業の攻めの投資を促進していくことが極めて重要であるというふうに思っております。

今般の税制改正においては、この中小企業投資促進税制の上乗せ措置を改組し、中小企業経営強化税制を創設した上で、対象に、器具、備品、建物附属設備等を追加することとしております。これによつて、サービスマ産業を含めた中小企業による一層の設備投資を期待しております。政府としても、それをやはり使つていただくための周知を徹底するなど、しっかりと取り組んでまいるところでございます。

なお、本税制については、生産性の向上等につながる設備投資を目的としたものであることから、一定の要件を満たすものに適用を限定しているところであり、委員の御指摘にもあります要件の緩和等、そういったことにつきまして、まず今般の改正の効果をしっかりと見きわめてまいりたい、そのように思っております。

○重徳委員 今まで、サービスマ産業以外の、従来の中では五千社がこの制度を活用したということですが、これはまだ始まつて一、二年しかたつていないという状況でありまして、このことはもちろん、効果をよく見ていくというのは、今副大臣が言われたとおりだと思います。

その上で、やはり中小企業の現場において、なかなか、生産性を高めるんだと言つたつて、びんとこないわけですね。そういうところに、現場にもつと思いをいたしながら、この税制の仕組みがちゃんと活用できるように改善を重ねてい

く必要があるということをお指摘申し上げたいと思います。

それから、同じように中小企業の問題の一つとして最近よく聞かれますのは、やはり社会保険料が随分重荷だということですね。

本場に小さな、三人とか五人でやっていると、それでも一応法人としてやっていると、こういうところが法人としてやっていると、社会保険料は当然事業主側の負担もあるわけでありまして、そういった負担に耐えられないということ法人を解散して、そして個人事業者へと、個人成りというんですかね、個人成りをするような事業者も少ない状況であります。

こういう状況の中で、結局、法人か個人か、どっちをとるかによつて事業主負担があるなしという、大きくこれは違いが出てくるわけでありまして、その他のもちろんメリット、デメリットもあるわけなんですけれども、背に腹はかえられないということ、やむを得ない選択として個人成りをする、こういう事業者も出てきております。

ぜひ、社会保険のあり方も、法人だったらどんなにちよつちよつと健康、厚生年金じゃないんだめなんだ、こういう画一的な取り扱いはなく、この辺は選択できるような、そういう仕組みとか、何か、こういった苦しんでいる事業者にもとり得る選択というものをしていくべきではなからうかと思ひますけれども、いかがお考えでしょうか。

○谷内政府参考人 答えたいと思います。社会保険料につきましては事業主負担を求めておりますけれども、これは、年金や医療の給付を保障して、働く方々が安心して就労できる基盤を整備することが働く方々を雇用することに伴う事業主の責任であるという観点、また、働く方々の健康の保持及び労働生産性の増進が図られることが事業主の利益にも資するという観点から、事業主に求められているものでございます。

こうした考え方のもと、就労実態の管理等を踏まえまして、一定規模の個人事業者を除く事業者

に對しまして、広く健康保険と厚生年金保険を適用することとしております。

○重徳委員 制度のたてつけはそのとおりであることは、それはもちろん重々承知の上でありますし、個人成りを選択する事業主さんも、それは法人の方が、例えば従業員だつて、社員も集めやすか、そういう制度だつてあるわけでありまして、株式会社何々というのと個人事業主、看板がそもそも違いますから、社会的な信用力なんかも大きく違うわけでありまして、それでもなお、そういう個人成りを選ぶ、選ばざるを得ない、こういう実情があるわけでありまして、建前と言つたらいけないですけれども、事業者としての責任とか社員に対する健康、おっしゃるとおりだと思います、しかし、それでも本心に背に腹はかえられない、このままでは立ち行かない、こういう思いが現場にはあるんだということを認識していただきたいんですが、真逆の聞き方をします。

○谷内政府参事官 お答えいたします。今議員御指摘になりました、小さな法人の方がさまざま事情を勘案して個人成りになられる例があるという御指摘がありましたけれども、個々の会社にとつてはいろいろな事情があると思ひますので、自分自身は事業経営をした経験が余りございませんので、こういった事情にあるからということ、この場で申し上げることはなかなか難しいと思ひます。

例えば、社会保険の場合でも、小さな事業所の場合は協会けんぽに加入することになる会社が多々ありますけれども、そういった協会けんぽに給付に国庫補助を行つておりました、保険料負担の軽減を図つておりましたので、そういったところも活用していただければというふうに思つております。

○重徳委員 正直な感覚で今述べていただいたと思ひますが、ぜひ、国の所管省庁としても、より現場に近いところの声を酌み取りながら、いろいろな制度の可能性を検討していただきたいと思ひます。

次に、法人の役員給与についてなんですけれども、これは法人税法で定めがあります。法人税法三十四条の役員給与の規定があるんですが、給与の額というのは一旦決まると、その年は一年間金額を変えちゃいかぬというか、金額を変えない限り損金として算入できる、よほど理由がない限り、その給与の額を変えちゃいけない、変えた場合には損金算入できなくなる、こういう仕組みがあるわけでありまして。

今、この法人税法に基づく政令では、当該法人の経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由により改定された定期給与の額の改定、つまり、経営が著しく悪化した場合には、この定期給与の額を改定しても損金算入できる、こういう仕組みになつていっていることなんです、これが、細かいことを言うように聞こえるかも知れませんが、経営が悪化したから、役員給与は当然下げざるを得ないと思ひます。そのときに、そういう理由があるから損金算入だ、ないから算入じゃないんだというような、理由を公式に求められるほど、法律や政令に定めるような規定じゃないん

じやないか、こういう声があるわけです。つまり、経営の状況に応じて役員給与は変動する、下げざるを得ないときは特にそうですね、下げざるを得ないんだ、これはもう当然のことでありまして、そういった理由をきちんと明らかにしない限り損金算入ができない、これはちょっとおかしい仕組みになつていまして、これはどうか、こういう声があります。

○星野政府参事官 お答え申し上げます。先生御案内のとおり、役員報酬につきましては、恣意的な税負担の調整のために利用される懸念もあるということで、法人税法三十四条で、一定の基準を満たさない役員報酬について、損金不算入ということをしちんと明定してるところでございます。

定期同額給与につきましては、毎月といった、定期に同額を支給する役員報酬の損金算入を可能としていられるのでございますけれども、政令に委任すること、例えば毎年所定の時期に行う改定ですとか、役員職制上の地位の変更に伴う臨時改定ですとか、また、御指摘がございましたとおり、経営の状況が著しく悪化したことなど、業績悪化に伴う改定などによりまして役員報酬を改定する場合、改定前後を通じて定期同額給与として取り扱ひ、損金算入を可能とするという旨が定められておりました、冒頭申し上げましたとおり、恣意的な税負担の調整のために利用される懸念との均衡を図つていられることでございます。

○重徳委員 午前中の時間が来ましたので、ここまですとしたいと思います。

○御法川委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

正午休憩

午後一時開議

○御法川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事に先立ちまして、ホアキン・カストロ米国下院議員外日米国会議員會議米國議員團御一行が当委員会の傍聴にお見えになつております。御紹介を申し上げます。

〔起立、拍手〕

○御法川委員長 質疑を続行いたします。重徳和彦君。

○重徳委員 午前中に引き続きまして、質疑に立たせていただきます。民進党の重徳和彦です。ちょうどアメリカの議員団の皆さんが来られておりますので、先日、財務長官に任命を承認されたばかりのムニューシン財務長官と麻生財務大臣、ちょうど就任早々の十六日に電話会談をされたと同つております。

電話会談の内容について、どんな内容だったのか、教えていただければと思ひます。

○麻生國務大臣 私どもが訪米をいたしましたのは、まだ上院の承認を得ておられませんでしたが、上院の承認が得られた後、日本にこつちが帰国した後承認が終わつたので、お祝ひの電話を申し上げて、次に会うときには、バーデンバーデンでG20の會議がありますので、そのときにいろいろな話をといた話をした、そういうところまでです。

○重徳委員 これから、強固な関係を築きながら、日米の經濟、財政について、信頼関係をもとに日米関係を進めていただければと思つております。今度、四月にも行われるという見通しであります日米經濟對話であります、現時点において、

麻生大臣がどのような御認識でトランプ政権と向き合っていくのか、何点かお伺いしたいと思ひます。

まず、トランプ大統領、何といつても、レーガン政権以来三十年ぶりとまで言われる大型税制改革案を、早ければ月内にも発表するという日程感だと思ひますが、これから発表すると言われているか、

特に、我が国としてしっかりと見きわめなきやいけないのが、いわゆる法人税の国境調整とか、いろいろな言われ方をしますが、アメリカから輸出で利益を得た企業に対しては課税を免除して、海外からアメリカに仕入れた製品とか部品については費用の控除を認めないとか、これは議会の方が見せしめ提案する話でありますので、二〇%課税するとか、いろいろなことが言われております。

そして、報道によれば、多くの米国内の製造業の企業は賛意を、賛成の意思を表明していると言われておりますし、当然ながら、小売業を初めとした輸入に大きく頼っている業界は否定的、反対の意見を持っているとも言われております。

日本として、国境税といましようか法人税の国境調整について、現時点で麻生大臣としてどのような御見解を持っておられるか、お願いいたします。

○麻生国務大臣 トランプ大統領が会見等で、ポータータックス、いわゆる国境税というものの導入に言及しておられますことやら、また、下院の共和党で、いわゆる法人税の改革等々によって、国境調整措置の導入というものを提案されておられるということは承知をしておりますが、これはまだ、御存じのように、発足したばかりの大統領で、やと財務長官が決まっています、その下の次官も局長も全く決まっていない今の状況では、その具体的な内容が全然わかりませんので、私どもの方としてはコメントしようがないというところだと思っております。

いづれにしても、今後、どういった方向でやられるのかをよく見きわめた上で、どの道、ス

ティーブン・ムニューシンという方が今度新しく財務長官になっておられますので、そちらと交渉をすることになるんだと思っておりますし、また、ペンス副大統領との間の日米経済対話をスタートさせることになりましたので、そちらのところで話をするなり、いろいろなところで話をさせていただく。具体的な話は今からだと思っております。

○重徳委員 それから、これもまだトランプ政権のまとまった方針というのがきちんと体系的に示されていない中ではあります、やはり、トランプ大統領からはドル高に対する懸念が選挙中から一貫して示されているように受けとめられます。しかしながら、一方で、大型減税をするとか、財政出動を思い切つてやるんだという政策に対しては、これは当然ドルを高くする方向になるわけでは、これは当然ドルを高くする方向になるわけでは、先般のFRBのイエレン議長からも利上げをしていくというような示唆があったわけで、現状、確かに、トランプ大統領の円が安過ぎるという言葉としての見解はたびたび示されておりますけれども、今時点で政策を見ると、円が上がる要素がむしろ少ないんじゃないかとも見受けられるんですが、しかしながら、トランプ大統領は一貫して円をもっと上げよというふうなことをおっしゃっている。

○麻生国務大臣 イエレンFRBの議長の話も聞いていけば、ことし、何ベシスという感じでもなかつたんですけれども、とにかく三回ぐらいは利上げをしたいというふうな感じのニュアンスの話をしておられます。金利を上げるということ、基本的にはドルが高くなるということを意味します、我々から見れば、FRBの言っておられる話とドルを安くする話は明らかに乖離をしております。

先ほど申し上げましたように、まだトランプ新政権とFRBとの間でどういう話が着詰まってい

るのかよくわかりませんので、まだしばらく時間がかかるとも思っておりますので、それを見きわめた上でないと何とも申し上げられないんだと思ひます。

金利を上げないと、アメリカの場合は土地の値段がかなり上がつてきておりますので、そういった意味では、地方、連邦銀行ではなくて各地方のところからいいますと、もう十分に上がつてい

○重徳委員 ありがとうございます。きょうは日銀の黒田総裁にもお越しいただいておきまして、今の金融政策についてお尋ねしたいです。

今、麻生大臣おっしゃったように、イエレン議長がことし三回程度利上げをするのではないかと観測があります。ただ、その時期がいつになるかというのはいろいろな見立てがあつて、早ければ三月だといふ見立てもあれば、いや六月だと。しかし、きのうかきょうの報道によりますと、六月という見立てをしてきた金融機関も、六月を前倒して五月になるんじゃないかと、比較的早い段階での利上げが予想されるというふうなことが米国内外においても見立てがあるわけであり

アメリカで利上げということになりますと、一般的には、日本においても利上げ圧力というものが出てこようかと思ひます。そういう中で、これまでどおり、まあ、先ほどのトランプ大統領の円高圧力というものがあわせ持つて、やはり日銀の金融緩和と政策というものについても、かな

り、何というか、ハードルが上がると思ひます。うか、これまで以上に国債を大量購入しなきやいけないとか、先般の指し値オベのようなさらなる新しい武器を發動せざるを得ないとか、いろいろと、ある意味選択肢が狭まるというんですか、きつ

○黒田参考人 御案内のとおり、日本銀行の金融政策は、あくまでも二%の物価安定の目標をできるだけ早期に実現するというところでございまして、為替相場は目的となつておりません。また、各国の金融政策につきましても、御案内のとおり、G7あるいはG20で何度も確認されておりますけれども、物価安定という国内目的のために適切に運営すべきであり、運営されているという認識、これは広く共有されていると思ひます。

日本銀行は、この長短金利操作つき量的・質的金融緩和というもので、経済、物価、金融情勢を踏まえつつ、この二%の物価安定の目標に向けたモメンタムを維持するために、最も適切なイールドカーブを形成させようというところでございまして、現状では、御案内のとおり、二%の物価安定の目標までにはなお距離がありまして、これをできるだけ早期に実現するために、現在の金融市場調節方針のもとで強力な金融緩和を推進していくことが適当であると考えております。

したがいまして、確かに国際的に金利水準は若干上がつてきておりますけれども、あくまでも私どもの金融政策は日本の金融政策であり、まず、先ほど申し上げた、二%の物価安定目標をできるだけ早期に実現するために適切なイールドカーブを促すということをやつておりますので、海外の金利が上がったからといって、日本の長短金利操作目標を上げていくということは時期尚早であるというふうなことを考えております。

○重徳委員 従来どおり、ぶれずにやっていくという決意表明のような御答弁だと思ひます。どんな状況でも今の一貫した姿勢を変えない、政策を変えないということですが、マイナス金利を一年前から導入して、まさに一年たつわけなんですけれども、最近ちょっと気になる報道も登場してきておりまして、特に地方の金融機関、マイナス金利になったものの、そのお金をどこにやっていいのか、なかなか見当たらない中で、最近、相続税対策ということで、更地だった土地に個人の方がアパートを建てて、そしてそれを賃貸として貸す、こういうところに資金需要が出ています。

マイナス金利ですから、当然金利も安いし、それから更地よりも建物を建てた方が相続税が安くなる、評価が下がるという意味ですね。それから、借金をこさえておくこと自体が相続税対策になるとか、それから建設業界にすればもちろん仕事になる、そして金融機関は資金を貸す先ができるということ、その限りにおいては需要と供給がマッチしているように見えるんですが、しかしながら、当然ながら、日本の人口減少局面にあつて、よっぽど局所的な大都市部以外は、アパートをつくってもすぐ、アパートというのかマンションというのか、つくっても空室がちになって、家賃も下がって、結局その融資も焦げつくんじゃないか、こういうこともあるわけでありまして。

何か、弾みがつくこととまらないというのが割と、これをバブルとは申し上げませんが、そういう傾向がある中で、ここについては、そういった資金の流れについて懸念する声も上がり始めているんですが、日銀としてどのように捉えておられますでしょうか。

○黒田参考人 最近の金融機関の貸し出し態度は引き続き積極的でありまして、銀行貸出残高は前年比二割台の半ばで推移しております。こういった銀行貸し出しの伸びはいろいろな分野に及んでおりまして、不動産業だけでなく幅広い産業について、また、設備投資向けの資金も、それから

運転資金も含めて、さまざまな形で増加しております、特に中小企業への貸し出しもかなり増加しているというのが現状であります。御指摘の、地域金融機関を中心に貸し家業向け貸し出しが伸びていることは事実でございます。こうした動きにつきましては、一方で、郊外から市街地への人口移動などがありまして、貸し家業需要が増加しているという面と、御指摘のような資産運用あるいは節税ニーズといった供給側の動機がありまして、両方相まって、貸し家の着工が増加しているということが背景にあるというふうに思ひます。

現時点では、郊外の物件など一部に空室率の上昇などが見られますけれども、マクロ的に見た貸し家の需給バランス、あるいは金融機関のリスク管理などの点で大きな問題が生じているとは見えておりません。

もつとも、貸し家業向け貸し出しというのは、当然のことながら、長期にわたりますので、金融機関に対しては、実行段階における物件ごとの収支見通しの検証のみならず、実行後における物件の状況変化の早期把握などの点で適切なリスク管理を促しておりますし、今後とも促してまいりたいというふうに思っております。

○重徳委員 これまで終わりますけれども、アパートも十年過ぎるともう古いアパートになってしましますし、いろいろな心配の声も上がつてくると思ひます。やはり、もうけになると思うと一遍にその方向に動くという傾向は当然ありますので、これは、私自身も含めて、この動向をしっかり見守りながら、警鐘を鳴らすべきときは警鐘を鳴らしていきたいと思っております。

また、引き続きよろしく願ひします。ありがとうございます。

○御法川委員長 次に、古本伸一郎君。

○古本委員 民進党の古本伸一郎でございます。

税法について、政府にお尋ねしてまいりたいと思ひます。委員長、ところで、下院議員閣下御一行はいつ

までいらつしやるんですか。まだ半分、いらつしやるんですか、傍聴は。

○御法川委員長 何時までとは私は聞いておりません。

○古本委員 そうですか。ちょっと、若干、氣を使ひまして。

大臣、私は、政治の師匠は藤井裕久元財務大臣でいらつしやるんですけれども、かつて藤井先生が大臣のときに、ガイトナー長官が訪日されて、夜、紀尾井のあそこで懇談をするということがあつたとき、当時、副大臣の野田さんと私たちがジュニアは出席予定じゃなかったんです。ところが、朝、政務三役会議で、大臣室で藤井先生が、何だ、君らは来ないのか、勉強になるから来いと言つて、急遽呼んでいただいたんです。

外交ですから、マルチになるように配席もやり直して、ルース大使もいらつしやつて、私たちジュニア、私の対面も三、三になるように。

そのとき、藤井先生が、とにかく広島島の賀茂鶴をすごい勢いでガイトナー長官におつぎしたら、藤井先生が飲み勝ちまして、ガイトナー長官が最後、コップに手をやつたんです。私は、西洋の方がああいう社交の場でもう飲みたくないというのは初めて見ました。飲み勝つた。

いよいよペンス副大統領閣下と経済対話の枠組みができたと承知しておりますけれども、ケミストリー、相性という意味では、既にお会いされたかと承知してはいますけれども、相性はいかがですか。

○麻生国務大臣 酒は一滴も飲まない、トランプという人もたしか酒は飲みませんね、両方ともだから、全く飲まないというので、すごく真面目なところが合うんじゃないかなと思ひますけれども。

○古本委員 大臣、同時通訳も入っているようです。虚偽答弁にならない程度で。

同時に、為替のことが話題になっている、あるいはなる予感がするわけでありまして。これも同じく藤井先生から薫陶を受けましたけれども、財政

当局者は水準については言わない、なぜならば、高いか安いかは人々によつて受けとめが違うから、ただひたすら、行き過ぎた円・ドルのレートが乱高下することが非常に困るのであつて、為替の安定をひたすら求める、こういう薫陶を受けたわけでございます。

実は、あの二〇一二年、一二年のリーマン・ショック直後の大変急激な経済の悪化の中で、まさにキャピタルフライト、安全通貨である円に世界じゅうの資本が動く中で、あらがうことができない中で、円・ドルが見る見るうちに百円を割り、九十円、八十円、七十円台となつたわけでありまして。

あのときに、私は、自国の通貨を守るために当時の民主党政権が七年ぶりに為替介入をしたことはまことに思つておりますけれども、大臣の印象があればお聞かせください。

○麻生国務大臣 二〇〇八年にリーマン・ブラザーズという会社がバンククラッシュ、倒産をいたしましたときに、世界じゅうから、いわゆるキャッシュという現金がマーケットからなくなつた。したがつて、あちらこちらで騒ぎになつたときに、日本はIMFにいわゆる十兆円の金、約一千億ドルでしたけれども、当時一千億ドルを融資して、結果としていわゆるクレジットランチと言われるような金融破綻というのを避けた。

しかし、そのときに条件をつけて、金は貸すけれども条件があると。通貨安競争はしない、関税引き上げ交渉はしない、そしてブロック経済はやらない、その三つを条件にして、G7はあのとき合意しました。総理大臣をしていたので、これが条件と言つて、みんな言つて、みんな約束した。

しかし、現実はどうしたかといへば、アメリカとイギリスはほぼ先頭を切つて通貨の大量発行に踏み切つた。結果として、通貨安です。日本は、そのときはほとんどそれに対応せず、一緒に対応していったら、一九三〇年代のあれの二の舞になりますから、我々はじつと耐えて、その二〇〇九

年以降もずっと頑張っていた、日本銀行も頑張ったというのが、長い歴史で、それが非常に大きな意味を持つたんだと思います。

結果として、日本の通貨は極めて高い七十円という話にまでなりましたので、リーマン・ブラザーズのころは百二十円でしたから、それはちょっと正直な話、日本としても通貨というものをもう少し早目に、円安にするのではなくて、我々は今、通貨というものに関しましては、間違いない、いわゆるデフレというものから脱却せんがために円を緩めるといふ方式をとって、今は結果として円安、どこまで円安かというのは藤井先生と同じところですけれども、百二十円でスタートしているんですから、まだうちは円高、きょう百十三円何十銭でしょうから、今、通貨が安いか高いかと言われると、それはアメリカは安いと言いかもしたらぬが、我々に言わせたら、リーマン・ブラザーズのころにまだいっていないじゃないかとこの理屈なので、これはやはりマーケツトが判断するというのによっておかないとなかなか難しいんですが、今おっしゃる通りに、最近ポラテリティーとかいろいろな表現がありますけれども、乱高下するというのは、これは経済のためによろしくないもので、上がるにしても下がるにしても、なるべく安定したものが望ましいという方向でいきますと、今のところ、百十円から百十何円のところ、一応、このところ安定しているところと来ているところは間違いないと思います。

これから先どうなってくるかは、ちょっとこれは我々はよりよく監視しておかないかぬところだと思っております。

○古本委員 そのリーマンのときには百二十円という、具体的な水準を決して大臣は示唆をされたわけじゃありませんので、この瞬間も、マーケット参加者はごらんになっていられるから、聞きよければ、大臣は百二十円までは円安ではないというふうな理解をされているように私は感じましたけれども、これをごらんになって

いる人に、決してそうじゃないということも補足しておきたいと思えますが、念のため。非常に心強く感じました。

自国の通貨を守り、その付加価値を生み出しているのは何かということに立てば、やはり我が国で申し上げれば、物づくりであり、そこに働く人々の労働による付加価値の生み出しであり、そのことによつて得られる自由主義経済というのは何があっても揺るぎのない世界の基本原則だ、このように思うわけでありまして、ペンス副大統領閣下とそういった経済対話の枠組みができたというよりは高く評価したいと思いますので、毅然と、かつ論理的、かつ世界の常識の中で大臣には向き合っていたらいいなというふうに思いますけれども、再度、何か趣味が一つぐらい副大統領と合意するかどうか。決意をあわせてお願いしたいと思います。

○麻生国務大臣 私は、インディアナというところの州知事をやっている人だそうすけれども、昔のインディアナという車のレースの試合に、昔、学生のころ見に行つたことがある以来、あんな田舎に行つたことはないと思つていますけれども、カンザス、オハイオ、インディアナとかイリノイ、あの辺の五大湖の周辺のところというのは余り日本の関係が行つたことはないようなので、この間会つたときには、立ち話でしたけれども、大統領たちはゴルフをすに行くだ、俺たちは今から仕事をさせられるんだ、やつていられないからゴルフをしようと言つて、ゴルフをすかと言つたら、すると言つたら、インディアナにゴルフ場なんてあるのかと聞いたら、かなりむつとした顔を、すごくいいゴルフ場があると行つたら、では、呼べ、そうしたら俺がそこにすらすらです。

ですから、それぐらいですかね。とにかくきちんとした人で、全くこう、という感じで、大統領の前で全く動かないで、じつとじつといたので、反応の見ようもないような感じだったので、

私は、大統領よりそちの方に興味があつたので、ずつと見ていたんですけれども、ずつとノートをとつていような感じの人でしたので。ちょっと今から趣味を見つづけるのはなかなか難しいので、酒を飲まないことだけは知っていましたので、ボーン・アゲイン・クリスチャン、生まれてくるならクリスチャンという宗派に属しているんだから、かなり真面目、ちょっとウルトラ真面目な人なんだという感じはしましたけれども。

○古本委員 ありがとうございます。退席されたのもう気を使わなくていいかなと思つてすけれども、結構大事なやりとりを期せずしてできましたので、大臣、ちょっとおさらいしてほしいんですけれども、自国の通貨はやはり守るといふポジションですねという確認と、それから、来る米国の経済対話で向き合うときには、日本の付加価値を生み出しているのは何かという基本に立脚して、きちつと世界経済の、自由経済の基本を貫いていただけるといふことを今お約束していただきたいと思います。

○麻生国務大臣 アメリカ・ファーストでしたかアメリカン・ファースト、それは、どこの人でも自国の利益を代表している立場になれば自国ファーストになるのは当たり前な話で、こちらもそう。それでどの程度折り合いをつけるかということなんだと思つてすけれども。私どもは、前にも話を申し上げたことがあるんですが、日本という国は物づくりと言われたんですけれども、やはり最大の我々の強さはそこなんだと思つてすけれどもね。

したがって、かつてのイギリス、最近のアメリカ、かつてはみんな物をつくっていたんですけれども、ある日、突然に、みんな金に走つたわけですよ。イギリスの場合はシティーに行き、アメリカの場合はウォールストリートに行き、金を全部集めて、そして結果はどうなつたかといえば、サブプライムローンなる怪しげな金融派生商品を売り倒して、多くの国々がえらいことになつたんですけれども。

やはり、日本はその点、きちつとそういうのにひつからずやつてこられたというのは、銀行がしっかりしていたか、英語ができなかつたから買わなかつたかどうかは別にして、結果として、ひつかる量は極めて少なかつたというのは、何となく怪しげだと思つて手を出さなかつたんですよ、あれに。その結果として、日本は一番そういったものの傷が少なく済んで、今、金を貸しましようと言るところがあつたときできた、最大の理由はこれだと思つてすけれども。

ぜひ、そういった意味で、日本の強みで勝負しない、何となくみんな平均点なんというのは、そんな世界の中で生き延びていくためには、やはり自国の、自分の強いところで勝負をしないかぬのだと思つてすので、やはり勤勉さと、長く伝つた勤勉という精神と、そして物づくりという才能、この二つは日本の最も得意とすべきものなんだと思つています。

○古本委員 ありがとうございます。では、続きまして、委員長のお許しをいただいた資料を配付してございます。資料をちよつとごらんいただきたいと思います。資料をちよつとごらんいただいたかと思つてす。実は、これは今からもう六年前、平成二十四年十一月十三日の三党覚書であります。社保・税一体改革の三党覚書とは別に、特例公債について覚書をしたものがございます。サインが入っている原本は、それぞれの自民党、公明党、そして私どもの政調の金庫に保管してあるんでしようけれども、当時の自民党幹事長は石破さん、政調会長は甘利さん、公明党は井上さん、政調会長は石井さん、石井大臣であつたわけでありまして。私どもは、奥石さん、そして細野さんがそれぞれ幹事長、政調会長でした。

これを結ぶに至つた背景は何だつたかといえ、その年の一月、二月、通常の特例公債法を閣議決定し国会にお諮りしたところ、当時の野党の皆様は御理解いただけず、ずつと半年間、ほつたらかしといひますか通らなかつたわけでありまして。

実は、この翌日の十四日付で議員提案いたしました。自公民、民自公三党提案で、この三党合意に基づく特例公債法の修正提案をいたしました。

十一月十四日は何かあったかといえは、実は、安倍総裁と野田当時総理との党首討論によって、明くる十六日には解散しようじゃないかという約束をした、あの党首討論のまさに前日、十三日に合意し、十四日に党首討論を、そして明後日に解散するという、劇的な、激動の三日間、四日間だったんです。

その十四日の日に議員修正提案を出した提案者です、私は。向こう四年間、特例公債法がずっと自動発行できる。あえて言います、自動ではないんですけれども、その年の予算総則の範囲内で発行できるということでありまして。毎年、時の与党に対し、時の野党が国会戦術あるいは抵抗戦術、肉弾戦、あらゆるものを駆使してこの発行をとめてやるというようなことはもうやめようじゃないかという画期的な提案ではなからうかと思つたんですけれども、当時、提出者として答弁にも立っていますから鮮明に覚えておられますけれども、条件は一つあったんです。二つ三つあったんですけれども、大きな条件は、やはり歳出を抑えていく、これをせめて野方図な特例公債発行を認めてはならないということをやっていたわけでございます。

なぜこの話を振り返るかという、実は、二〇一二年選挙、二〇一四年選挙で御当選されている諸先生方には、この経緯を御存じないわけでありまして、折に触れてこのことを言う責任が私にはあると思つておいて、きょう、歳入委員会たる当財務金融委員会で申し上げているわけでございます。

改めて、きょう、主税局長ほか来ていただいておりますけれども、国の歳入の根幹は何ですか。主税局長。

○星野政府参考人 国の各般の歳出を賄うための根幹は、税、税収だと考えております。

○古本委員 では、きょうは主計からも来ていた

だいていますけれども、歳入の根幹は税であるとするならば、特例公債というものは何ですか。

○可部政府参考人 お答えいたします。財政法四条では、国の歳出は租税等をもって賄うべきという原則を述べた上で、建設公債以外の公債の発行については認めていないところでございます。

そうした中で、現行の特例公債法におきましては、前回の四年間の枠組みを引き継ぎまして、プライマリバランス黒字化目標に向けた財政健全化に取り組んでいくことを踏まえて、安定的な財政運営を確保する観点から、御指摘の特例公債の発行を五年間行うこととしております。

○古本委員 お配りをしております資料の二ページ目、これは財務省のホームページでございまして、今、主計局、可部次長にお答えいただいた趣旨、要旨がここに書いてございますね。

つまり、国の歳出は、財政法四条でありますけれども、原則は租税で賄うことと書いてあるんです。例外的に建設国債という概念が許されている。そのまた例外に、建設国債で賄えない場合に、その賄えない分について特例公債となっております。

建設国債は今年度で幾ら計上されておりますか。あわせて、特例公債は幾らですか。

○可部政府参考人 二十九年予算案におきましては、建設公債の発行額は六兆九百七十億円、特例公債の発行額は二十八兆二千七百二十八億円でございます。

○古本委員 つまり、今お答えいただいたように、主客転倒といえますか、主従が転倒してございまして、かつて、自由民主党の大平先生が、まさに、特例公債を出すときは、痛恨のきわみである、国民に申しわけないと言って法律を提出された。議論された国会答弁も残っております。臨時、異例のことであると言われておりますけれども、今や建設公債の方が小さくて、特例公債の方がずっと大きい状況で毎年の予算を編成しているわけでございます。

今、与党の中の、自民党の中の部会の話については申し上げる立場にはありませんけれども、教育国債なるものの議論もあるやに承知しております。実は、手前どもも、同僚議員の中には、子供国債と称して、そういったこともありじゃないかという御意見があるんですけれども、借金に色はついておりませんで、かつ、利払い費に、建設国債だからおまけしておいてやろうとか、子供国債だったら利払い費は勘弁してやろうなどという世の中、マーケットは甘くないわけでございます。借金は借金ですね。

やはり身の丈に合った財政を組むという大原則からいえば、特例公債と合わせた分、今年度で申し上げれば約三十四兆円ぐらいでしょうか、さすがに建設国債は、ダムという形が残ったり、トンネルという形が残ったり、高速道路インフラであつたり、インフラということで将来世代に、ある意味では、そのストック管理の費用を将来世代はそんなものを先に送ってくれるなどと思つておられる、まだこの世に生まれていない将来世代もいるかもしれないんですが、まだまじですすね、物があるだけ。

つまり、この二十八兆円になんかとする特例公債分については本来租税で賄うべきであるというふうな思ふんですけれども、仮にこれを租税で賄うとしたら、税収は、ざっくり、単純でいけば二十八兆円、消費税、今一ポイントで幾らの税収がありますか。主税局長。

○星野政府参考人 消費税収一%当たりの税収は、約二・七兆円ということになります。

○古本委員 つまり、今我が国の消費税は八%。一〇%に引き上げるかどうかでさえ、あえて言います、一〇%に引き上げるかどうかでさえ三十一年の十月まで先送ったのが政治の現実であります。何たることかと思つておられます。

仮に、あと一〇ポイント上げたら特例公債を発行しなくていい。一八ポイントですよ、消費税。これは頭の体操じゃないです。現実の話として向き合わなきゃならない。

なぜならば、今年度予算で、公債費は、元本、利払いでそれぞれ幾ら使つてますか。

○可部政府参考人 お答えいたします。二十九年予算案における国債費は二十三兆五千二百八十五億円となっておりますが、このうち償還費十四兆三千六百八十億円、利払い費九兆一千三百二十八億円となっております。

○古本委員 ありがとうございました。つまり、元本と利払い合わせたら、もう二十兆兆円、二十四兆ですか。だから、もうざっくり言えは消費税一〇ポイント分が借金の返済に回っているんです。これを世の中では自転車操業というんです。もうやめた方がいいと思つてますね。

それで、例えばインフラなら、こつしやりたいのを来年に回そうかというのもあり得るかもしれませんが、子供たちの教育費、あるいは義務教育の予算、あるいはF35の戦闘機調達費用、こんなものは先送れませんか。何があつても、むしろもつとたくさん買わなきゃ、F35なんて、安くです。何か一夜にして下がった話はまた今度やりますけれども。

つまり、租税の話をする当委員会では、実は個々の各論の租税特別措置、あるいはマル配控除、もう山と議論したいんですけれども、根本に、我が国における基幹三税というのは何なんだという話をまずしなきゃならない。だって財政法四条には、身の丈に合った財政を組みなさいと書いてある。身の丈に合った財政とは、租税歳入の範囲内で歳出を決めなさいと書いてあるんですから。

基幹三税というのは何ですか。主税局長。

○星野政府参考人 所得税、法人税、消費税でございます。

○古本委員 では、続いてお尋ねしますけれども、所得、法人、消費税というのは、税収はどのくらいですか。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。二十九年予算で申し上げますと、所得税が十七・九兆円、法人税十二・三兆円、消費税十七・一兆円が国税における収入でございます。

〔委員長退席、土井委員長代理着席〕

○古本委員 この所得、法人、消費で見たら、先ほど大臣のお話にあった、どうぞ。

○星野政府参考人 済みません。法人税は、十二・四兆円でございます。申しわけございませ

○古本委員 さっきの大臣の話で、さらに加えると、法人税のいたずらな引き下げ競争はもうやめようじゃないかという話を一方で言う国もありますね。日本は今後どうしていくかというのはありますけれども、法人税は十二兆です。所得が十七兆。先ほど同僚の古川委員からもありましたけれども、正直、お金持ちに負担してもらえばいいといったって、お金持ちの定義もこれは難しいですよ。

今回の政府原案ですと、マル配控除、これは実に千二百万以上の人は大体増税になるという理解でいいですか。よく聞いておいてください。お願いします。

○星野政府参考人 はい。結構でございます。

○古本委員 財務省の皆さんも、本当に自虐的ななと思いますね。

例えば、大臣、後ろにいらつしやる秘書官の給料は幾らぐらいですか。固有名詞はあれなんです。多分課長級ぐらいでいらつしやるとお見受けすると、それは一千万を超えていますよ、一般的に。企業でいけば、みんな超えていますよ。でも、この一千万を超えている人というのは何%ですか。

○星野政府参考人 およそ5%ぐらいだと思います。

○古本委員 細かな数字は、いきなり聞いて申しわけないですけども、こんな常識ですよ、5%ですよ。たった5%の人に拒税力を求めるのか。やはり、年収四百万の人も、五百万の人も、六百万の人も、もつと言えば、ここはボリュームゾーンですよ。この皆様もあまねく負担していただくことにより、社会保障も、教育も、F35も、みんな支えるということでは、一千万の人

だけ負担してもらって何とかなろうという話ではこれはないと思いますね。

そこで、基幹三税の中で、年金を受け取っておられるシニアも、子育て中の世帯も、そして小学生の皆さんも、みんながひとしく負担する税というのはたった一つだけあります。極めて公平な税です。どうぞ。

○星野政府参考人 消費税ぐらいだと思えます。

○古本委員 そうです。消費税だと思えます。だって、課税逃れをしようとして所得を過少申告しよう、節税と称してさまざまな経費を計上しよと、あの手この手で国税当局も頑張っている。消費税は極めて公平な税でありますね。

この基幹三税のうち、今後、さらに拒税力を求めて、かつ租税の柱になるべきなのは何税だと思えますか、大臣。これは大臣です。

○麻生国務大臣 基幹三税の中だったら、伸びるので、消費税が一番大きいと思えます。

○古本委員 全く同感だと思えます。

やはり所得税は、年収四百万の人が五百万になり、六百万になり、きょうよりあすがよくなると頑張つて、皆さん所得をふやしていますね。そして、やと俺も課長になつたかという人は一千万を超える人もいるかもしれない。その人が高所得者だといつて負担してもらおうというのは世知辛い。秘書官は苦笑いされていますけれども、御自身のことですよ、本当に。こういう、マル配控除を、引き倒したように見えて、実は百五十万まで拡充し、これは減税ですから、その分の財源は年収一千万の人が負担すればいいんだというの、ピンポイント過ぎて、これはもう税としていかなものかなということも申し上げるわけでございます。

ぜひ、消費税を上げていく上で、あと二年半あるわけでありませうけれども、課題が幾つかあります。これも、同じく三党合意、抜本改革法の中で示された中なんですけれども、先ほども出てい

ました。医療の損税の話もありました、それから住宅もありますね、あるいは車体課税の問題もあります。

さまざまな課題を解決していく必要があるわけですから、その中の一つに低所得者対策というのがある。これは、軽減税率を入れるということ、もう既に与党合意で、二党で、自公でお決まりになり、大綱が出され、立法化されていることでもあります。既定路線なんだろうと思えますけれども、きょうは国税庁にも来ていた

だいていますけれども、これは軽減が入る大前提に、軽減には反対です。反対ですけれども、インボイスを入れると言っていることにはやむを得ないかなと思えますが、執行の現場として、これは中小事業者、青色法人等々ありますけれども、すし屋のおやじが、大将がすしを握つたその手で伝票をつけているのが実態だとしたら、このインボ

イスというのは大変負担がかかる。これは何とか税理士の皆さんにもやっていただくんではないけれども、インボイスは反対している人もおられますね。

これを執行の現場でやっていく上で、体制の強化あるいは教育、今どういう状況になっていますか。

○飯塚政府参考人 お答え申し上げます。消費税の軽減税率制度等の実施に当たりましては、混乱が生じないように万全の準備を進めることとされておりまして、関係府省庁が連携して、政府全体として取り組んでいるところでございます。

まず、その取り組み内容でございますけれども、具体的には、二十八年度の四月に軽減税率の適用対象品目等につきましてQ&Aを公表するとともに、ことしの一月に新たな事例を追加する等の改定を行っております。また、事業者向けの説明会を関係民間団体等と連携しながら積極的に開催し、また、関係省庁や各種の事業者団体が行う説明会にも講師を派遣するなどしております。また、全国の税務署の専用相談窓口において個別

相談に対応するとともに、専用ガイダンスを設けて、電話相談に集中的に対応する体制を整備するなどの取り組みを行ってきております。

また、体制でございますが、こうした事務への対応のために、まず平成二十八年度に、執行体制の整備として百三十二人、定員措置等がなされております。また、国税庁本庁に消費税軽減税率制度対応室を新たに設置する等の体制整備を行ってきております。

引き続き、先生御指摘のように、軽減税率制度やインボイス制度に関する事業者の方の理解や準備が円滑に進むよう、これらの制度が円滑に執行されるのが重要と考えておりまして、国税庁本庁、国税局、税務署の関係部署が一体となって取り組むとともに、平成三十一年十月の軽減税率制度の実施を踏まえて、今後、必要に応じて、執行体制の整備を図っていきたくと考えております。

○古本委員 国税の執行現場は大変な御苦労の中で実務をされていると思えますので、もうあと二年半です。私は絶対に消費税は予定どおり、予定じゃないんですよ、予定が先送られ、もう一度先送られて、三度目の正直で三十一年の十月には一〇ポイントになると信じている一人ですけれども、国税庁も信じている一人であれば、これはインボイスに向けて、やはり体制もしつかり、要員も含め、ぜひ準備を遺漏なきよう当たっていただきたいなというふうに思います。軽減には反対ですけれども、もう法律で書かれたものについては甘んじて受けるしかないもので、体制をしつかりやつてほしいということでございます。

幾つか、その課題の中で、きょうは国交省にも来ていただいていますので、他委員会から来ていただいていますから、最後にそれを触れたいなと思えますが、資料の三ページ目、四ページ目。まず、三ページ目をご覧いただきたいんですけど、先日の税法の本会議で、各会派の諸先生方の演説を拝聴するに、なるほどな、大変皆さんいいところをついておられるなと思つて、これは与野党ともに伺っていたくたが車の車体課税のくだ

りなんです。これは、非常に我が国の根幹であり、GDPを支えている物づくり、わけても自動車産業への影響が大きいという趣旨で、車体課税についてはできる限り軽減してほしいという趣旨のことを御発言されたかに承ったんですけれども、実はそんなものじゃないんです、この問題

実は、ここに答えがあるんですね。今、自家用車の世帯当たり普及台数ということで、都道府県別のデータをここに配付しているんですけれども、登録業務は国交省運輸局がやっておりますので、国交省、今一番普及している県はどこで何台ですか。一番普及していない、保有されていないところは何県で何台ですか。

〔土井委員長代理退席、委員長着席〕
○早川政府参考人 お答え申し上げます。

一般財団法人自動車検査登録情報協会の資料によります平成二十八年三月末現在の都道府県別の自家用乗用車の世帯当たり普及台数を見た場合に、普及台数が一番多いのは福井県で一・七四九台でございます。世帯当たり普及台数が一番低いのは東京都で〇・四五〇台となっております。

○古本委員 つまり、都会は地下鉄が通ってしましタクシードもたくさん走っている、交通弱者と呼ばれる人の移動手段は非常に恵まれています。地方都市に行けば、車がないと移動ができません。生活の糧なんです。なくてはならないもの。

めぐっていただいた四ページに、今度は都道府県別の年間収入ですね。世帯収入ですので、これをごらんいただくと、若干、私が申し上げたいこととちよつとずれるように聞こえるかもしれませんが、福井県、石川県、富山県の日本海側のこの三県は同居率が高いというので非常に有名ですね。選出の先生方はよく御案内。福井県は世帯収入が六百二十万とぬきんでいるのをちよつと割り引いてごらんいただくと、一般的に、例えば中四国、九州、世帯収入が大体四百万円台です、年間、まさに四百万円台で暮らしておられる。委員

長の御地元もそうですね、四百万円台です。片や、普及の少ない東京を見れば、世帯収入が六百万円を超えています。年間で百万の格差があるわけなんです。

これは、主税局長、例えば国税分というところの自動車重量税、あるいは地方税もあわせてお答えできるのであれば、自動車税、排気量で決まっているこういった税というのは、地方によつて税率は変わるんでしょうか。

○星野政府参考人 変わります。

○古本委員 非常に重要なポイントなんです。四国や九州や東北に行つたら税率を少し軽減してくる、つまり地方加減があるかといつたら、ないんです。一ト一万二千六百円という定価は定価です。今、若干下げたいといっていますけれども、ということ、この世帯収入から見たら、可処分所得、つまり扣除力が弱い世帯に限って保有が多いのが自動車関係税なんです。

だから、産業のさまざまな応援の観点から言っていたかといつたのは、一つの日本の経済産業政策として極めて着眼点はあるんですけれども、家計、暮らしという観点からいけば、車体課税を軽減しなきゃならないというのは家計支援なんです。

実は御党、自民党の諸先輩方というのは、もう何十年も前に消費税を入れた平成元年、あるいは平成九年の税率を三ポイントから五ポイントに上げたときには、非常に着眼点であったと思いますよ。消費税を上げた分家計負担が上がるだろうというところで、所得税減税をやっていますね。だから、ある意味でのレベニュー・ニュートラル、税収中立だった。

私も消費税を上げたときは、車体減税を思い切つていたしましたけれども、所得税はもはや減税はできないだろうという中から、何とか家計に戻してさしあげたい。とりわけ、地方都市ほど、これは東京に比べて約四倍持っておりますから、四倍の税負担ですよ。大体、東京と比べてら百万から二百万、年間収入が違うのに。

だから、これはぜひ、車体課税の問題の本質がそこにあるんだということを申し上げておきたいと思つたので、何か感想があれば、大臣。よし、下げてやるというのであれば、今ここで約束していただければありがたいですけれども。

○麻生国務大臣 愛知県と違って、ほかのところへ行くと、もつと田舎へ行くといつた思いますけれども、軽自動車ですよ。これまた税率が違うんですね。だから、そのところもちよつと、もう少し正確に出てくるんだということだけは思いますが、今言つておられることは間違いありませんよ、間違いなく。

ついでにこれも言わせてください。東京というところは、これだけ、ヒンターランドに三千万ぐらいいるわけですよ、地方に、千葉、埼玉、神奈川を足しますと三千万少々になるんですけれども、車がこれだけすいすい走れて、排気ガスがこれだけなくて、北京と比べるとちよつと比較するのならばかかいですけれども、ちよつとニューヨークや何やらに比べても、何が違うかといつたら、鉄道、公共交通網、バスじゃないですよ、レールを使ったもの、公共鉄道網。鉄道は七十何%いっていますからね、地下鉄を入れて、一番発達しているロンドンで八%いっていないでしょう。それぐらいですから。

だから、この鉄道というようものが普及しているから、やはり、今言われたように、車を買わないんですよ。もう要らないからとみんな言うんですよ。しかも最近レンタルなんというものがえらい発達しているから、さらにそうなるので、私の娘でも買いませんものね、車。びっくりしました。私らの世代では考えられない。

だから、それぐらい、最新、興味を持ってそれを調べて、今の数字が出ました。

○古本委員 大臣も私が申し上げたかった、いわゆる車体課税の問題、政策的に狙いがどこにあるかということ御理解いただけたものと承知しております。ぜひ、当委員会で今後とも議論を深めたいなというふうに思います。

最後に、特例公債の話ですけれども、三十二年に、今回の延長した自動成立法案、あえてそう言いますけれども、期限が到来しますけれども、財政当局としてはこれをさらに延長する予定はあるんですか。

○可部政府参考人 お答えいたします。

現行の特例公債法は、二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化目標に向けて財政健全化に取り組んでいくことを踏まえて、安定的な財政運営を確保する観点から、二〇二〇年度、すなわち平成三十二年度までの特例公債の発行を認めたものがございます。

現時点では、三十二年以降の特例公債法については何ら決まつておりません。

○古本委員 まさに、三十二年が到来したときに、三たび延長するかどうかの議論に直面するんです。そのときに、この歳入委員会たる当財務金融委員会の真価が問われると思います。

一回目の延期をする議員立法を出した、私は張本人です。本当にあれば正しかったのかと、今思ひは呻吟しておりますので、ぜひ当委員会で、租税が基本ですよ、その租税を何としてでも安定的に確保した上で、その補助的なものにすぎない特例公債であるということをもまた議論させていただきます。

きょうはありがとうございます。

以上です。

○御法川委員長 次に、初鹿明博君。

○初鹿委員 民進党の初鹿明博です。きょうは、こちらの財務金融委員会で質問をする機会をいただきました。まことにありがとうございます。

まず最初に、きょうは配偶者控除について質問をさせていただきます。

私も、国会議員になりました。最初二〇〇九年、民主党政権のときでしたので、そのときから、やはり働き方に中立な税制であるべきだ、制度によって働き方が変わるようなものであつてはならないと考へておりました。当時から、配偶者

控除は廃止をする必要があるという主張をずっと続けてまいりました。

そういう点では、与党の中で配偶者控除の見直しの議論が始まったということに非常に期待をしていただんだけれども、出てきた案を見ると、正直なところ、ちよつとがっかりをしたというか、結局、配偶者控除自体は残ったまま対象が拡大をしていって、なくすという方向ではなく、むしろ対象者を拡大しただけで、これで果たして本当に就業調整がなくなっていくのかということに非常に疑問を覚えているんですね。

まずお伺いしたいんですけども、今回、配偶者控除の見直しを図る理由は、就業調整、就業時間の調整をすることを、制度によって今起こっている、これができる限りなくしていくということとだとおっしゃるんですが、今回の改正によって一体どれくらいの方が、今までの百三万という壁があつて、これは財務省は百三万の壁というのは制度上なくなつていくことを主張されておられますが、こちらの税制大綱でも書いてあるとおり、心理的な壁等になつていて、やはり百三万で就業調整をしている人が実際にいる、そういう人たちがどのくらいの人數、働く時間をふやしていくということを想定しているのか、まずはお答えをいただきたいと思ひます。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

就業調整の問題につきましては、本日いろいろ議論が既にありますとおり、税制や社会保障制度のみならず、例えば民間企業の配偶者手当の支給基準ですとか、そもそも女性が直面している家事や育児に時間を要するといった問題など、複合的な要因が存在すると考えております。

このため、配偶者控除等の見直しで就業調整問題がどれだけ解消されるか、また、その効果を定量的に見積もるといふことは難しいといふふうに考えております。

ただ、今回の配偶者控除等の見直しを契機といたしまして、民間企業の配偶者手当についても見直しを検討され始めています等々を考えると、配偶

者控除の見直しには一定の効果があるものと考えております。

○初鹿委員 民間企業で配偶者手当があつて、それで今回の改正によってその見直しが進む、確かにそういうこともあるとは思ひますけれども、配偶者手当があるような民間企業というのはやはりある程度の規模の会社であつて、多くの日本国民が働いている中小企業は、そもそもそういうものもないだろうと思ひます。そういうことを考えると、やはり効果は非常に限定的であるのではないかとおっしゃるに言わざるを得ません。

そして、今答弁の中でもありましたけれども、家事とか育児とか、そういうことも要因だとは思ひますけれども、やはりもう一つ考えなければいけないのは社会保障の方の問題だといふふうに思ひます。

もともと、民主党政権の最後の方に、自公と一緒に、自民、公明党と一緒に、税と社会保障の一体改革というところで、税制だけではなくて社会保障制度もあわせてこれは考えていかなければならないといふことで今に至つておられると思ひますが、残念ながら、今回は配偶者控除という税制だけとどまつてしまつておられることが、私は、就業時間の調整を解消することにならない最大の理由ではないかといふふうに思ひます。

つまり、社会保険に加入するこの金額が、昨年の十月からですか、百六万円に引き下がつておられるといふふうに思ひます。やはりこの百六万円の新たな壁を越えられない限り、取らない限り、私は、就業調整はこのこととどまつてしまつてしまふんじゃないかといふふうに思ひます。

では、百六万の壁を解消するためにはどうすればいいかといふことが、働いている人が社会保険に加入することが進むことは私はいいことだと思ひます。でも、進まない理由としては、やはり、社会保険に入らないでもいい状態にある人がいるからです。それは、専業主婦の中で、第三号被保険者といふことで、年金の保険料を払わないでも年金に加入していることになつておられる、これが私

は一番のネックじゃないかと思ひます。

ですので、配偶者控除の見直しと三号被保険者の見直し、どちらも私は廃止をした方がいいと思ひついでいるんですが、これをあわせてやらないと、恐らく、今働いている女性の方で、これ以上収入をふやすと手取りが減る、世帯収入が減るといふことで時間の調整をしている方々が、より働こうといふことにはつながらないのではないかとおっしゃるに思ひます。

ここで、きょうは橋本副大臣にお越しいただいておられますけれども、そろそろこの三号被保険者の問題もきちんと検討をして、私はなくす方向に進めていく必要があると思ひますが、副大臣、いかがでしょうか。

○橋本副大臣 お答えをいたします。

まず、大前提といたしまして、先ほど委員から、ここは賛同と言つていただきましたが、働きたい方が働きやすい環境を整えるとともに、短時間労働者の方等について年金などの保障を厚くするという観点から、厚生年金や健康保険などといった被用者保険の適用拡大を着実に進めていくことが重要だといふふうに、それは私どもも考えておりますし、委員もそこは御賛同いただいております。

その上で、三号被保険者のことについてですけれども、三号被保険者と一概にくらべられている方々の中も、今九百万人ほどおられますが、いろいろなタイプの方がまだおられるだろうといふふうに私どもは思つておられます。例えば、短時間で働いている方で二号になつていない方、出産や育児のために離職をした方、あるいは、ちよつとイメージされているかと思ひますが、配偶者が高所得でみずから働く必要がない方、そんな方もおられると思ひます。

そういうような多種多様な属性を持つ方がおられるということが、社会保障審議会年金部会でも議論された中で出てきておまして、そうした中で、三号被保険者制度というものを縮小、見直しをするといふような方向に向けた、その段階を踏

んでいくということがまず大事なのではないかというように整理をされているというのが現状でございます。

そういう意味で、三号被保険者について、廃止をすべきだといふ御質問をいただきましたが、整理縮小すべきだといふ方向性については私どもも共有をいたしますが、さらなる適用拡大というのを進めていくのだといふことも片方でこれあり、そうしたこととあわせて、引き続き議論してまいりたい、こう考えているところでございます。

○初鹿委員 今いろいろ御説明いただいた中で、配偶者が高所得な場合だとか、出産とかで一時的に離職しているとか、短時間で働いているけれども対象になつていない、二号になつていない、つまり、今回その人たちは、百六万までの方は入つてくるようになるわけですよ、二号になつてくる。

そういう理由があるのもわかるんですけども、私がこれは廃止をした方がいいという理由の最大の理由は、厚生年金の場合、世帯単位になつていくから三号被保険者といふものが存在するわけですよ。そうですよ。国民年金は、一人一人加入して、個人単位なわけですよ。

制度ができたときに、恐らく最初に働いた働き方がずっと続いていく、また、結婚をして離婚をすることが少ない時代だったのかもしれないが、今は、やはり転職もするし結婚も離婚も何度もある方も多いわけですから、例えば三回転職して三回離婚をしたら、一号になつたり、二号になつたり、三号になつたり、行つたり来たり行つたり来たりするようになって、一体自分は今は何号なのかとわからなくなつてしまふような状態で、年金の計算も非常に煩雑になると思ひますよ。

ですので、三号被保険者といふのはなくして、専業主婦の人は自分で国民年金に入つて一号になる。保険料を払えるような世帯だったら払えばいいし、払えない場合は免除にするとか、やり方はいろいろあると思ひますが、一人一人がやはり

きちんと年金制度に入るといふことを進めていく上で、私は三号被保険者というの見直しの方がいいんじゃないかというふうに思いますので、その点も含めて御検討いただきたいというふうに思います。

今のお話を聞いていても思うんですけれども、今回の改正案によつて、百六万円から百五十万円くらいまで働いている人たちは、今回、厚生年金に入るような形、新たに入るようになるわけですね、百三十万までの間の方ですか、新たに入るようになるわけですから、そうするとその方々は、保険料の負担がふえるわけですから、可処分所得という面では減るわけですね。手取りは減るんです。主にその方々は女性です。

一方で、こちらの新たな控除の見直しにすると、今まで配偶者控除の対象じゃなかった百五十万までは満額で、二百一十万までが対象になっているわけですが、配偶者がそういう働き方をしている男性側の方の税金が配偶者控除で引き下がつて、減額される。

つまり、女性はこれから保険に入つて手取りが減る、でも男性は減税になる。何か、女性が仕事をふやすと収入が減つて、男性は減税になるというの、まあ、世帯全体で見ればみんなが減税になると考えられるのかもしれないけれども、やはり今、共働きの場合、財布は別よと言つていろいろ御家庭もたくさんあると思うので、私は違和感があるんですよね、女性は負担がふえて、男性は減る。こういう状況になるというのは、それは事実でいいんですかね。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

今回の配偶者控除の見直しに関連をして、旦那さんの方の負担が減り、奥様の方の例えば保険の負担がふえるというのは、先生御指摘のとおりではありません。

ただ、今回議論をした就業調整の要因になつていくという局面におきましては、奥さんが旦那さんが受ける配偶者控除の金額が変わるといふことを勘案し、ある意味、夫と妻の手取り収入を合算

した収入、これが今の仕組みによつて影響を受けているということが就業調整の背景として考えられるというのを受けて見直しを行っているわけでございますので、別々に、どちらがふえて減るということよりは、全体として今回の見直しを考えた方がいいと思つて、これを御理解いただきたいと思つております。

○橋本副大臣 少し補足をさせていただきます。確かに、適用拡大を進めて、百六万円以上の方は入つていただくということになりました。そのときに手取りが減るよねと言われれば、保険料負担的にはそうだといいことになりませんが、ただ、こちらの方は保険の話でございますので、当然、反対給付があるということもそこは御認識をいただいで、ですから、社会保険に入つていただく、当然、厚生年金加入ですから、将来の年金額がふえるとか、あるいは、健康保険等についても、例えば出産等々ときの一時金みたいな給付が、出産手当金とか傷病手当金とかそういうのが充実をするんだとか、そういう面もあるわけですから、単に手取りがどうこうということだけではなく、私たちとしても、そういうメリットもあつて、きちんと適用拡大をさせていただきたいんだというところはしっかりと広報させていただく、それが今回の就業調整につながるかどうかということの議論にも資するのではないかと私たちは思つております。

○初鹿委員 そうなんですけれども、何となく印象としては、余り女性はおもしろく思わないんじゃないかなということだけは指摘をさせていただきます。次に、もう一つお伺いしたいのは、今この就業調整によつて困つてくる業種の筆頭はどういう業種だと認識をされていますか。橋本副大臣にお伺いしたいんですが、関係する分野で。

○橋本副大臣 要するに、短期の労働者の方に頼つていらっしゃる方が多い業種ということなんだと思つております。

今正確に持つていくわけではございませんが、私の持つていく知識の範囲でいけば、例えば飲食業でありますとか小売業でありますとか、そういうところが当たりやすいのではないかなと思つております。

○初鹿委員 飲食業や小売業。私は、もう一つ、やはり一番困つてくる、そもそも人材不足で困つていらっしゃるけれども、毎年十一月ぐらいから就業調整をする人が多くなつて困つてくる業界の筆頭は、介護事業所だと思つて、介護の業界。ヘルパーの派遣をしているようなところは、多分、先生方も地元の実業者からよく聞いておられると思いますが、十一月ぐらいになると、そろそろ働き方を考えないと控除の対象を超えてしまうからといって、働き方を調整するようになるんですかね。これは、ほかの業種もそうなんですか、けれども、時間単位で働いているわけなんですか。例えば、今回、百三十万円だったところが、とらあえず百六万円を超えなければ社会保険に入らないでいいから、この範囲で働き方をふやそうといたつたときに、三万円分働けるということになるんですが、実は、全国どこでも同じぐらいの時間をふやせるわけじゃないんですよ。

というの、最低賃金が全国違うので、例えば私の住んでいる東京都は今九百三十二円ということなので、三万円多く働けるようになったとすると三十二時間ぐらいいないですね。ところが、一番最低の沖縄だと七百十四円で、二百円も違うので、四十二時間、十時間も働く時間が変わつてくるんです。

私は江戸川区です。川を渡ると千葉県なんです。千葉県と東京都も大体百円ぐらい違うんです。千葉は八百四十二円で、そうすると三時間ぐらいい変わるといふように、事業主の立場からすると、配偶者控除で一定の金額で、働いてもらへる時間で差があるというの、ちよつと違和感があるんじゃないかというふうに思つて、だからといって、控除の金額を地域によつて差をつけるといふのは非常に難しいと思つて、私は、最

低賃金は全国同じ水準にする必要があるんじゃないかと思つております。

確かに、土地の値段だとか、さまざま物価で違う面もあるかもしれませんが、今、ファストフードやコンビニや、またファミリーレストランとか全国のチェーン店は、全国どこに行つても定価は一緒だと思つて。先ほど古本議員から車体課税のお話がありましたけれども、車体課税も全国どこでも一緒だということを考えると、私は、最低賃金は全国統一をする方向に進めていく必要があると思つて、御見解を伺います。

○橋本副大臣 委員御案内のとおり、最低賃金というものは、使用者は労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払わなければならぬものというものになつておりますが、今の御議論ということにかかわつてくるのは、実際に支払われている賃金、受け取つていく賃金がどうなのかということが直接にかかわつてくるんだらうというふうに思つております。

そういう意味で、配偶者控除の範囲が広がつた場合に、最低賃金が地域で異なるつておられることによつて、延ばすことのできる労働時間が地域で異なるのではないかと御指摘について言えば、必ずしもそう断定できるものでもないのだから。

要するに、実質的に支払われている賃金が地域によつてどうばらついていくのかということと直接にはリンクをすることなのであつて、もちろん、最低賃金はその下支えになつていくという御指摘がありますから、そうした御指摘も当たり得ると思つて、そういうことは申し上げさせていただきます。その上で、最低賃金は、その決定に当たり、労働者の生計費や賃金、企業の賃金支払い能力を考慮すること、これが最低賃金法によつてなつておりまして、こうした地域差などの地域の実情を考慮して都道府県ごとに定められているわけでございます。最低賃金を全国一律にするという御

最低賃金を全国同じ水準にする必要があるんじゃないかと思つております。

指摘については、地域によって経済状況が異なる中、まさに今お話をいただいたように、同じ物価で売っているものもあるけれども、もちろん違う物価のところもあるわけでございまして、そうした地域ごとの賃金や物価水準の差が反映されないことから、適切ではないと考えております。

一方、これは厚生労働省としての答弁をやや超えるところがあるかと思いますが、もし地方の方が賃金が低いということについて、そこが問題だということであれば、それは地方創生なりなんなりということでは、いかにしてその地域がもうける仕組みをつくるかということも、それは政府全体とすれば考えなければならぬことなんでしょうかと思っております。

○初鹿委員 恐らく、これは卵が先か鶏が先かみたいな話にもつながっていくと思うんですが、最低賃金が低いからその地域の全体の物価も上がらずに全体的に所得も低くて経済的に厳しい状況になつていくのか、それとも、賃金が上がればそれが解消できるのか、どっちが先かみたいな話だと思っております。そこはちょっと慎重に検討はしていただきたいというふうに思います。

次に、せっかく厚労省と財務省が並んでいるので、私が以前から疑問に思っていることを一つ伺わせていただきます。

それは、税で言う課税所得と社会保障で言うところの所得に一つ大きな差があるんですね。それは何かと云うたら、交通費を入れているか入っていないかということなんです。課税所得は交通費が入っておりませんが、なぜ入っていないんですか、理由をお答えください。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。給与所得者に支給される通勤手当についての御質問だと思います。

通勤手当に関しては、通勤費用の実費弁償的な性格を有していることを勘案いたしまして、一定額、月十五万円を限度として非課税とする措置を講じているところでございます。

○初鹿委員 課税所得だと実費の弁償だから、つ

まり、可処分所得にならないから所得にしませんよということなんです。社会保険料だと、交通費も含めて総所得として見て、それで保険料を考えているわけですよ。

全く同じ会社で、同じ期間ずっと働いて、そして同じ給料で定年まで迎えた人が、将来、年金をもらうときになると、遠くから通って交通費をたくさんかけてきた人の方が受け取る年金が多くなるんですよ。何か変だと思いませんか。そして、実費の弁償ですから、所得といつても可処分所得になつていないわけですよ。

確かに、一律、通勤手当何万円と決めている場合は、それは所得と見てもいいかもしれません。しかし、定期代として支給しているときは、私は、所得から外して、課税所得と同じように考える必要があるのではないかと思っていますが、橋本大臣、いかがですか。

○橋本副大臣 まず、まだ大臣にはなつておりませんが、副大臣でございますが、(初鹿委員)済みません、副大臣と呼ぶ)

社会保険における、所得という言い方をしません、こちらは報酬という言い方、言葉を使いますが、これは法律上、賃金、給料、俸給、手当、賞与、いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対価として受ける全てのものであるということにされております。

通勤手当についてですけれども、これは、まず、使用者が支給することについて法律上の義務づけがあるものではございません。また、現実にも、通勤手当の支給がある事業所もありますが、ない事業所もある。そこは、その事業所と働く方の間の雇用契約による、あるいは、その就業規則等によるということになつていくわけで、現状、いろいろなケースがあるわけでございます。

そうした中で、被保険者間の負担の公平性という観点からすると、通勤手当は、労働者がその雇用契約でいろいろ保障されている労働の対価、対価というものに含まれるというふうに考えられるわけでございます。それが社会保険における報

酬に含まれるべきものというふうに考えているわけでございます。

先ほどおっしゃったように、社会保険というのは反対給付があるわけでございますから、当然、保険料が多くなる分、年金額もふえるとか、例えばそういう形にはねていくことは御指摘のとおりでございますけれども、要するに、そこも含めて、雇用契約上の労働の対価というものについてどう考えるのかという話にかかわってくるということだというふうに理解しております。

○初鹿委員 これは、事業主によつては、交通費という形で給料と一緒に払わないで、実費弁償という形で支払うと、実際には報酬から外せるんですよ、営業経費だということにしたりしてね。そう考えると、私は、やはり交通費で実費弁償みたいなものは報酬の中にも含むべきではないかと思うので、一回検討を始めてもらいたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

では、次の質問に移りますが、今問題となつている森友学園の国有地の売却の問題について御質問させていただきます。

皆さんのお手元に、一番最初に報じられた二月九日の朝日新聞の記事を用意いたしました。今回、なぜこの問題が新聞で報道されて、そして、今国会でもこのように取り上げられるようになったのかという原点がなかなか質問の中で出てきていないんですね。

日曜日に、私、大阪の現地に行つてきました。そこで、この問題を報道される前から取り組んできた豊中市の市議会議員の木村さんという方にお会いをして、話を聞いてきました。何で木村豊中市議がこの土地に関心を持って調べようになつたのかということが余り議論されていないので、ここで取り上げさせていただきます。

もともと、この森友学園が買った土地、豊中市は公園にしたかったんです。隣に豊中市が買った土地がありますね、こちらは公園になつていますが、こちらの森友学園が購入した土地も含めて、この角、豊中市の土地もありますけれど

も、全体を公園にしたいという計画を持っていたということなんです。

ところが、あるとき急に、財務局なのか航空局なのか、どちらかわかりませんが、国の方々が売却をするということで方向転換があり、突然、何月何日までどうするかを判断しろということ、結局、財政的に豊中市はすぐに買えないという事情もあつたので、なかなか買うと答えられなかったら、売却をされてしまった。

一体どんなところが買ったんだらうということ、調べていいたら、森友学園という学校法人であつて、教育勸語を園児に読ませるような幼稚園をやつてるところだ。そして、工事が進んでいるので、登記簿をとつてみたら、買ったと思つたら、まだ運輸省が所有者になつていて、売却されていなかった。

おかしいなと思つて調べていって、最終的に情報公開請求をする。それが非開示になつて、そして、訴訟をするということ、記事になつた、そういうお話だったんです。

お伺いするんですけども、きょう、国交省航空局、来られてますよね。まず、国交省航空局が保有しているときに換地がされるわけですが、でも、その段階で、相当豊中市との間でやりとりがあつて換地をしていっていると思うんですが、この土地も含めて公園にしたいという意向を豊中市が持っていたということは御存じでしたよね。

○平垣内政府参考人 お答えさせていただきます。本御指摘の土地につきましては、大阪国際空港周辺の騒音対策の一環として、法律に基づき、騒音対策区域内の住民の求めに応じまして、大阪航空局が昭和四十九年より順次買入れを行つてございます。その後、平成元年に、航空機の低騒音化の進展によりまして、当該土地が属する騒音対策区域が解除されたことの中で、平成八年に御指摘の土地画整理事業の事業決定がなされまして、平成十七年に換地処分をされたことと承知しております。

その中で、豊中市さんは、この土地区画整理事業の北側について、公園にされたいという御意向を持っていたというふうにお伺いしております。
○初鹿委員 知っていたんですよね、航空局は。では、財務省は知っていたかどうかということなんです。財務省、知っていましたよね。
○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

国有財産地方審議会の平成二十二年二月でございまして、この豊中市の公園の話をしてはできる審議会の中で、「豊中市の要望としてはできる限り公園用地としてほしいということでしたが、財政的な問題もありまして、「云々」というような説明をしているところがございます。
ただ、いずれにしましても、本件、大阪航空局から平成二十五年に処分依頼を受けたときには、改めて豊中市に確認をしておるところでございます。

○初鹿委員 今、皆さんのところに資料をつけているんですけども、二十二年のときの、豊中市が買った土地に関する財政審の議事録なんですね。
その議事録の中で、ある委員の方が、「この西側の普通財産について、今は議題に上がっていませんけれども、今後ここはどのような方針をお持ちなのかというのを聞かせください。」という質問をしております、それに対して、「豊中市の要望としてはできる限り公園用地としてほしいということでしたが、財政的な問題も云々と、先ほど答弁されたとおりのお答えを管財部長さんが答えているんです。

それを踏まえてお伺いしていきたいんですけども、まず、豊中市はどういう意向を持っていたかという点、無償で貸してもらえないかというように考えていたようでございます。ちなみに、自治体等に公園用地などで国有地を無償で貸し付けしている、貸与している件数というのはどれぐらいあるんですか。
○佐川政府参考人 地方公共団体に對しまして公園用地として無償で国有地を貸し付けている例

は、平成二十八年十一月時点でございましてけれども、約二千四百五十件でございます。
○初鹿委員 まあ二千件ぐらいあるので、決して珍しいケースではないわけですね。しかし、ここは無償での貸与ではなくて、時価での売却を前提としていたということですね。
またお伺いするんですけども、森友学園が買いたいという意向を示して、今回のような売り払い特約付きの賃貸契約、そういうかなり特殊な契約を結びました。これは、もし同じようなやり方で土地を貸与することも可能ですよということを豊中市が知っていたら、場合によっては判断が変わっていたかもしれないと思うんですけども、こういう契約のやり方がありますよということを豊中市にお伝えしたことというのは、財務省、ありますか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。
国有財産の売却の規定につきましては、通達でオープンになってございまして、基本的には見ることができるところになってございまして。
今委員がおっしゃいました豊中市に個別にこちらから説明したかという点においては、この時点で説明してございせんが、一般論で申し上げますれば、そういう要望が来た場合には個別にきちんと対応しているところでございます。

○初鹿委員 そもそも、公園用地として欲しいという意向があるとわかっているんだら、こういうやり方もあるよとか、丁寧に説明してもいいんじゃないかと思うんですよね。ホームページで公表しているからそれを見て考えてくれ、自分で気がついてくれというのにはちょっと冷たいんじゃないかというふうに思いますよ。
そして、では、先に借りたいと言ってきた学校法人に對しては、先に借りたいと言った別の法人の話でございせんけれども、その点につきましても、この売り払い前提の貸し付け及び売買代金の分割払いについては、一般論としては相手方から申し出があれば対応しているところですが、こ

の法人に對してはこちらから積極的に説明してないところがございます。
○初鹿委員 だから、財務省もなぜかこの前の二つのところにはそういうやり方があるよというのには伝えていなくて、今回の森友学園は自分で考えたのか、本当は誰か指南する人がいたのではないかと私は推測をするんですけども、こういう非常に特別な例で契約をしている。ここが非常に私は違和感があるんです。
資料につけていますけれども、豊中市は、これは大阪府の都市整備推進センターというところのホームページ、かなり古いホームページですけども、豊中市庄内再開発課の主幹の方がインタビューに答えていて、そのインタビューの中にある資料の中でもこうやって、もう公園というのを図にまで出して出していたぐらいに、公園にしようという意向が強かったんだと思うんですよ。こういうことを知っていたのに、豊中市にいろいろ方法があるよということをおっしゃらないで、簡単に森友学園に、簡単にいかうかわかりませぬけれども、森友学園に非常に特別な契約の方式で契約をしたということには私は違和感があります。
そして、予算委員会等でも何度も指摘がされていっているんですが、最初は貸し付けで借りていた、そして、工事をしていく段階で埋設物が見つかった、埋設物が見つかった、さらに対策が必要になったというところがわかってから、買いたいと言っているわけですよ。もともと、お金がないから賃貸にしたいと言っていたのに、その間にお金があふえるわけではないと思うので、そこで買いたいと言ったということ、買える金額になるんじゃないかと思っただけから買いたいと言ったとしか思えないんですよ。
そこで、まず伺いますけれども、では、買いたいと言いました、でも、金額が思ったよりも高くて買えないということになった場合に、今回の契約で買わないということというのはできるんですか。

○佐川政府参考人 二十七年に貸付契約を結んでおりますときに同時に売買予約契約も結んでございまして、その両方の契約の中に、いわゆる十年間の定期借地契約でございまして、先方は、十年間たてばそれは買うようになりますけれども、その間であれば、買わないことも可能でございまして。
○初鹿委員 売買の申し込みをした時点で契約成立するんじゃないんですか。
○佐川政府参考人 この両方の契約書を見ていただいていると思いますけれども、それは、借りている方が買受けの意思表示をするということと、次に売買契約に移っていく、そういう契約になってございまして。

○初鹿委員 これは金額を見てから判断するということになるんでしょうか。
私が疑問に思っているのは、やはり買える金額になると買ったから買ったというよりも、むしろ、買える金額になるように金額が設定をされていったんじゃないかと疑わしいなと思っっているわけですよ。
八億円の撤去費用の根拠というのは一体何なのかということなんですけれども、では、最後に、ちよつと資料をつけ忘れていきますけれども、この埋設物があつて撤去の対象となる面積を決めたときに、校舎の部分だけなら校舎の部分だけでわかるし、土地全体だったら土地全体でわかるんですけども、校舎の部分以外のところが少し、この下の部分、グラウンドの部分が見出た対象となつていましてね。

この設定自体、森友学園が支払うことのできる金額に合うようにするために設定をしたように思えてならないんですけども、この埋設物が発見をされてから、どの部分を対象とするかということについて、これは航空局が判断したと思うんですけども、森友学園との間でやりとりをしておりますか。
○平垣内政府参考人 お答えさせていただきます。

○佐川政府参考人 先に借りたいと言った別の法人の話でございせんけれども、その点につきましても、この売り払い前提の貸し付け及び売買代金の分割払いについては、一般論としては相手方から申し出があれば対応しているところですが、こ

の法人に對してはこちらから積極的に説明してないところがございます。
○初鹿委員 だから、財務省もなぜかこの前の二つのところにはそういうやり方があるよというのには伝えていなくて、今回の森友学園は自分で考えたのか、本当は誰か指南する人がいたのではないかと私は推測をするんですけども、こういう非常に特別な例で契約をしている。ここが非常に私は違和感があるんです。
資料につけていますけれども、豊中市は、これは大阪府の都市整備推進センターというところのホームページ、かなり古いホームページですけども、豊中市庄内再開発課の主幹の方がインタビューに答えていて、そのインタビューの中にある資料の中でもこうやって、もう公園というのを図にまで出して出していたぐらいに、公園にしようという意向が強かったんだと思うんですよ。こういうことを知っていたのに、豊中市にいろいろ方法があるよということをおっしゃらないで、簡単に森友学園に、簡単にいかうかわかりませぬけれども、森友学園に非常に特別な契約の方式で契約をしたということには私は違和感があります。
そして、予算委員会等でも何度も指摘がされていっているんですが、最初は貸し付けで借りていた、そして、工事をしていく段階で埋設物が見つかった、埋設物が見つかった、さらに対策が必要になったというところがわかってから、買いたいと言っているわけですよ。もともと、お金がないから賃貸にしたいと言っていたのに、その間にお金があふえるわけではないと思うので、そこで買いたいと言ったということ、買える金額になるんじゃないかと思っただけから買いたいと言ったとしか思えないんですよ。
そこで、まず伺いますけれども、では、買いたいと言いました、でも、金額が思ったよりも高くて買えないということになった場合に、今回の契約で買わないということというのはできるんですか。

○佐川政府参考人 二十七年に貸付契約を結んでおりますときに同時に売買予約契約も結んでございまして、その両方の契約の中に、いわゆる十年間の定期借地契約でございまして、先方は、十年間たてばそれは買うようになりますけれども、その間であれば、買わないことも可能でございまして。
○初鹿委員 売買の申し込みをした時点で契約成立するんじゃないんですか。
○佐川政府参考人 この両方の契約書を見ていただいていると思いますけれども、それは、借りている方が買受けの意思表示をするということと、次に売買契約に移っていく、そういう契約になってございまして。

委員御指摘の地下埋設物の撤去、処分費用の見積もりにつきましては、平成二十八年三月三十日に近畿財務局から大阪航空局へ依頼を受けて、同年四月十四日に御報告をしております。

その間に、学校法人との間におきます購入価格のやりとりは行ってございません。

○初鹿委員 でも、普通、これは冷静に考えると、今までお金がないから買えなかったと言っているのが、急に買いますと言いました。それで、買える金額になるかどうか、埋設物の撤去費用がどれくらいになるかわからないと幾ら減額になるかわからないから、もともと九億円に近い範囲のお金で来たら買えないはずだったわけですから、買える金額になるのかどうかかわらないから、買おうなんて、金額が出る前に言わないような気がするんですよ。それを言うと言っていることは、買える金額になると思ったから言ったんじゃないかと思うのが普通だと思いますよ。違いますか。

何か、手を挙げていますけれども、では、教えてください。

○佐川政府参考人 三月十一日に新たな埋設物が出てきました、その時点で一年後に迫った開校ということで、工事を急がなくてはならない、埋設物を早く撤去しなければいけないということで、この処理について一生懸命やろうというのが学校法人の判断でございます、ただ、その点で、この契約そのものも分割払いになっているというのは先ほど委員の御指摘のとおりでございますが、その時点では、国有財産特別措置法に基づきまして、売り払い代金を一括して納付することは困難であるということから、分割払いを認めるということになったわけでございます。

○初鹿委員 手を挙げて答えるような答えじゃなかったような気がするんですけども。私の質問には全然関係ないことだったと思うんですが、いずれにしても、やはり不透明なことが多いと思いますよ。何でこみが見つかってから急に買うと言いつつ出たのか。その時点で法人の財務状況が

急に変わるわけじゃないですか、学校も、経営も始まっていないわけですし、新たに事業を始めたわけでもないし。ただ総理の名前を使つて寄附を集めて、その寄附がたくさん集まったのかもしれないけれども、それ以外に財務状況が変わるような理由はないわけで、そこで買うという判断をして、買えるような金額が出てきているということには誰もが違和感を持つと思っております。もう時間になりましたのでこの辺で終わらせていただきますが、まだまだ実態の解明が必要だということも指摘させていただきます。

○御法川委員長 次に、宮本岳志君。

○宮本(岳)委員 日本共産党の宮本岳志です。先日に続いて質問いたします。

前回、二月十五日の当委員会、私は、今問題になっている豊中市の国有地の森友学園への貸し付けや売却をめぐって、二〇一五年二月十日の第百二十三回国有財産近畿地方審議会の審議よりも三カ月以上も前の二〇一四年十月三十一日に、森友学園が大阪府に小学校設置の認可申請を行っているということも指摘いたしました。

大阪府の私立小中学校設置認可の審査基準、これによりまして、校地、校舎その他の施設は自己所有を原則としつつも、教育上支障がなく、次の基準を満たす場合に限り借地も可能とし、その基準として、当該借地の上に校舎がないことと定められております。

森友学園は、大阪府私学審議会が設置認可に関する審議を行った時点で、借地の上に校舎を建てる計画だったと思えますけれども、なぜ審査基準に反する申請が認められたんですか。

○村田政府参考人 お答え申し上げます。ただいまの件でございますけれども、大阪府に確認をいたしましたところ、本件校地の取り扱いにつきましては、森友学園から国に対して公的取得要望を提出していること、森友学園以外の他の者から取得要望は提出されておらず競争性が

ない状態にあること、及び、森友学園より今後購入することを念頭に置いた定期借地による国有地の借用を目指していること等から、これを自己所有と同等とみなして認可相当の答申を行ったということでございます。

○宮本(岳)委員 十年間の借地、十年以内に買取る、こういうことが想定されていた。たとえ十年以内に買取るとしても問題であります。買取るまでは当該借地の上に校舎がないことという審査基準には明確に反してあります。

森友学園は、二〇一四年十月三十一日にこの設置認可申請を提出いたしました。そうすると、森友学園は、二〇一五年五月二十九日に、まさにこの国有財産有償貸し付け合意書、国有財産売買予約契約書が取り結ばれる七カ月も前に、既に十年契約で土地を借り、十年以内に買取るということになりまして、設置の認可申請を行ったということになりますけれども、間違いないですね。

○村田政府参考人 お答え申し上げます。先ほど申しましたとおり、設置認可申請が出されておりますけれども、その点につきましては、大阪府に確認をしたところ、先ほど申し上げたような任意契約であり、かつ、他との競争性がない状況であること、それから、借地が国有地であり、しっかりと国に対して取得要望が出されていること等を確認するとともに、関係の必要な情報の収集を行って、その結果を踏まえて申請を出したということでございます。

○宮本(岳)委員 安定した校地が確保されているという点では、これは十年間の借地契約がほぼ確実である、そしてそのうち、それを買い取るということがなければ考えられないと思うんですね。前回の質疑での理財局長の答弁、私に対して、十年貸し付け、十年以内に売買ということを、第百二十三回国有財産近畿地方審議会の前に予断を与えるような話を森友学園にしていたのではないかと申し上げましたが、これは否定されましたけれども、実は、十年貸し付け、十年以内に売買というこの貸し付けの話はその前から進んでいた

ではありませんか、それから、年二千七百三十万円という貸付料まで既に取り決めていたのではありませんか。

○佐川政府参考人 今御指摘のありましたような府私立学校審議会の前に、財務省、近畿財務局から森友学園に対して、予断を持って国有地売却等の是非について申し上げた事実はありません。

○宮本(岳)委員 おかしいですよ。土地が借りられる、こういう話がなければ申請できないはずなんですけれども、なぜできていますんですか。

○佐川政府参考人 土地の点につきましては、先ほど文部科学省が答弁したとおりだというふうに思っております。

我々の方も、先方から取得要望が参りますと、それについて、担当の権限を持っています大阪府の方に、地方の計画等との整合性とかいうことで連絡をいたしますので、取得要望が来ていたということについては大阪府が承知していたというふうに思います。

○宮本(岳)委員 いや、ちよつと話にならぬですね。実は、昨夜のTBSラジオに森友学園の籠池理事長が電話で出演をし、そして単独インタビューに答えた、その全文がここにございます。

籠池さんは、確かに、近畿財務局の方に、その国有地の件で話を持っていった。誰がそれを進めたいかという、不動産会社の方が、国有地がありますけれども、これは国の土地なので、財務局の方に言われたらどうですかというアドバイスがあつて行った、こう述べております。

一体幾らぐらいかという見積もりが向こうから示されたかと聞いたら、それに対して、全然聞いていない、こう答えているんですね。何ほですよということは言ってくれませんでした。

でも、借地だったらどうでしょうというふうなことで私がお聞きをしたんだと。先方の財務局はどうでした。反応はどうでしたと聞いたら、借りたというなら借りたのでその土地の金額から借地料を換算してこられるんでしょね、で、金額

的なところからいいますと、やはり高いと思いましたが、これは高いなど、こう出ているんですよ。額を示したんじゃないですか。

○佐川政府参考人 近畿財務局に確認しても、額を示した事実はございません。

○宮本(岳)委員 では、これは事実でないとおっしゃるんですか。この籠池さんのお話は事実でないかと否定されるんですね。

○佐川政府参考人 大変恐縮ですが、そのラジオのお話は私は存じませんが、いずれにしても、近畿財務局の方から額について申し上げたこととはございません。

○宮本(岳)委員 これは完全に食い違いです。

この方はラジオでこうして語っておられるわけでありまして、ここにきていただいて、この問題について事実を語っていただく、あるいは、理財局長とさまざま交えていただく必要があると思えます。

委員長、私はこの森友学園理事長の籠池氏の当委員会への参考人招致を求めたいと思いますが、御検討いただけますか。

○御法川委員長 後ほど理事会で協議いたします。

○宮本(岳)委員 では、私はその次のことを指摘したいと思っております。

きょうは資料をおつけいたしましたから、ぜひ資料を見ていただきたいと思いますね。

これは、我が党大阪府議員団に対して、大阪府の私学課が開示した大阪府私学審議会の議事録であります。全部はこれだけありますが、そのうちの二ページだけをおきました。

私学審議会でも、委員から、この学校の経営は本当に大丈夫かとの危惧や懸念が続出してあります。資料一は、二〇一四年十二月十八日、森友学園が継続審議とされた審議会のものであります。資金の収支計画等の関係書類が不十分だと指摘する委員に対して、事務局である大阪府私学課はこう発言しております。下線部。

資金の収支の計画としては、向こう十年先のと

ころまで家賃がどのぐらいかかる予定である、そして何年先に土地を購入するのにこの時点で幾らかかるということについて、平成二十七年、二〇二五年までの収支計画が提出されていると述べていますね。

理財局に聞きますけれども、校地の貸付料もわからずどうやって十年先までの収支計画が出来るのか。事前に貸付料の目安は示していたんでしょう。

○佐川政府参考人 今委員が御提出いただいておりますこの下線部分につきまして、どういう中身の計画なのかよくわかりませんが、いずれにしても、当方から示したことはございません。

○宮本(岳)委員 これは大阪府私学審議会の議事録でありますから、別に籠池氏の証言等々ではないわけですね。

ならば、もう一つ、動かぬ証拠を示したい。資料二を見ていただきたい。これは二〇一五年一月二十七日の臨時審議会、附帯条件つきで認可相当との答申を出した大阪府私学審議会の議事録であります。これも、下線部、事務局である大阪府私学課はこう述べております。

国有地の方は、国が優先的に売却する相手先としては公益法人となっており、今回、森友学園が学校教育法的一条校である小学校をつくるということで認められるということになっております。本審議会での認可の条件は土地が所有できるということであり、国の土地売却に関する審議会では、一条校ができるということが条件になっております。双方で認可がおりるということを前提で話を進めてまいりましたので、二月七日に国の審議会がございまして、これは二月十日の間違いでありますけれども、審議会がございまして、例えば十二月の審議会でもオーケーとなっておりますら、その契約条件の細部の詰めに入って契約に移るということでしたが、一月に臨時会ということになりましたので、条件つきで認可しかるべしとなりますと、国は契約に走ると、そういう手はずになっております。

手はずが整っているとあけすけに述べているじゃありませんか。

理財局長、近畿財務局は、大阪府私学課とともに、ここに述べられているような手はずを事前に整えていたということですね。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

この事務局の発言の一つ一つの単語がどういふふうに意味づけられているのかというのとはわかりませんが、近畿財務局に大阪府のやりとりというのを確認したところ、当然のことながら、事務局同士で、土地の公的取得要望や、あるいは学校設置の認可申請についての内容、審議会の手続、あるいは、先ほど申しましたが、我が方としては、地方公共団体以外の者から取得等の要望の審査をするに当たっては、事業の許認可の可能性につきまして、その権限を有します地方公共団体から文書によって意見を徴収して確認するということをいつもしてございます。

それは、私学審の開催前でございます二十五年度の十月三十一日でございますが、近畿財務局の方から大阪府に対して、森友学園から近畿財務局に対し、小学校敷地として公的取得等要望がなされたが、大阪府の整備計画等との整合性に関して参考となる事項について意見を照会したいというような文書も発出してございまして、先方については、そういうものも踏まえているということだろうと思っております。いずれにしても、両方の、大阪府の私学審議会での認可相当の答申、それを受けての国有審での土地の処分方法の了承という順番で手続が進められたということでございます。

○宮本(岳)委員 いやいや、そんな手順じゃなくて、その前に手はずは整っているわけですよ。その先を見ていただきたいんです。

十年間の定期借地契約を行った上で、その契約期間内に購入予約をするという内容で締結すると聞いておりますと説明をし、委員から、計画が頓挫した場合は土地が国に戻るのかと問われて、私学課が、国に戻りますかと答え、それが確実なら

ば懸念は払拭されますね。相手が国ですので、そういう点は国できちんとされると思います。その点、国はしっかりといたしますから。この国というのは、理財局、あなたの方のことですよ。

これは、つまり、前回は指摘した第二百二十三回国有財産近畿地方審議会の議事録では、中野会長が、学校法人として存続しているのかは、私学審議会でもチェックしているということなので、我々はそれを信用するしかないと思わされる。では、私学審は財務内容についてさぞかし厳重なチェックをしたのかと思いきや、議事録をこうして読めば、大阪府私学課は、既に国と話がついている、いろいろあっても国はしっかりとっているから大丈夫だとおぼえておられる。

これは一体なんですか。まさに、循環論、またれ合いの構造そのものではないか。理財局長、こんないいかげんなことはいいんですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

今委員がお読みになった部分につきましては、もちろん、それぞれ審議会です承をとったことを前提にした議論をされているということだろうと思っておりますので、いずれにしても、私ども、私学審での条件つきの認可相当というものを受けて、国有審でちゃんとああい議論をして、その上で土地の処分方法について決定をしたということでございます。

○宮本(岳)委員 いや、だから、そこに矛盾があると言っているんですよ。私学審は、国がしっかりとっているから大丈夫だという議論をやっている。そして、国有財産地方審議会の方は、私学審がしっかりとっているから大丈夫だという議論をやっている。これは、一体誰がどう責任を持つのかというところになってくる。どちらも危惧と不安、懸念が続出しているというのがこの議事録の特徴じゃありませんか。何か言い分があるんですか。

○佐川政府参考人 いずれにしても、文科省からも御答弁ありますように、この私学審の中身は大阪府の判断でございまして、大阪府において、こ

ういう私学審での議論があつたということを踏まえた上で、我々、国有審として議論しているということでございます。

○宮本(岳)委員 いやいや、私学審の判断は、それは大阪府私学審でしょう。国有財産地方審議会は、あなた方が直接行っている行政でしょう。だから、ここで問題にしているんじゃないですか。

では、今議論になった、計画が頓挫した場合は土地は国に戻るのか、このやりとりについても少し聞きたい。

第二百二十三回近畿地方審議会でも、近畿財務局の立川管財部次長は、まず入り口できちんと期日までに小学校ができなければ、事業予定者とはいえ、その時点でできないならもう打ち切りますよ、土地を更地にして返してくださいよということとを義務づけていると述べております。

前回、その期日は、二〇一六年、昨年の三月三十日であることが確認されました。しかし、御承知のとおり、昨年三月末に学校などでき上がってはおられません。なぜかと聞いたら、理財局長は、北部の川から土砂物が流れた、あるいは資材が高騰しているということで、一年間延ばしてほしいという申し込みがあり、昨年三月十日に変更合意書を締結したと答弁をいたしました。

別に北部の川から土砂物が流れようが流れまいが、資材価格が高かろうが安かろうが、立川次長が三月末までに学校ができ上がらなければ土地を更地にして返してもらふことを義務づけているとまで説明したその学校が、三月末までにできるかどうか。三月十日まで待たなくとも、秋までに建設工事が始まらなければ、もうとても無理なことは一目瞭然であります。

大体、一昨年の十二月十五日まで土壌改良やコンクリート殺などの撤去工事をやっていたんですから、一昨年の年末になつても校舎など影も形もなかつたはずであります。なぜ近畿財務局は、第二百二十三回近畿地方審議会での説明どおり、秋、遅くとも年末までには、これはもう無理だと判断して、まさに説明どおり、更地にして返しなさい

と森友学園に義務づけた義務を果たさなかったんですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。今委員おっしゃられました、その指定期日の話は、まさにそこまでにできればということ、秋の段階で何か近畿財務局として判断ができるということではないだろうというふうに思っております。

それで、本件の土地の処分については、そもそも国有財産法で用途指定の場合については、運用上、契約締結から二年間という基準で定めてございまして、そういう意味では、二十七年五月の貸付契約から二十九年五月まで、この二年間の間で定めるわけでございますが、当初、先方の事業計画か何かがありまして、二十八年三月としたわけでございますが、先ほど申し上げたような雨水の話やら資材高騰の話で、なかなか、その二十八三月まで用途指定ができないというような事情がありまして、これは法令上ですが、やむを得ない事情がある場合には、一年を超えない範囲においてその延期を認めることができるというふうなルール上しております。

したがって、森友学園からの理由が、そうしたやむを得ない事由というふうな判断をしまして、三月十日に一年間の期日延長を行ったところでございます。

○宮本(岳)委員 では、入り口で義務づけている、こういうふうな語った立川管財部次長の説明は、これは誤りだったということですか。

○佐川政府参考人 当時のその管財の説明は、法令に従って、当時の資料で法令上の説明をして、用途指定の日までにできない場合はというふうな御説明をしたんだというふうに思います。

○宮本(岳)委員 まず入り口で語ったと、その日付を確認したじゃないですか、この前の委員会で。それまでにできなかったら戻すことを義務づけているというから、私は問題にしているんですよ。これはまさにこの人に、立川さんに聞かなければ

ば事実とは明らかにならないと思うんですね。この立川敏章管財部次長は、この第二百二十三回近畿地方審議会の直後、三月三十日付で本省に異動になり、現在も財務省理財局国有財産調整課の国有財産監査室長という役職にございます。

事前に私は説明を求めました。そうしたら、理財局総務課長から、現在の職務以外のことは答えられないと断る電話が私にありました。これだけ大問題になっているのに、真相を解明しようという気もない態度だと言わなければなりません。

理財局長、この間の経緯について、立川敏章現国有財産監査室長を当委員会に出席させ、答弁させるのは当然ではありませんか。

○佐川政府参考人 本件国有地処分につきましては、財務省あるいは財務局、組織として行っているものでございます。当時、次長であった者が既にその担当を離れておりますので、現在本件とは関係のない部署に在籍しておりますので、責任を持つて答弁を行うことはできません。

したがって、もし二百二十三回のその国有財産近畿地方審議会の議事について説明をということであれば、現在の担当者ところから説明をさせていただきます。

○宮本(岳)委員 いや、理財局長の説明ではつじつまが合わないから言っているんじゃないですか。

そうであれば、もう仕方ありません。委員長、私はこの問題の調査のため、財務省理財局財産調整課の立川敏章現国有財産監査室長の当委員会への参考人招致を求めたいと思っております。

○御法川委員長 理事会で協議いたします。

○宮本(岳)委員 では、実際に森友学園は八億二千万を使つて工事をを行ったのか、こういう問題であります。

前回の質疑で理財局長は私に、森友学園が朝日の「ごみ撤去一億円」という記事に抗議し、記事の訂正を求めたと答弁いたしました。ならば、森友学園は間違いなく八億一千九百万円を使ったと

言っておりますか。

○佐川政府参考人 埋設物につきましては、学校建設に必要な適切な除去を行ったと近畿財務局の方で聞いております。

○宮本(岳)委員 いやいや、一億円でないなら、八億二千万かかったと言っておりますか。

○佐川政府参考人 金額については承知しておりません。

○宮本(岳)委員 いやいや、あなたが森友学園に成りかわつて私に食つてかかったものだから、それは、その額ぐらいは御存じでそういう答弁をされるんだったら聞いていますよ。

近畿財務局及び理財局は、現に森友学園が大阪航空局の八億一千九百万円という見積もりどおり、ダンパー四千台分、一万九千五百トンもの埋設物を運び出し、処理をしたということを確認いたしましたか。

○佐川政府参考人 何度も申し上げてございますが、国有財産は、不動産鑑定価格から撤去費用を引いた適切な時価で売却しておりますので、売却が終わつた後につきましては、そこについて、我々は詳しいその撤去の中身については把握してございません。

○宮本(岳)委員 先ほどから出ているように、確認していませんね。

では、この八億一千九百万円の値引きという根拠になつているこの大阪航空局の見積もりが妥当かどうかという問題であります。

先ほど国交省は、小学校建設を前提として瑕疵のないような積算を行ったと答弁をいたしました。

そこで、文部科学省に來ていただいております。

大阪航空局が見積もつたように、廢材や靴、タイヤといった生活ごみが地下に埋まっている場所では、基礎くい部分は九・九メートル、その他のところは三・八メートル、全部土を取つて、それらの埋設物を全てふる分け、一万九千五百トンの埋設物を取り除かなければ、学校の校地として

認められないんですか、文科省。

○山下政府参考人 お答え申し上げます。

文部科学省におきましては、小学校を設置するのに必要な最低の基準として小学校設置基準を定めてございますが、この省令の中で学校予定地の土壌汚染や地下埋設物についての具体的な定めは設けてございません。

なお、法的な拘束力はございませんが、文部科学省としては、学校施設の計画、設計上の留意事項を示したガイドラインである小学校施設整備指針を定め、建物、屋外運動施設等を安全に設定できる地質、地盤であるとともに、危険な埋設物や汚染のない土壌であることが重要である旨記載し、学校設置者等に周知しておりますが、いずれにしても、法的な拘束力はないというものでございます。

○宮本(岳)委員 法的な拘束力はないんですね。ガイドラインがあるけれども、そういう状況になつてはいる。

この土地にあつた鉛や砒素等の土壌汚染は、前回取り上げた、昨年四月六日に既に大阪航空局から森友学園に支払われた一億三千二百万円で購入済みであります。この費用は八億一千九百万円は一切入つておりません。そして、別に大阪航空局が見積もつたような一万九千五百トンもの埋設物を処理などしなくても、学校は十分建てられるわけでありませぬ。

資料三を見ていただきたい。

去る二月十五日、まさにこの前の委員会をこちらで、ここで当委員会が開かれていた日、地元の高久山弁護士がみずから現地で撮影してきた画像であります。まだ土壌にはごみがいっぱい埋まつております。一万九千五百トンもの埋設物の処理など、全然終わつておりません。

それどころか、昨夜のTBSラジオの単独インタビューで、籠池理事長は、運動場の下は取り出さなくていいんですから、さわつてないんだから、そこにお金がかかることはありません、はっきりそう語つております。

理財局、つまり、これは国民の財産である国有地を、多大に控除額を見積もつて、まさにただただ八億二千万円の値引きで売つてやった、こういうことじゃありませんか。

○佐川政府参考人 その運動場の地下が国交省が対象面積としたところに入つてはいるかどうか、ちよつと今あれですが……(宮本(岳)委員)入つていますよ(と呼ぶ)はい。一部入つてはいるかどうかはわかりませんが、いずれにしても、売却後、本件土地に小学校が建設されるということでございますので、まさにその学校建設に瑕疵がないようにということ、地下埋設物の撤去を行うということでございます。

○宮本(岳)委員 大阪航空局、来ていますね。運動場部分、埋設物の撤去、入つてはいるんじゃないですか。

○平垣内政府参考人 お答えさせていただきます。見積もりに当たりまして対象とした面積は、全体の約五九%の五千九百平米でございます。

校舎の部分は全て入っておりますけれども、敷地のうちは、一部入っております。どの部分が運動場に該当するかは詳細を承知しておりませんが、先ほど申しましたように、全体の敷地の六〇%でございますので、全ての部分が入つてはいることは多分なからうかと思ひます。

○宮本(岳)委員 全ての部分が入つてはいることはなからうかと思ひますが、運動場の部分は入つてはいるのでしょうか。

○平垣内政府参考人 お答えいたします。私が持つてはいる図面は、先ほど申しましたように、対象の範囲であります五千九百平米の位置はわかるのでございますが、どこまで運動場があるのかというのがわからないので、申しわけございませんが、今お答えはし兼ねます。

○宮本(岳)委員 こんな話では議論になりませんよ。大体、校舎以外の土地がきちつとその対象面積に入つてはいることぐらい、それは手元の資料でわかるでしょう。運動場が入つてはいることは明瞭なんでしょう。

○佐川政府参考人 その運動場の地下が国交省が対象面積としたところに入つてはいるかどうか、ちよつと今あれですが……(宮本(岳)委員)入つていますよ(と呼ぶ)はい。一部入つてはいるかどうかはわかりませんが、いずれにしても、売却後、本件土地に小学校が建設されるということでございますので、まさにその学校建設に瑕疵がないようにということ、地下埋設物の撤去を行うということでございます。

○宮本(岳)委員 大阪航空局、来ていますね。運動場部分、埋設物の撤去、入つてはいるんじゃないですか。

○平垣内政府参考人 お答えさせていただきます。見積もりに当たりまして対象とした面積は、全体の約五九%の五千九百平米でございます。

校舎の部分は全て入っておりますけれども、敷地のうちは、一部入っております。どの部分が運動場に該当するかは詳細を承知しておりませんが、先ほど申しましたように、全体の敷地の六〇%でございますので、全ての部分が入つてはいることは多分なからうかと思ひます。

かるとは、運動場が入つてはいることは明瞭なんでしょう。

○佐川政府参考人 その運動場の地下が国交省が対象面積としたところに入つてはいるかどうか、ちよつと今あれですが……(宮本(岳)委員)入つていますよ(と呼ぶ)はい。一部入つてはいるかどうかはわかりませんが、いずれにしても、売却後、本件土地に小学校が建設されるということでございますので、まさにその学校建設に瑕疵がないようにということ、地下埋設物の撤去を行うということでございます。

○宮本(岳)委員 大阪航空局、来ていますね。運動場部分、埋設物の撤去、入つてはいるんじゃないですか。

○平垣内政府参考人 お答えさせていただきます。見積もりに当たりまして対象とした面積は、全体の約五九%の五千九百平米でございます。

校舎の部分は全て入っておりますけれども、敷地のうちは、一部入っております。どの部分が運動場に該当するかは詳細を承知しておりませんが、先ほど申しましたように、全体の敷地の六〇%でございますので、全ての部分が入つてはいることは多分なからうかと思ひます。

○宮本(岳)委員 全ての部分が入つてはいることはなからうかと思ひますが、運動場の部分は入つてはいるのでしょうか。

○平垣内政府参考人 お答えいたします。私が持つてはいる図面は、先ほど申しましたように、対象の範囲であります五千九百平米の位置はわかるのでございますが、どこまで運動場があるのかというのがわからないので、申しわけございませんが、今お答えはし兼ねます。

○宮本(岳)委員 こんな話では議論になりませんよ。大体、校舎以外の土地がきちつとその対象面積に入つてはいることぐらい、それは手元の資料でわかるでしょう。運動場が入つてはいることは明瞭なんでしょう。

○佐川政府参考人 その運動場の地下が国交省が対象面積としたところに入つてはいるかどうか、ちよつと今あれですが……(宮本(岳)委員)入つていますよ(と呼ぶ)はい。一部入つてはいるかどうかはわかりませんが、いずれにしても、売却後、本件土地に小学校が建設されるということでございますので、まさにその学校建設に瑕疵がないようにということ、地下埋設物の撤去を行うということでございます。

○宮本(岳)委員 大阪航空局、来ていますね。運動場部分、埋設物の撤去、入つてはいるんじゃないですか。

○平垣内政府参考人 お答えさせていただきます。見積もりに当たりまして対象とした面積は、全体の約五九%の五千九百平米でございます。

校舎の部分は全て入っておりますけれども、敷地のうちは、一部入っております。どの部分が運動場に該当するかは詳細を承知しておりませんが、先ほど申しましたように、全体の敷地の六〇%でございますので、全ての部分が入つてはいることは多分なからうかと思ひます。

○麻生国務大臣 答弁を先にしていただきましたので、ありがとうございます。

その点につきましては過日のときに申し上げますとおりなので、定期借地契約を結ぶ等の処分方法については御了承いただいておりますので、その後、森友学園からの買い受け要望に基づいて本件土地を売却しておりますが、森友学園に対して売却を行うという処分方法につきましては既に地方審議会から御了承いただいております範囲内のものでございます。

○宮本(岳)委員 引き続き徹底追及するということを申し上げて、私の質問を終わります。

○御法川委員長 次に、宮本(岳)委員。

○宮本(岳)委員 日本共産党の宮本(岳)委員です。税制改正法案について質問いたします。

まず、今回の法案がなぜ税収中立での改正なのかというのが大変疑問であります。一月に発表された二〇一六年度のプライマリーバランスは二十兆円の赤字と、昨年七月のときよりもさらに大きく悪化するということになりました。未来世代にツケ回しをしていかないということを考えた場合、やはりしっかりと税収を確保していく必要があると思ひます。消費税増税をやらなければならないことなわけでありませぬけれども、当然のことながら、やはりそれにかかる税収確保策を考へるというのが、未来に対する政府の責任だと思ひます。

なぜ税収中立の改正になつてはいるんですか、大臣。

○麻生国務大臣 平成二十九年年度の税制改正では、いわゆる一億総活躍社会の実現を目指して、日本の成長力を底上げするための見直しを行うというのを大前提にいたしております。

こうした中で、例えば配偶者控除の見直しについては、就業調整問題を解決するという観点から、配偶者の収入制限を引き上げる一方、所得再配分機能の回復などの観点から、納税者本人に所

得制限を設けるということにいたしましたところでもあります。

また、法人税制に関しては、研究開発税制や所得拡大税制につきましては、大企業は、投資や賃上げに積極的な企業への支援を重点化しますけれども、中小企業につきましては、これらの税制による支援を充実させるとともに、設備投資促進税制等々の拡充を行うことといたしております。

このように、今般の改正では、就業調整問題、投資や賃上げの促進といった政策課題に答えを出しつつ、財政への影響も考えながら、めり張りのついた手直しを行う。配偶者控除の見直しや法人税の見直しは、おおむね税収中立となっておりませんが、負担を求めるときには負担を求めつつ、中小企業などに対しては配慮を行っているところだと考えております。

○宮本(徴)委員 ですから、なぜ全体として税収中立なのか。負担を求めるときにもっと求めるということが本来やらなければいけないことだったのではないかとふいに思います。

本法案では、私が何度も取り上げてきました研究開発減税、この問題で、今年度で適用期限を迎える租税特別措置の延長が盛り込まれております。なぜ、本来ならば、このままやめてしまえば一千億円の財源が生まれるところ、これを、高水準型はそのまま延長、増加型はそのまま総額型に組み込んでしまうということになってしまったのか。研究開発減税の減税規模六千億円はほぼ維持されるということになっております。

それで、改めて租税特別措置の考え方について聞いていきたいと思いますが、租税特別措置の見直しについては、二〇一四年の政府税調で基準が確認されております。その基準三について紹介していただけるでしょうか。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま委員が御指摘されましたのは、政府税制調査会における平成二十六年年度の法人税の改革に係る取りまとめにおける記述をおっしゃっておりますらるるんだと思います。

この中で、租税特別措置について、「利用実態が特定の企業に集中している政策税制や、適用者数が極端に少ない政策税制は、廃止を含めた抜本的な見直しを行う」例えば、不特定多数の適用を想定しながら、上位十社の適用が八割超の場合や適用が十件未満の場合は、必要性や効果の検証を徹底する。とされております。

○宮本(徴)委員 今紹介がありましたように、利用実態が特定の企業に集中している政策税制、上位十社の適用が八割超の場合、これは廃止を含めた抜本的な見直しを行うというふうにされているわけでありませう。

そこでお伺いしますが、研究開発減税の今度延長されることが法案に書かれております高水準型、これは、減税額のうち上位十社が占める比率について、この五年間はどうかになっておりますか、紹介してください。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。研究開発減税の高水準型につきまして適用額上位十社の占める割合、これは、直近租特の適用実態調査によりますと、平成二十三年度から二十七年までの五年間の比率を申し上げますと、九四・五％が二十三年度、以下、九四・六％、九六％、九三・二％、そして二十七年が九三・六％となっております。

ただ、研究開発減税の高水準型、これは、先生も御案内のとおり、企業の研究開発投資を後押しするための研究開発減税の一つのメニューでございます。研究開発減税全体として見ますと、適用額上位の十社で占める割合は、平成二十七年、直近におきましては三一・九％になっているというところでございます。

○宮本(徴)委員 私が今、さよう聞いていたのは、高水準型についてなんですね。今お話あったとおり、八割どころか、上位十社で九十数％、この五年間、毎年毎年占めているというのがこの高水準型ということになっております。ですから、政府税調の基準からいけば、廃止を含めた抜本的な見直しを行うということが求められていたはずなんですね。

昨年の臨時国会でも指摘しましたが、総務省の行政評価局がこの研究開発減税の高水準型の延長を求めた税制改正要望に対して、想定外に特定の者に偏っていないことについて十分な説明がされていないというふうな指摘していただけたですね。その前の年は、会計検査院も、適用額から見た業種や企業の偏り状況等について国民に対する説明責任を的確に果たしていくことが望まれるというふうな指摘もされたわけでありませう。政府部の内の役所からも国民に対する説明責任が果たせていない、こう批判されていたものを、政府税調の基準も無視して延長するというのは、私はもってのほかの話だというふうな思いがします。一体いかなる力が働いてこんなことになったのかというのが問題だと思っております。

この高水準型の恒久化を求める要望を政府や与党に出してきた業界団体がありますね。どこですか。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。研究開発減税の高水準型に係る要望を行った業界団体といたしましては、財務省で把握しているものについて申し上げますと、まず、恒久化を要望したのは、日本化学繊維協会、中部、関西、中国地方の経済連合会、日本製薬工業協会、日本医療機器産業連合会、日本製薬団体連合会でございます。

このほか、延長等を要望したのは、日本経済団体連合会、日本産業機械工業会、日本工作機械工業会、日本ロボットの工業会、石油連盟、日本自動車部品工業会でございます。

○宮本(徴)委員 この税制を利用しているのは、二〇一五年で百四十社です。ということになっております。

先ほど、日本製薬団体連合会、日本製薬工業協会というお話もありましたが、この研究開発減税の高水準型の適用総額上位十社で多い業界、これは製薬業界ですね。

○星野政府参考人 租特の適用実態調査の報告書

で分類されている分類で見られる範囲で申し上げますと、租税特別措置の適用実態調査において公表されている情報を踏まえれば、平成二十七年において高水準型の適用上位十社のうち多いのは、化学工業に属する企業と考えられます。

○宮本(徴)委員 化学工業の中には製薬業は当然入りますよね。

○星野政府参考人 入ります。

○宮本(徴)委員 過去の報道を振り返って見ますと、いろいろ出ています。日刊工業という業界紙があります。昨年十月六日の報道では、自民党の製薬産業政策に関する勉強会で、製薬企業側は年末の税制改正に向け、今年度までの時限措置となる研究開発減税の上乗せ措置のうち、製薬業界の利用率が高い高水準型の恒久化を求めたというふうな報じられております。

いろいろな団体、先ほど述べられましたけれども、その中でもとりわけ、日本製薬団体連合会、日薬連と、日本製薬工業協会、製薬協、こは、繰り返し繰り返し、歴史的にも、政府や自民党に対して、この研究開発減税の高水準型の維持、恒久化というのを求めてきております。そして、今、日薬連の会長は大日本住友製薬の社長さん、製薬協の会長はアステラス製薬の社長さんとなっておりますが、この二社はいずれも、高水準型による減税額上位十社の中に入っております。

○星野政府参考人 租税特別措置適用実態調査の中身として個別の企業名が入っているかどうかということについては、お答えを差し控えていただいております。

○宮本(徴)委員 いつも企業名を聞いたら答えないうんですけれども、これは普通に有価証券報告書だとかそういうのを見れば、誰でもすぐにわかる話なわけですね。

昨年十月七日付の薬事ニュースでのインタビューに答えて、日薬連の会長さんは、上乗せ措置が二〇一六年度に期限を迎える、総額型とオープンイノベーション型上乗せ措置を合わせた計四〇％の控除上限は何か守っていただきたい、日

薬連としても、引き続き製薬協とともに国会議員や行政に働きかけていきたいというふう述べておられます。

○伺いますが、今度の法案で、研究開発税制の控除の上限、これは税額の何%になりますか。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

本年度の税制改正案におきましては、研究開発税制控除額の上限を維持及び引き上げをしていくわけでございますけれども、増加型の廃止に伴いまして、高水準型が適用できない、当期を含めた四年間の平均売上高に対する試験研究費の割合が一〇%未満の企業につきましては、特別試験研究費に係るものを含め、法人税額の三〇%となります。

また、高水準型が適用できる企業につきましては、高水準型の一〇%と総額型の三〇%を合わせて、引き続き法人税額の四〇%となります。

○宮本(徹)委員 つまり、これまでと違い、これまでは研究開発費をふやすと、増加型を利用すれば、あらゆる企業に対して四〇%税額控除上限という選択肢があったわけですが、今度は増加型を総額型に組み込みましたので、この高水準型を使っている百数十社、この百数十社だけが最大法人税の四割引き、こういう制度が今度の法案の改正では続いていくということになります。私たち、研究開発減税全体が大企業を優遇する制度だと批判してきましたが、その中でも、この高水準型を利用する企業、業界でいえば製薬業界等を極めて大きく優遇する税制という形に今度の法案ではなるわけですね。

先ほど、研究開発費用が多いところを応援するんだとお話がありましたけれども、製薬業界の利益率というのは他の製造業と比べて高いというのが国民的な常識だと思えますが、そうじゃないんですか。

○星野政府参考人 利益率を何で見るとかという議論はあると思いますが、仮に、例えば、政策投資銀行が出している調査がございますけれども、それによりますと、売上高に占める税引き後

利益の割合は、平成二十七年におきまして、医薬品等の主要企業におきましては一〇・一%となっておりまして、製造業全体の主要企業三・九%より高くなっております。

○宮本(徹)委員 今紹介がありましたように、製薬業界の利益率が高いというのは、これはもう国民誰もが知っているような話なわけでありましてね。そこに対して、なぜ減税額を最大税引き四割という優遇税制を残していくのか、大変疑問であります。

製薬メーカーの売上高上位二十社の内部留保、利益剰余金と資本剰余金、この三年間を見ても、この二社合計で三千七百七十億円もふえているんですね。ですから、こういう減税をやらなくても、十分に研究開発に投資するだけのお金を製薬メーカーは持っています。逆に、こうした減税分というのは、全部内部留保に回っているというのが算数上の説明ということになるというふうに私は思うんですね。

こういう、利益も高く、そして内部留保も積み増している製薬業界等のために、一体なぜ、政府税調で確認された見直しの基準も無視して、そして総務省行政評価局の指摘も無視して、この高水準型の延長を行ったんですか、大臣。おかしいでしょう。

○麻生国務大臣 御指摘になつておられるのは、高水準型を延長しても、企業が研究開発投資をふやさないで、内部留保をため込むだけじゃないかという話を言っておられるんだと思えますけれども、平成二十九年度の税制改正において、研究開発税制の適用額の大半を占めるいわゆる総額型につきましては、これはもう単純に試験研究費の一定の割合を税額控除する仕組みになつておる、この点を見直して、試験研究費の増減に応じていわゆる控除額を変動させるということで、試験研究費の増加を強く促す仕組みに改めることといたしております。

一定の税額あるいは比率を、今までのものにくと、一定の税額で八から一〇だったものを、今

幅を広げて、六から一四というような形、パーセントへということで、変動するような制度へと見直しております。一方で、売上高に比して、既に高い水準で研究開発投資を行っている企業もありません。それでない企業に比べて、試験研究費を増加させることが難しいという点にも一定の配慮が必要であると考えられます。

こうした企業が引き続き高い水準で研究開発投資を行っていくことを促すために、高水準型を二年間延長することとしておりますが、このように、研究開発税制の改正案を全体として見れば、研究開発投資の増加を強く促す仕組みへとある程度なっております。内部留保というものも、これをしっかりと活用してもらおうべく工夫を講じたところだと思っております。

いずれにしても、取り組みの効果をききわめてまいりたいと考えております。

○宮本(徹)委員 取り組みの効果をききわめたいというふうにおっしゃいますけれども、これまで取り組みの効果が結局どうだったのか。内部留保をどんどんどんどん製薬メーカーもふやしてきてきたというのが実態だったことだと思っております。

先ほど、この措置を続けることによつて研究開発投資の増加を促すんだとお話がありましたけれども、こんなことをやらなくても、製薬メーカーは世界各地で競争していますから、必死で研究開発の投資はやると思えますよ。内部留保をどんどんどんどん積み増す、そんなお金があったら、そのための減税をするようなお金があったら、私は、よほど暮らしのために使うべきだということに思っています。

なぜ、こんな、政府部内でも説明がつかないと総務省からも会計検査院からも指摘されている租税特別措置が延長されていくのか。

私、調べてみましたら、自民党への製薬メーカーさんからの献金というのは非常に多いんですね。直近の政治資金収支報告書を見ましても、年間約九千万円ぐらい自民党に渡っております。そ

れだけじゃありません。製薬業界の政治団体である製薬産業政治連盟は、毎年政治家のパーティー券を買っております。二〇一五年、約百二十人の国会議員の方のパーティー券を買っております。四千七百万円分あります。

結局、こういう製薬業界から流れてきているお金に比べて、こういう租税特別措置の延長をしたということなんじゃないですか、大臣。

○麻生国務大臣 いろいろ御意見はあるんだと思いますが、基本的に、薬というものの開発というのは、今、世界で新薬を開発している国は既に、世界百九十三カ国で四カ国か五カ国だけになっておりますので、日本としては、そのうちの一角を占めるという地位をきちんと維持していくというのは大切なことだと思っております。

その上で、平成二十六年年度の政府税制調査会の取りまとめと総務省の政策評価の点検の結果において、上位十社の適用割合が八割を超える租税措置については、しっかりと必要性等の検証を、見直すべきであるとの指摘を私どもはいただいております。

他方、高水準型の対象となります企業は、将来の発展に向けてリスクをとつて多額の研究開発投資を行う企業であつて、日本の経済成長の礎となり得る新薬、こうしたものに対して、企業の研究開発を支援していくことは極めて重要だ、我々はそう思っております。

加えて、高水準型は、高い水準で研究開発投資を行う企業に限定して支援を行うものでありますので、結果として適用企業数が限られることになつて、上位十社の割合が高くなっている面もあると考へられます。

また、平成二十九年度の改正において、研究開発税制については、研究開発投資を積極的に増加させる企業に支援を重点化するという見直しを行つておりますが、高水準型の対象というものは既に多額の研究開発投資を行つておりますので、さらに研究開発投資を増加させることが難しい面もありません。

こうした状況を総合的に勘案して、日本の民間企業の研究開発投資を全体として増加させつつ、加えて、高い水準で研究開発投資を行う企業における研究開発の維持、充実を図るためには、今回の税制改正において、高水準型の期限を延長することとしたところでもあります。

いずれにしても、この研究開発税制のあり方については、政府税制調査会の御指摘もはっきりと受けとめ、研究開発をめぐる企業を取り巻く環境や今般の改正の効果などをさらに踏まえながら、引き続き不断の見直しを行っていく必要がある、先ほど申し上げたとおりであります。

○宮本(徳)委員 製薬業界は支援が必要だというお話をされますけれども、先ほど数字も出して説明しましたが、内部留保をふやすだけに、結果としては高水準型もつなごうとしているのではないかと、先ほど申し上げたとおりであります。

そして、製薬産業政治連盟の政治資金収支報告書を見ましたら、麻生大臣のパーティー券も購入していただいているんですね。麻生太郎政経セミナー、二〇一五年二月三日二十万円、二月二十六日二十万円ということ書かれておりました。

報道では、製薬メーカー献金額二位のアステラス製薬の担当者は、なぜ献金するのかということ、どう言っています。産業界全体の動向を踏まえ、製薬業界の要望を伝える意味においても献金している。一般的な社会貢献で献金すると言っているわけじゃないんですよ。業界の要望を実現してもらうために献金している、パーティー券も買っている、こういう話なわけですね。

文字どおり、企業が税金の力で税制をゆがめているということになるんじゃないですか。なぜ、総務省の行政評価局や会計検査院が説明責任を果たしていないと批判したのか、ここをやはりしっかりと受けとめなければいけないと思います。政界と製薬業界のお金を通じた関係があるのではないかと、国民が疑念を持つのは当然ということをおっしゃるを得ないと思います。研究開発

減税の高水準型の延長は撤回すべきだと強く申し上げておきたいと思えます。

それからあと、研究開発減税、もう一点だけお伺いしますが、増加型も形を変えて総額型に組み入れられることになりました。二〇一五年年度の租税特別措置の実態調査を見ますと、研究開発減税の一位はトヨタ、会社名は書いていないですけれども、九百三十九億円というふうになっております。トヨタは、二〇一三年度も一千二百億円、二〇一四年度も一千八十億円、多額の研究開発減税を三年連続受けているということになります。

一方、トヨタの内部留保を見ましたら、二〇一四年度十七兆九百九十三億円、二〇一五年度は十八兆二千四百七十三億円とこの一年間の間に一兆二千二百八十億円もふやしているわけですね。トヨタを見ても、減税をしなくても研究開発する体力はおよそ十分あるということのはっきりしていると思えます。

やはり大企業向けの部分に関しては、内部留保の積み増しだけにつなごうとしているという面をしっかりと見て、研究開発減税そのものを抜本的に見直して、縮小、廃止に向けてしっかりと検討していく必要があると思えますが、大臣、いかがでしょうか。

○麻生国務大臣 研究開発税制というのは、これは大企業を優遇するということのものではなくて、経済成長の礎となる、いわゆる企業の研究開発投資を後押しするための制度であるのが基本的なところですね。

減税額を見ますと大企業の数字が大きくなっていますが、適用件数を見れば、大体全体で一万二千件ぐらいだと思えますけれども、中小法人の利用が三分の二ぐらいあったように思えます。八千件を超えると思えますので、幅広い企業に適用されていると思っております。

も低い税額を適用する制度など、これは研究開発投資の増加という政策目標にかなった制度とするように、めり張りをつけた見直しを行ったところでもあります。

いずれにしても、研究開発税制を含みますこの租税特別措置というものにつきましては、これは不断の見直しを行っていくべきものだと思います。思っておりますけれども、今後とも、こうした改正の成果、結果というものを見詰めてまいりたいと思っております。

○宮本(徳)委員 私は、中小企業向けのものを見直せと言ったわけじゃないんですね。大企業向けの部分については見直して、縮小、廃止に向かうべきではないかというふうに申し上げたわけですね。

この研究開発減税、十年ぐらい前は税額控除の上限は二〇%だったわけですね。それがどんどんどんどん引き上げられてくるということになっているわけですね。この研究開発減税に回っている六千億円のお金があれば、給付制奨学金、どれぐらいつくられるのか。今度の給付制奨学金の財源規模、二百二十億円ですからね、三十倍できるということですよ。やはり、どちらに投資する方が日本の未来の力になっていくのかということ、真剣に考える必要があると思えます。

続いて、法人税引き下げ競争の問題について伺います。

トランプ大統領は、選挙中から、法人税を一五%に引き下げるんだということを言っていました。新たな法人税引き下げ競争が始まるのではないかと、この法人税引き下げ競争の問題点、これは指摘されたんでしょうか。

○麻生国務大臣 先般の日米首脳会談では、この法人税改革については議論は行っていないと記憶しております。

○宮本(徳)委員 議論を行っていないということですが、有害な税の競争というものは、もうずっと

この間、OECDでも議論になってきたわけですね。アメリカが法人税の大幅な引き下げに走るということになれば、世界への影響は大変大きなものがあるというふうにも思えます。

日本は、この法人税引き下げ競争を食い止めるための役割を率先して果たしていかなければならないと思えますが、今後の日米の対話の中で、麻生大臣はこの問題についてどう臨まれるでしょうか。

○麻生国務大臣 御存じのように、トランプ政権というのはまだ発足したばかりでして、私は誰と交渉するか相手もよくわからぬような感じがまだ決まっていないうです。それは御存じのとおりじゃないでしょうか。ムニエーションという人だつて、先週だか今週の初めに決まったばかりですから。まだ、下の人、我々が直接交渉するアングーデビュティ、デビュティ、全く決まっていないうです。それが今の現状。新聞を見られて、御存じなんでしょう。

したがって、そういった意味で、今の段階で具体的なコメントをするということとはとてもできる段階にありませんが、いずれにしても、私どもとしては、エコノミックダイアログというのを立ち上げておりますので、今から日米間でいろいろ交渉を調整していくことにならうかと存じます。

○宮本(徳)委員 ですから、これから話すテーマだとか、いろいろなこととはそういうことになっていくんでしょうけれども、問題は、日本の政府の姿勢として、法人税引き下げ競争の問題点というのをアメリカに提起するかどうかということですよ。それは麻生大臣も、この委員会で、法人税引き下げ競争は問題だという発言を繰り返されてきたと思わうんですね。そして、その危険が今迫ってきているわけですから、麻生大臣の姿勢として、今後どういう構えで臨まれるのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

○麻生国務大臣 これは今までもずっとやってきた話で、この四年間アメリカと同じ話をやってき

ておりますので、今回そういった話がまた出てくれば、その段階で同じようなことを申し上げることにしようと思存します。

○宮本(徹)委員 同じような話というのは、法人税引き下げ競争はよくないということであるらしいんですね。

○麻生国務大臣 今そう言ったように思っていたんですけれども、そう聞こえませんでしたか。済みません。

○宮本(徹)委員 ちゃんと確認をしておきたかったわけでありませう。

次に参ります。次に、国際課税について伺います。

まず、外国子会社合算税制、いわゆるタックスヘイブン税制についてです。

現行の税制では、税率二〇%未満の国に対しては子会社の所得も合算する、だけれども、二〇%以上の国の子会社は合算をしない、経済実体を伴わない所得であっても合算されないということになっていて、税逃れの大穴があいていたわけでありませう。

この穴を塞ごうということで、今回の法案では、ペーパーカンパニーなどについては所得の金額を合算するようにした。一方で、能動的所得と受動的所得を分ける事務作業が大変だ、こういう理由で、税負担率二〇%以上の会社は制度の適用が免除されるということになっております。これでは、全部の穴を塞いだということにはならないのではないかと思います。

お伺いしますけれども、他の国を見れば、制度の適用が免除される税負担率が日本の二〇%よりも高い税率を設定している国というのがあるんじゃないですか。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

外国子会社合算税制につきましては、諸外国におきましても、一般の日本の改正と同様、外国子会社の所得の内容に応じて合算対象を決定した上で、外国子会社の税負担率が一定の水準を下回る場合に限り合算するアプローチをとっていること

ろが主要なところであると認識をしております。

具体的なおその際の税負担率でございますけれども、これはまちまちでございます。先生御指摘のように、日本よりも高い国といたしましては、例えばアメリカ三一・五%以下、これはアメリカの最高税率三五%の九〇%以下、あとドイツが二五%未満ということでございますけれども、逆に低い国としては、イギリス一五%未満、フランス一六・七%未満ということで、さまざまございまして、また、本国の法人税率の水準によって変動し得るものと認識をしております。

なお、一般の改正におきましては、一見して明らかに受動的所得しか得ていないと考えられるペーパーカンパニー等につきましては、その税負担率が二〇%以上であっても合算の対象とするにとしております。

○宮本(徹)委員 つまり、日本より高い税率で設定している国もあるわけですね。制度の適用が免除される税負担率を、例えば二五%だとか、今回の法案にある二〇%より高く引き上げることになれば、より効果的に租税回避に対応できるし、税収としてもさらに確保できるということになるんじゃないでしょうか。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

一般の外国子会社合算税制の見直しに当たりましては、国際的な租税回避への効果的な対応と企業の事務負担への配慮のバランスをとる観点から、所要の措置を講じたものでございます。

二〇%、これは制度適用免除基準というものを設けたわけでございますけれども、制度見直しによって過度な事務負担が企業に発生しないように、現行制度との継続性等を踏まえて設定をしたものでございます。

一方、租税回避にこれまで以上に有効に対応する観点からは、一見して明らかに受動的所得しか得ていないと考えられるペーパーカンパニー等が得る所得につきましては、その税負担率が二〇%以上であっても合算対象とすることとしておりまして、そういう意味では、両者のバランスをとつ

た合理的な改正内容だと考えております。

○宮本(徹)委員 バランスをとったという説明なんですが、私が聞いたのは、例えば二五%に引き上げれば、より効果的に租税回避に対応できるんじゃないのかということ、税収としてもさらに確保できるんじゃないですかということをお聞かせ願います。

○星野政府参考人 繰り返しになりますけれども、一般の改正は、国際的な租税回避への効果的な対応が一方の要請にあり、他方、企業の事務負担への配慮、これも考える必要がありまして、そのバランスをとったということでございます。

○宮本(徹)委員 日本の財政状況というのは、ほかの国と比べても深刻なわけですね。ですから、租税回避を許さずに、税収をしっかりと確保するという点でいえば、他国でできているようなことは日本でもしっかりとやっていくべきだということに私は思います。

さらに言えば、今回、先ほど今までの制度との継続性というお話を言いましたけれども、現行の適用免除基準のトリガー税率の二〇%、これは、歴史的に言えば、法人税引き下げ競争の中でどんどんどんどん下がってきたわけですね。ですから、私としては、これを引き上げていくということとで、法人税引き下げ競争は許さない、こういうメッセージを日本が世界に発信していくことにもつながるといふふうに思いますので、この点はさらに検討していただきたいと思いますというふうに思います。

次に、CRSについてお伺いします。

各国の税務当局間で口座情報を自動交換する仕組みが二〇一八年に始まります。タックスヘイブンとされるケイマン諸島なども参加するということになっております。富裕層の海外資産を把握する上で、大きな効果が期待をされております。

一方で、このCRSに参加しない国もあります。とりわけ、日本とも関係の深いアメリカが不参加、こういう事態が続きますと、大きな抜け穴になっていく危険もあります。

麻生大臣、やはりアメリカに対しても、CRSに対して参加を強力で呼びかける必要があるのではないのでしょうか。

○麻生国務大臣 これは、BEPSのスタートからやり始めていたことで、OECDが正式にやり出したCRS、コモン・リポーティング・スタンダードでしたっけ、いわゆる非居住者の金融口座情報の自動的情報交換というものをするという制度なんですけれども、海外の資産隠しといったような道を、脱税とかそういった回避に極めて有効な手段であるのだ、私どもはそう認識しているんですが、日本としても、二〇一八年でしたか、国際的な情報交換が実施できるようにということで、平成二十七年の改正でこの制度を創設させていただいたところでございます。

この制度を我々はスタートさせておりますので、可能な限り多くの国々の足並みをそろえて実施するというところでその効果が発揮されるというのは当然のことなんです。アメリカを初め本制度の実施にコミットしていない国、アジアでは例えばタイなんという国はそうなんですが、そういったところを初め、本制度の実施にコミットしていない国々に対して、これはG20や多国間の協議の場等々で積極的に働きかけを続けていかないといいなだと思っております。

拡大に向けて、さらにいろいろ取り組んでいかなきゃいかぬところだと思いますが、これは、なかなか意識が変わらないので、政府は賛成しても議会が通らないというのが一番面倒くさいところですね、民主主義国家の場合には。

○宮本(徹)委員 引き続き頑張っていっていただきたいというふうに思います。アメリカのFATCAというのは、一方的に情報は寄せるといって話でありまして、自分のところの口座情報は提供しない、こういうのでは全くだめだと思っております。麻生大臣の頑張りに私も期待したいというふうに思います。

この間、超有名大企業の、多国籍企業の税逃れのスキームがたくさんあることが国民の前に明らかになってきております。国民がこうした外資も含めた多国籍企業の税逃れの実態を知ることが国民の納税意識にどのような悪影響を与えているのか、これはどう政府として認識しているのか。また、国際課税でこういう税逃れのスキームはだめだという事例集を政府が積極的に示していく、こういうことになれば、私は、税逃れを牽制する上でも非常に大きな力になっていくと思いますが、その必要性について政府はどうお考えでしょうか。

○飯塚政府参考人 お答えを申し上げます。

いわゆるパナマ文書の公表ですとかBEPSPプロジェクトの進展などを契機としまして、富裕層や海外取引のある企業による国際的な租税回避行為等に対しまして、国民の関心が大きく高まっている状況にあると認識をしております。

国税当局としては、こうした国際的な動きも十分視野に入れながら適正、公平な課税を実現していくことが、国民からの税に対する信頼の確保につながるものと考えております。

こうした国税当局の取り組みにつきましては、定期的な記者発表により調査実績を公表しておりますが、さらに、昨年十月でございますけれども、国際的な租税回避行為に対する取り組みの現状と今後の方向を取りまとめました、国際戦略トータルプランというものを公表しております。その中で、いわゆるタックスヘイブンにおけるペーパーカンパニーを介して行った租税回避の事例でございますとか、あるいは富裕層や海外取引を行う法人の国際的な租税回避といった事例などについて公表しております。

今後とも、国税当局といたしましては、調査等により把握した一般的な租税回避事例などにつきまして、守秘義務との関係も十分考慮しながら、必要に応じて公表してまいりたいと考えております。

○宮本(徹)委員 ネットでそのプランを採す人も

少ないと思えますので、いろいろな形で、国民に対して、こういうスキームはだめなんだということをさらに広く知らせていっていただきたいというふうに思います。

残り時間が短くなってきたんですけれども、ここからはアップル社の税逃れを例にして聞いていきたいと思えます。

二〇一三年にアメリカの上院常設調査委員会、アイルランドを使ったアップルの税逃れが指摘されました。きょう資料も配っておりますが、グラフを見ていただければと思いますが、アップルのアメリカ以外の税引き前利益というのは、アップルの販売開始以来急増しているわけですね。その一方で、税負担率は極めて低い状況になっております。二〇一〇年度でいえば一・二％。その後、批判が高まる中、税負担率は若干高まりましたが、それでも六・二％。アップルの税逃れの仕組みには幾つかのポイントがあります。

一つは、アイルランドに海外の利益を集めていく。アップル本社と、あとアイルランドにつくった子会社との間で知的財産の研究開発コストを分担する、そのことによつて、アイルランドの子会社がより多くの知的財産についての経済的な権利を持つようにする、このことによつて、アメリカ以外の海外での売り上げの利益がアイルランドの子会社に計上されるようにしております。

それで、二つ目に、このアップルのアイルランドの子会社が元卸業者になって、この子会社からヨーロッパやアジアなどの他国の子会社に製品を売っていくわけですが、その際に、グループ内の取引価格を高く設定して、アイルランドの子会社に利益をため込む、ほかの海外の子会社はほとんど利益がなくなるという仕掛けになっております。

そして、三つ目に、このアイルランドの子会社は税制上の居住地を持たないようになっております。アイルランドの税制の特殊性から、管理支配基準でやっていましたので、アイルランドでは

アップルの子会社は非居住法人として扱われ、アメリカでも非居住法人とされ、どちらでも課税権を持たないという状態になっていたわけですね。このアップルの税逃れによつて、アメリカが税収を失っただけではなくて、アップルが販売活動などを行っている国も税収を失っているというところになります。アメリカの上院報告書でも、アップルの日本での納税が僅少であるというふうには指摘しております。国税庁も、当然、このアメリカの上院報告書は認識されているというふうには思います。

我が党のしんぶん赤旗が、アップルの年次報告書とこのアメリカの上院調査委員会の調査結果を突き合わせたら、二〇一一年度で見ると、アメリカ以外の諸外国が二百億ドル前後の税源を失ったという試算になります。それで、日本はどうか。二〇一一年度でいえば、アップル社の営業利益のうち二十一億ドルが日本での販売で発生しております。ところが、日本の子会社が得た税引き前利益は一億五千万ドル。九割以上の利益がアイルランドに流出しているという計算になります。

確認しますけれども、BEPSP対策の基本原則からいけば、企業は、販売活動という実質的な経済活動を行った、利益を上げた国でもきちんと課税をされなければならない、そうになっていると思えます。

そしてまた、一般論として聞きますけれども、今回の例のように、多国籍企業の税逃れが他国の税当局や議会調査局の調査で判明した場合、日本の国税もきちんと課税を追徴する、そういう対応が求められると思えますが、これは国税庁、しっかり対応されているんでしょうか。

○飯塚政府参考人 お答えを申し上げます。

個別の事例に関するお答えは差し控えさせていただきます。ただ、多国籍企業による、各国の税制や租税条約の違いを巧みに利用した国際的な租税回避が世界的な問題になっております。BEPSPプロジェクトによつて、その対策がさまざま講じられている

ところでございます。

こうした問題に対しまして、国税庁としまして、主要な国税局に国際課税を専門に担当する部署を設置するなど体制整備を図った上で、申告書に添付された別表ですとか、あるいは国外送金等調査等、あらゆる資料情報を収集、分析、検討し、海外取引について重点的に調査を行うこととしております。

また、必要に応じてまして、外国税務当局と連携して、租税条約等に基づく情報交換を積極的に実施するなどによりまして、問題取引の実態解明を行い、個別の事案に応じて、法令にのっとり、租税回避に適切に対応しているところでございます。

さらに、今後でございますけれども、BEPSPプロジェクトの勧告を踏まえまして、新たに導入された、個別報告書を初めとする多国籍企業情報提供されることとなります。国税当局としましては、今申し上げましたようなさまざまな資料情報を活用しながら、適正かつ公平な課税に努めていきたいと考えております。

○宮本(徹)委員 時間が来ましたけれども、これで終わりにしますが、昨年九月、東京国税局がアップルの子会社のアイチューンズに対して百二十億円の追徴課税をしたというふうに報じられましたけれども、これは、アップルジャパンに対してどうやっているのかとかというの、何も情報は国民的には知らされていないわけです。適正な課税がやられているかどうかというのわからないわけです。しっかりと対応しているんだという話ですけれども、それが今の税制の枠組みで本当に対応できているのかということもあ

ると思えます。

続きは、まだ質問ありますので、あしたもあるんですよ、あしたの続きはやらせていただきます。これで終わります。

○御法川委員長 次に、丸山穂高君。

○丸山委員 日本維新の会の丸山穂高でございます。

私からも、所得税法の改正につきまして、税法を質疑させていただきたいと思っておりますが、あと五十五分、私の持ち時間がありますので、おつき合いいただきたいと思っております。そして、あしたも六十分あるので、非常に丸山穂高タイムがきょう、あすと長うございますけれども、おつき合いのほど、よろしくお願い申し上げます。

毎年、私は所得税の質疑に立たせていただいておりますが、きょうは、今まで一度も触れたことのないたばこ税とたばこの話を中心にさせていただきます。ただこうというふうにご考えておられます。

なぜこの話題をしたかということ、最近、町中、もしくは御同僚の議員の皆様方、秘書さん等を含めて、アイコスとかブルームといった形の電子たばこがすぐ普及し始めている、爆発的に普及しているのを皆さんもお感じになつておられると思いますが、この電子たばこについての税法上の扱い、もしくは、財務省としてこのたばこをどう整理しているのか。非常にまだまだ新しい技術ですから、確立されている途中だと思っております。そういった点も踏まえて、きちんとこの議論もこの委員会でもやっていく必要があると思っております。で、そうした流れで聞いていきたいんです。

大臣、まず初めに、たばこといえば大臣かなと。葉巻をお吸いになるということで、葉巻をのまれるということですが、電子たばこも、もちろん存在は御存じだと思っておりますけれども、電子たばこを利用されたことはございますでしょうか。もしされたことがあるのなら、どんな御感想か、もしくは、電子たばこに対する印象がございましたら、お伺いできたらと思います。

○麻生国務大臣 福岡限定で売っているのがブルーム・テックかな、たしかそうですね、よく買ってきてくれと頼まれますから。福岡でしか売っていないんですよ。よくもあんなことをやれるなと思つて、何で福岡なのかなと。考えてみてくださいよ。あそこだけ税金が安いとか、そんなことはないでしょうが。何だか福岡なんですよ、あれは。福岡限定、しかも、結構高い。

おいしいですよ、感想を言わせてもらえば。結構うまい。ほかのは、フィリップ・モリスとかいろいろやっていますが、全部来ましたが知つていますけれども、中ではこれが一番味がするかな、ちゃんとその感じが出ているかなというのが私の正直な実感です。

液を差し込んで、具体例を挙げるとわかりやすいんですけども、ベイパーという、イギリスの会社だそうですが、そうした製品は、ニコチン溶液をカートリッジで入れることで電子たばことしてその溶液を吸うというのが、少し、加熱式の電子たばこと、ニコチン溶液をつけるような、いわゆる別の意味の電子たばこは違うんですが、これどちらも今議論されています受動喫煙防止法案の対象内なのか、それとも対象外なのか、非常に愛煙家だけじゃなくて国民の皆さんが注目しているところだと思っております。

○丸山委員 今、意外なお言葉が返ってきて、びっくりしておるんですが。私も実は葉巻もたしなむんですけれども、葉巻を吸つたときのあのがつんとした感じに比べて、どうしても電子たばこはちょっとインパクトが弱いかなと。ただ、紙巻きに比べると、似たような、同じような感覚は、近いのは出てくるなとは思っています。ただ、ふだん葉巻をお吸いになる方はそういった感想をお持ちになるのかなというふうにおもつたんですけれども、意外な大臣のお話がありまして、びっくりしました。

一部報道で、厚労大臣が記者会見で、これは対象外だみたいなことを述べたという記事が出ています。予算も含めてやっていらつしやると思うんですけども、これに今申し上げたような二種類の電子たばこというものが入つておられるかどうか。このあたり、厚労省の見解を伺えますでしょうか。

同時に、今、日本で普及しているもののもう一つ大きいのはアイコスというものでございまして、多少違うんですけども、ブルームの方は、カートリッジと呼ばれるものの中にたばこ葉が入つていて、これもたばこ葉が入っているんですね。もう一つ、このアイコスの方も、実はたばこ葉を利用して、それを加熱できる機械に差し込んで吸うんですが、ただ、煙は出ない、水蒸気が出る。それによつてニコチンも含めた内容を吸収するということもございまして。

受動喫煙は他人の健康に影響を及ぼす煙を生じらばこによつて起こりますので、受動喫煙防止対策を強化するために現在検討を進めております健康増進法の改正法案につきましては、これを防ぐために規制を課するというものでございます。厚生労働省といたしましては、先ほどおっしゃっていただきましたアイコス、ブルーム・テック等の電気加熱式たばこも含めまして、受動喫煙の健康影響がある場合には規制しなければならぬというふうにご考えております。

それは、いやこしいのは、電子たばこは、もう一つカテゴリーズ、種類がありまして、そうしたたばこ葉を直接使うものじゃなくて、ニコチンの溶液を

製造たばこ、これが一般的なたばこでございますけれども、これは明らかに健康影響がございまして、規制対象にしていきたいというふうにご考えております。

お尋ねの電気加熱式たばこ等の燃焼以外の方法により使用する製造たばこにつきましては、現時点では受動喫煙による健康影響についての知見が十分ではございませんので、対象にする、しないの判断は現時点では行っておりませんし、電気加熱式たばこについては法案の対象外というふうにしたわけではございません。

○丸山委員 つまり、今明確に厚労省は答弁しましたけれども、今検討されている法案の対象外とは言つてへんでということ、今からこの法案が出てくるんですけれども、この施行までの間にこれが入るのか入らないのか、非常に判断をしっかりとりたいかなきやいな重要な局面に今来ているんだというふうにおもつております。

これは、どのようにしてこれが入るのか、入らないのかという判断の中で、今の御答弁だと、健康への影響、これが非常に重要なファクターだということでございますけれども、健康への影響はどのくらいですかというの、私も調べましたら、非常に難しいと感じております。

といたしまして、例えば、発売元の、アイコスなんかはフィリップ・モリスさん。フィリップ・モリスは、基本的に、公式ホームページでは有害成分の九割を抑えられるみたいな記述をしているんですね。ただ、一方で、例えば公式などではどうかという、英国保健省は、何か最大で九五%健康被害が低下するみたいな言い方で、非常に、どこも、では何が健康に悪い成分なのか、そして何がどれだけ抑えられるのかというものが明確に出ているようなデータが今の紙巻きたばこほど全然なくて、非常にこれは判断に迷うだろうなというのが正直なところなんです。

しかし、厚労省さん、結構前に、既にこれをきちんと確認するんだというのを言つていまして、具体的には、平成二十六年六月十一日、厚生労働

委員会質疑で、電子たばこの規制やルールについて関係省庁と検討すると大臣がおっしゃっています。そして、同じ六月二十四日、主意書の答弁でも、健康影響について有識者による調査と検証を行うとともに、関係省庁、もちろん財務省も入りませんが、これと連携して今後の規制のあり方について検討してまいりたいと明確に答弁されているんですが、これはもう既に二年たっていますし、そのあたりの検討状況はどうなっているのかというところ。

そして、電子たばこを二種類挙げましたけれども、つまり、こうしたものが対象に入るのか入らないのかを判断しなきゃ、法施行のためには必要だと思っただけですけども、この辺の判断のスケジュール感も含めて、どのように厚労省は考えているのか、お答えいただけますでしょうか。

○橋本政府参考人 お答えいたします。まず、電気加熱式たばこの方についてでございますが、これまでに国立保健医療科学院が行いましたアイコス等の電気加熱式たばこの主流煙あるいは副流煙の成分分析では、従来の紙巻きたばこに比べて低減は見られるもののタール等の発がん性物質等の有害物質が検出され、それから、発がん性はないけれども依存性のあるニコチンの含有量は、電気加熱式たばこと従来のたばこと同程度であるということが判明いたしております。

一方で、その煙を浴びることによるいわゆる受動喫煙の健康影響については、現時点では科学的な知見が明らかではございませんので、私どもとしては、速やかに研究を進めて、改正法が成立した際には、施行の時点までに規制の対象とするかどうかということをお断りさせていただきます。

それからもう一つ、先生がおっしゃいました、ペーパー等の電子たばこの方でございますが、こちらにつきましては、平成二十六年に実施されました厚生労働科学研究費での研究成果、それから有識者による調査や検証による知見、そしてWHO等における現在の科学的知見では、ニコチン

ンを含有しているか否かにかかわらず、紙巻きたばこの喫煙に比べて疾患リスクは低いものの、無害である可能性は低く、長期の使用により喫煙と同様の疾患リスクを生じさせる可能性があるというふうなことであります。

一方で、電子たばこの使用が他人の健康に影響を及ぼすか否かについては明らかになっておりません。

こうしたことから、現時点では、法案の中でペーパー等の電子たばこを制度の対象とする、しないの判断を行っておりません。厚生労働省としては、電子たばこの使用が他人の健康に影響を及ぼすことが今後明らかになれば、その段階で何らかの対応を検討すべきというふうな考えでございまして、今後とも科学的知見の収集に努めてまいりたいと考えております。

○丸山委員 丁寧に答えていただいた上に長かったので整理したいんですけども、つまり、アイコスとか加熱式電子たばこの対応と、もう一つのペーパー等のいわゆるニコチン溶液を使った電子たばこの対応は、ちょっと異なってくるという認識でいいんですか。

前半の加熱式電子たばこについては、法の通った際には、その施行までにしっかりと、これがどういった健康被害があるのかどうかを判断する。しかし、後者の方のペーパー等の溶液を使った方に関しては、今のところまだわからないので、施行には間に合わないけれども、何かそれが明らかになった段階で規制を考えるとという理解でよろしいでしょうか。

○橋本政府参考人 今先生がおっしゃっていたとおりでございます。○丸山委員 私は、どちらかというと愛煙家の方ですので、余り過度な規制は、やはりたばこ税の状況も考えて、ただ、たばこ税の状況も考えて、やはり高額納税者の方が愛煙家の方だと思っておりますので、そういった意味で、ルールを守った上で、そしてほかの方に迷惑がからないような状況で、きちんとしたすみ分けを考えていくと

というのが非常に大事なところだというふうに思っています。

たばこは体に悪いと言われていまして、しかし、たばこを吸っているときと、あとは居合いをしているときとでは、死に対する意識が異なる、自分自身は生きていくのかみないものを逆説的に、この健康に対する被害を考えると、すごく感じる、私の大事な時間でもありますので、そういった意味では、その観点は非常に持ち続けたいというふうに思います。

一方で、電子たばこというのは、今皆さん、非常に注目しているものでございますし、健康被害もまだ明らかでないという点で、規制するときは規制しなきゃいけないと私も思っておりますので、そのあたりも含めてしっかりと、厚労省さん、よろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。

次に、財務省の見解を重ねて聞いていきたいんです。今申し上げたアイコスやブルームといった加熱式の電子たばこの方でございども、これはいわゆるたばこ事業法による製造たばこに入るという認識でいいんですかね。そして、これはもちろんたばこ税もかかっているという認識でいいんでしょうか。お答えいただけますでしょうか。

○佐川政府参考人 お答えします。今の御指摘は、国内で販売されております三種類の加熱式たばこは、アイコス、ブルーム、テック、グロリーとありますが、いずれもたばこ事業法上の製造たばことして販売の認可を行っているところでございます。

○丸山委員 つまり、たばこ税もかかっているということですね。○星野政府参考人 お答えいたします。おっしゃるとおり、たばこ税法では、たばこ税の課税物件をたばこ事業法に定める製造たばことして規定しておりますので、これに当たるということで、たばこ税が課税されるということでございます。

○丸山委員 つまり、たばこ税法上は、まず、加熱式電子たばこの方、ブルームやアイコスといった方は、たばこ葉を使っているものは、しっかりとこれは事業法の範囲内であって、税もしっかりと課税されているということ、もしこれがどんどんどん、さらに爆発的にふえても、たばこ税を取りつぱくれるということはないというのが今の状況です。

一方で、私も、電子たばこを見てみますと、ほかのたばこちょっと違うという点に気づきました。それは何かと申しますと、普通、紙巻きたばこにおいては、ニコチンの量とタールの量が書かれています。何ミリというので書かれていますね。しかし、書かれていないたばこもあって、それは外国のたばこか、麻生大臣が御愛飲だという葉巻ももちろん書かれていません。それはルールがありまして、省令で、たばこ事業法施行規則で、財務大臣の定める方法により測定したたばこ煙中に含まれるタール量とニコチン量を表示しなければならぬと書いてあるんですが、ただで除いている規定がありまして、「品質のばらつきが大きいこと等によりタール量及びニコチン量の測定が著しく困難であるとして財務大臣が定める紙巻等たばこに係るものを除く」という形で、著しく測定が困難なものは書かなくていいですよというのが現状のルールなんです。

しかし、通常考えたら、葉巻とか、もしくはパイプ、シャーロック・ホームズのパイプなんかもそうなんですけれども、あれは自分で詰めるので、どれぐらいの量がそこにあるか測定しづらいというのは非常にわかりやすいので、それに対して書けというのはやらないという現状の整理はわかりやすいんですけども、今の電子たばこを見たら、ブルームも一回当たりのたばこ葉のカートリッジはもう定量が入っていますし、同時に、アイコスの方も紙巻きされたところに入っているのは定量ですから、明らかにニコチンやタール量というのを書けるというふうなふうに思っんですが、どうしてこれはないのかどうか、財務省、お答えいた

だけですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

今委員おっしゃいましたとおり、国内で販売される製造たばこにつきましては、たばこ事業法に基づきまして、ニコチン、タールの表示義務が課せられております。今施行規則を言つていただきますので、そこは省かせていただきますが、この表示義務の除外につきましては、品質のばらつきが大きい場合、あるいはその標準的な測定方法が確立していない場合などを想定してござい

ます。それで、今、紙巻きたばこについては大臣告示がありますとおっしゃいましたが、紙巻きたばこにつきましては、国際標準化機構、いわゆるISO Oでございますが、ISOにおいて標準的な測定方法が定められておりまして、実は我が国はそれを事実上そのまま採用して測定してござい

ます。それは国際的に流通するということもございましょう。しかしながら、この加熱式たばこ、まだ新しい製品でもございまして、いまだその標準的な測定方法が確立していないということもござい

ますので、現在、表示義務から除外をされているということもござい

○丸山委員 事前のレクチャーでお話を聞いた形では、パイプたばこの一種に一応分類しているというふう

に聞いていたんですけれども、それは正しいんでしょうか。

○佐川政府参考人 お答えします。

加熱式たばこにつきましては、製品特性として中に詰めて吸うということ、現在、パイプたばこというふう

に分類してござい

ます。○丸山委員 非常に明確な御答弁でござい

まして、やはりこういう答えやすい質問を重ねていくことが整理につながる

かと今思ったところでござ

います。やはり答えにくい質問をすると答えも返つてこない

ので、できれば建設的な議論を進めていきたいというふう

に考えております。話が横に飛びましたが、何がパイプに当たつて

という意味で、今の御説明だと、要は加熱する方がパイプの吸い口の方

になって、差し込む方がパイプで言う葉っぱになるからパイプの認識で、それは技術的に測定方法がまだ確立されていなくて、ISOの基準があるんですけれども、確立されていないがゆえに、それによつてタールやニコチン量を書けない

というのが現状の財務省の認識だということに今お聞きしました。一方、このタールやニコチン量を書いている趣旨というのは、財務省ももちろん重要だと考えていらつしやると思

います。それは、一つはたばこ事業法上の問題もあるし、何より、やはりあれを見て、健康上の懸念

とか、どういったものを見ても、健康上の懸念だとか、どういったものを

自分が見ようかという嗜好の選択の一つの大事な観点になつて

いるというふう

に思うんです。○丸山委員 しっかりとやっていた

方がいいと思

います。○丸山委員 しっかりとやっていた方がいいと思

います。○丸山委員 しっかりとやっていた方がいいと思

います。○丸山委員 しっかりとやっていた方がいいと思

います。○丸山委員 しっかりとやっていた方がいいと思

います。○丸山委員 しっかりとやっていた方がいいと思

います。○丸山委員 しっかりとやっていた方がいいと思

います。○丸山委員 しっかりとやっていた方がいいと思

います。○丸山委員 しっかりとやっていた方がいいと思

います。○丸山委員 しっかりとやっていた方がいいと思

います。○丸山委員 しっかりとやっていた方がいいと思

います。○丸山委員 しっかりとやっていた方がいいと思

います。○丸山委員 しっかりとやっていた方がいいと思

います。○丸山委員 しっかりとやっていた方がいいと思

います。○丸山委員 しっかりとやっていた方がいいと思

今委員御指摘の、ニコチン溶液が含まれる液体を吸収する、いわゆる電子たばこでございますが、実は委員が御指摘のとおりでございます。流通実態が事実上個人輸入だけということになって、厚労省においても全体としては把握されていないというふうに承知しております。

また、その使用実態についても私ども十分に把握していないこととございますので、こうした状況から、現時点におきましては、喫煙用等に供し得ると判断できるような段階でないというふうな我々は思っております。現段階では、たばこ事業法の製造たばこあるいは製造たばこ代用品、いずれにも該当しないこととしてございます。

○丸山委員 最近、把握していないという回答をいただくのが多くて心苦しいんですけれども、この間も、パチンコの話を予算委員会でしたら、第三国を経由しているのを把握しているかとお聞きしたら、把握していないというお答えがあつて、把握していないなら把握してほしいんですけれども、これは財務省、把握していくという考えもあるのかどうか、どうでしょうか。

○佐川政府参考人 今後この製品の我が国における流通実態あるいは使用実態等が明らかになっていく段階で、これらを勘案しまして、たばこ事業法の製造たばこ、あるいは先ほどの代用品の該当性について、検討していきたいというふうに思います。

○丸山委員 しつかり把握はいただきたいんですけれども。

ちよつと整理したいんですけれども、一般的に言つて、今申し上げたような、液体を詰める、ニコチンの溶液を詰めるたばこというのは製造たばこにも製造たばこ代用品にも当たらない、一般的に言つて当たらないという認識でいらつしやるということではないんですかね。確認したいんですけれども。

○佐川政府参考人 いわゆる電子たばこは、両方

に該当しないということとございます。

○丸山委員 今、具体的な製品が出てきているんです。今お話をしたようなハイリック製品のNTN、ノンたばこニコチンというリキッドが、具体的なものがあるんですけれども、一般的ではなくてこの具体的なもの、例えば、輸入品なので輸入して行くわけですよ。輸入してくると、関税の現場で、税関で、これが税がかかるのかどうかという話になるというふうに思うんです。

事前に関税の担当局にも聞いたら、実は、今のカートリッジのタイプについては三・四％の関税が一律にかかるという話なんですけれども、一方で、たばこ税はかかるからないんだということをおっしゃっていました。

ただ、一方で、ちよつと答えを先に言つちゃうと、たばこの関税というのはすぐ分けていらつしやつて、紙巻きたばこときき言つたパイプの税率が実は違うんです。

紙巻きの方は、今、暫定税率でゼロに、ほぼないんですけれども、一方でパイプの方は二〇％台から三〇％台の税金をかけているんですけれども、今の財務省の理財局の見解では、これはパイプの一種なんです。たばこ事業法のカテゴリーズはパイプの一種なんですけれども、一方で、関税上のデマケーションは、実はパイプの一種ではなくて、その他の、別のカテゴリーズで三・四％の税がかかっているんです。

非常にこれは財務省の方も、これは私是不作為だとは言いません。というのは、新しくできたものなので、ないのしようがないんですけれども、しかし、そろそろ整理を始めないと、恐らく現場でもどうなっているんだみたいな混乱も起きるし、なおかつ、今、厚労省の受動喫煙防止の話も出てきている中で、しつかりこの点はやっていただかなきゃいけないというふうに思いますので、検討いただけるという話もありましたから重ねては聞きませぬけれども、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

そして、厚労省はこれをどう考えているのかと

いうのを伺いたいんですけれども、これは、ニコチンを含有するものであれば、コーヒートのフレーバーとかパニラとかはもちろんなからないんですけれども、ニコチンを含有すれば、いわゆる薬機法、昔の薬事法ですね、医薬品医療機器等法で規制されている、さつき申し上げたように、国内では生産をされていないわけですよ。

でも、個人輸入はあるんじゃないかというのが現状だと思うんですけれども、この現状認識を財務省はしていないという話を、しつかりしてほしいというところで、検討するということをお話されたが、厚労省は現状を認識されているのかどうか、そして、輸入によってどれぐらいの量が入ってきているのか把握しているのかどうか、お伺いできますでしょうか。

○森政府参考人 お答えいたします。今委員御指摘の個人輸入での状況でございますが、輸入される方御自身が個人的に使用されるために輸入する電子たばこにつきましては、一カ月分を超える数量の場合におきましては、医師の処方箋または指示書というのを示していただいて、厚生労働省の確認を受けるように求めています。

また、医師の方が、ニコチン依存症の患者さんに禁煙をさせる補助ということなど疾病の治療に使用する目的で輸入される場合におきましては、数量にかかわらず厚生労働省の確認を求めているところでございます。

このような確認の記録がございまして、厚生労働省として把握をしているニコチンを含有する電子たばこ、これが平成二十七年に輸入をされた件数でございますが、個人が二件、それから医師が一件、合計三件ということで把握をしております。

○丸山委員 これは、業としてやるものというカテゴリでいいのか、今個人というお話があったんですけれども、個人の業ではない使用もそれに入っているということではないですか。

とではなく、個人がお使いになる、あるいは患者さんにその都度お使いになるということに関しての輸入の確認をしているという、その件数でございます。

○丸山委員 つまり、インターネット上に、今この書いているNTNみたいなものを、ノンたばこニコチンなどを輸入したら、その数字に出るはずなんですけれども、今は出ていないと。

というのは、NTNが発売されたのが年末でございます。今率直に数字にこれが反映されたのか、まずこれはしつかり把握いたしたくというのが非常に大事で、その輸入した人が、私はこちらがもう一つの肝だと思つていて、非常に大事だということも厚労省の観点でも思うんです。

大人の人が個人の輸入の範囲で自分の健康に対するリスクをとりながら吸うという分には、今の法律上問題ないと思つて、それはそういうことだと思つております。

一方で、実際の紙巻きたばこ等は未成年は禁止されているのに、こうした形で、今容易に未成年でもスマホ、パソコンを使ってインターネットを使える時代。そして、荷物だつて、買ったものになかなか親の目が届きにくい状況も、非常に社会状況として生まれていますので、そうした流れの中で、未成年がこれを使って吸引しているような事例が生じるというのは非常に抜け穴として問題だということも考えているんです。

そういう意味で、私は未成年者の喫煙禁止法、これを改めて調べてみたんですけれども、実は最初にできたのは帝国議会なんです。明治三十二年に出た法律で、それが最初の幼者喫煙禁止法案という、幼い人が喫煙するのを禁止するという法案を議員立法で出しております。そこからの流れで今の未成年者喫煙禁止法があるんですけれども、そのときの法目的がすごく興味深くて、なぜこの法案を出したのかという答弁が、幼年の子供が喫煙すれば、日本帝国人民の元気を

消滅するに至るとか、読んでいくと、中国やインドにおけるアヘンの普及に対する懸念とか、非常にアヘン戦争の時代を感じようなものなんですね。また、国力増強上の問題とか、非常に帝國議會らしい、こういう提案理由が並んでいるんですけれども、そういう提案理由をそのまま引き継いでいるわけでももちろんなくて、今の趣旨を進化させた上で今の未成年者喫煙禁止法につながつているということですね。

そういう意味で、さらに調べると、一応、厚労省の見解では、なぜこの未成年者喫煙禁止法があるのかというと、少年の健全育成を図り、その福祉を守ることを目的とするものというふうに答えておりました。

そう考えると、この未成年者喫煙禁止法の趣旨にのっとれば、このニコチンを有しない電子タバコのカートリッジとその吸う装置は、容易に日本でも、さつき言ったような繁華街で買える状況で、一方で、このカートリッジが輸入できるような状況というのは、未成年者喫煙禁止法の趣旨から考えても問題だというふうに考えるところなんですけれども、この未成年者喫煙禁止法のたばこの定義が非常に曖昧なんです、これもまた。

なので、では、これが入るのかどうかというと、非常にややこしい。入るのかどうかと聞くと、また非常にややこしいんですけれども、厚労省は、これは言ったら怒られるかもしれないけれども、定義を逃がしてしまっていて、何かというと、今申し上げた財務省のたばこ事業法の定義を適用しているわけです。

つまり、私が今申し上げたのは、ちょっとややこしく言っちゃいましたけれども、ニコチンを含有する、輸入できるこのカートリッジは、財務省の見解では製造たばこにもたばこ代用品にも当たらないので、つまり未成年者喫煙禁止法でも、これはたばこに当たらないから、禁止されていないんです。

だから、個人輸入したニコチンだろうが、これを未成年者が路上で吸っているというときに、で

は補導できるんですかといったら、指導はできるけれども、いや、これは別に法律で禁止されていませんよと言われたときには、もうそれ以上何も言えないというような、非常にちよつとずれている問題が生じかねないような、ねじれの状態が起きているのが実はこの電子タバコの問題なんです。

その辺について、見解、どのように考えているのか、警察に求めてもらっていますから、その辺をお伺いしたいのと、これは法改正が要すると思うんですけども、実は役所もつらくて、これ自体が議員立法の趣旨だということ、かなり前である、しかも条文が数条しかないんですよ。すごくいじりにくい条文だというふうには理解しているんですけど、しかし、明治以降、もうすごく時間がたつていて、今の技術力に合わせた電子タバコというものが新しく出てきている中で、この問題、未成年者喫煙禁止法をこのまま置いておくと非常に問題が生じるんじゃないかというふうに強く思うんですけれども、警察、どう考えていらっしゃるのか、お答えいただけますでしょうか。

○鈴木政府参考人 お答えいたします。御指摘のございましたように、未成年者喫煙禁止法のたばこは、たばこ事業法第二条三号に規定する製造たばこと同義でございます。「葉たばこを原料の全部又は一部とし、喫煙用、かみ用又はかき用に供し得る状態に製造されたものをいふ」と解しておるところでございます。

したがって、いわゆる電子タバコ等がたばこ事業法に規定する製造たばこに該当する場合には未成年者喫煙禁止法の禁止対象となりますが、該当しない場合には対象とならないという状況でございます。

御質問の、未成年者喫煙禁止法の禁止対象とならない、いわゆる電子タバコにつきましては未成年者喫煙禁止法に規定する製造たばこに該当する者かという点については、関係省庁とも連携して、その実態や未成年者の健康に与える影響の有無等を踏まえつつ、その必要性等について検討していくべきものと考えております。

なお、未成年者喫煙禁止法におけるたばこに該当しない、いわゆる電子タバコ等でございますも、医薬品医療機器法による規制対象となり得るものと考えてございまして、未成年者の健全育成を図る観点から好ましくないという場合には、指導等の必要な措置をとっているところでございます。

○丸山委員 今できる範囲でやってくださっているのは非常にわかります。

ただ、今申し上げたように、個人輸入は薬機法上からなくて、非常に誰でも手に入る、未成年者もオーケーな状況で、それに対して、言うことはできるけれども、強くそれが法令違反だとも言えないし、違法ではないと言われてしまったらそこでストップだと。

そして、今いみじくもお話しされたように、さらには、財務省の中の縦割り、関税とたばこの理財の縦割りだけじゃなくて、警察と厚労の、それぞれの定義の押しつけ合いとまでは言いませんけれども、今の警察の答弁だったら、財務省がたばこの定義をしてくれたらそこに入るんで、未成年者の喫煙禁止法できちんとこれはカットできますよという答弁でもあるというふうに入りますけれども、そういう新しい電子タバコという分野かなというふうに入りますけれども、この定義の変更みたいなことに對して、少し戻りますけれども、これは検討していただくということはないんですか。

財務省の方がこれはたばこの代用品に入れてしまえば、逆にこの問題も一発でクリアするんですけれども、そうした新しく出てきたこの電子タバコのある方、どういう定義をするかというのをもう一度政府全体、特に財務省が私は音頭をとるべきだというふうに入っているんですけれども、その辺の改正についてどう思われますか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。先ほど申しましたとおり、まだまだちよつと、その使用実態、流通実態が明らかでございませぬので、それを見定めて、先生がおっしゃったよう

に、各省と連携をとりながら検討してまいりたいと思っております。

○丸山委員 よろしく願います。

麻生大臣も意外においしかったという電子タバコですから、しっかりとこれは把握していく、そして、必要な規制をきっちりかけていって、楽しんでもらう分には楽しんでもらうというのが、非常にこの国の未来にとって大事なことだと思っておりますので、よろしく願います。

最後の時間、少しはばから離れるんですが、未成年者の購入とかいう点でもう一つ気になる点があったので、きょうは総務省さんに来ていただいて、お伺いしたいというふうに思います。

やんちゃといえ、たばこを未成年者が吸ってどうということやというのはいくらもありません、もう一つは、さつき話がありましたけれども、パチンコとか競馬とか、あとは競艇もそうですし、そういったギャンブル関係というのはよく不良の代名詞のような話で受けけれども、一方で、これはきちんと未成年者が買えないように規制をしているんです。競馬も、競馬法もそうですし、モーターボートもそうですし、パチンコなんか一応十八歳未満は入れない風習法でなっていますね。そういった意味で法規制をしているんです。一つだけ法規制がないものがあるんです。それは何かというと、宝くじなんです。びつくらばんです。

何でこれは宝くじはないんだというふうに入っているんですけれども、宝くじの法律は当せん金付証券法ですね、による宝くじは、どうして未成年者の購入を禁止していないんですか。

○池田政府参考人 お答えいたします。宝くじは、法律上、くじ引きにより当せん金品を支払う証券と定義されておりまして、完全に偶然性に基づき当せんが決定されるものであることから、未成年者の購入については、法律上は年齢制限が設けられていないものでございます。ただし、発売団体であります都道府県及び指定

都市並びに宝くじの発売等の委託を受けた金融機関におきましては、未成年者への販売の自粛を行っていらっしゃるかと伺います。

○丸山委員 聞いていただいた皆さん、一律首をかしげると思いますが、完全に偶然性であるから宝くじは未成年は買えないという見解なんですけれども、もうちょっと逆に解説をつけ加えると、競馬とかは選べるじゃないですか、どの馬が勝つか選べるけれども、宝くじは選べないから未成年者でも買えるんだ、偶然性だからということなんですけれども、逆に言えば、最近、BIGというのがあります、試合の予想が自動的に出るようなものがあるわけですよ。これは、実は toto 法で未成年者の禁止をしているんです、完全偶然性なのに。では、なぜ宝くじだけ未成年者が買えるんだというのがまずおかしいというのが一つ。

もう一つ、今お話があったように、ただ、現場では未成年者が買えないようにしているんですよ。実は、都道府県が委託したみずほ銀行の宝くじ部ですけれども、それが、現場の販売店において、明らかに未成年者だという場合には一応宝くじは売れませんと自粛をしているんですけれども、でも、これは結局、さっきの未成年者喫煙禁止法と一緒に、いやいや、法律で禁止されていますよ、何で売ってくれないんですかと問われたときに、答えに窮するわけですよ。では、逆に返せば、何で法律で認められているものを売ってくれないんだ、おかしいじゃないかと未成年者に言われかねない事例だと思えます。

ちょっと意地悪な質問かもしれませんが、このみずほ銀行宝くじ部のやり方というのは、法の趣旨を逸脱しているのではないですか。ほかの法律では、明確に、未成年者は買ってはならない、売ってはならないと書いてあるわけですよ。しかし、これだけ書いていないということは、法的趣旨に照らせば、未成年者も買っていると言っているんですよ。そういうことですよ、法のたてつけの並びを考えたら。

しかし、現場では売っていないということは、法の趣旨に逸脱する行為じゃないか。そして、未成年者の購入はそもそも禁止されていないということではないんですよ。逆説的に聞いていますけれども、総務省、どうですか。

○池田政府参考人 宝くじの未成年者の購入につきましては、法律上は年齢制限が設けられていないところがございますが、先ほど申しましたように、発売団体並びに受託金融機関では、未成年者に販売することを自粛しているところでございます。

この自粛でございますけれども、これは、未成年者が親の了解を得ずに多額の宝くじを購入すること等によるトラブルの発生を未然に防止するという観点から行っているものというふうに承知しております。総務省といたしまして、こうした対応というものは基本的に適切だというふうに考えております。

○丸山委員 もう一回伺いますけれども、未成年者の購入は禁止されていないということではないんですよ。そして、その未成年者を現場で規制している理由については、多額な量を買うからというふうに言いましたが、もう一回ちょっと。禁止されているのかどうか、まず明確に。そして、今、禁止されていないというふうには私は理解しているんですけれども、なぜか現場では勝手にとめていられるんですけれども、この理由についても一回聞けますか。

○池田政府参考人 未成年者による宝くじの購入については、法律上は年齢制限というものは設けられていないところでございます。

そして、現場で自粛が行われているということでございますけれども、それは、今申し上げましたのは、親の了解を得ずに多額の宝くじを購入すること等によるトラブル、そのお金をどこから得ているのか、あるいは宝くじのために使っているのかといったようなことと、仮に高額の当せん金を得た場合には適切な判断ができるのかといった懸念があるものと承知しております。

こうしたことにつきましては、発売団体であります都道府県及び指定都市、そして受託金融機関におきまして、当せん金付証券法に基づいて事務を執行しているわけでも、適切に事務を執行するためにさまざまな事情を考慮して自主的に判断しているものというふうに理解しております。

○丸山委員 問題だということは、今の話だと、総務省も認識されているということではないですか。未成年者が買うことは問題だから、では、現場でやっていることはそれは是なんですか。それでは、未成年者が買うことが、今お話したように、多額の当せん金を得たときの問題だとか幾つか挙げられていたけれども、それによつて未成年者によく影響があるから現場では売らないという判断をしていることは、正しい、けれども、法律では違反していないんだから、普通の考えだと、法律を変えようよというのが普通の話だと思えます。どう考えても、宝くじだけ未成年者が買える状況を放置しているということ自体が不健全で、逆に、今総務省も未成年者が買うことは問題だという認識は持っているんじゃないかと思えます。どうしてこれは変えないんでしょうか。

現場の話聞いてみますと、要はたばこと一緒に、親に頼まれて買いに来たとか、あと、未成年かどうかの判断が非常に微妙な場合とか、本当に曖昧な状況が続いているという現場の話を数多く聞きました。

たばこなんかは、最近タスポみたいな形とか、コンビニでも二十歳以上かというのをしっかりと確認していると思うんですけども、宝くじもそもそもきちんと禁止をして、今みたいな現場の判断に任せて、いやいや、法律では認めていますよという答弁なのに、しかし現場ではそういうのは売らないようにしているのに勤弁してくださらないで曖昧なことをするんじゃないか、きちん

とこれは、おかしい、売れないんだ、売ると問題があるんだと総務省も言っているんですから、法律を改正して未成年者については禁止すべきじゃないかというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○富樫大臣政務官 先ほど審議官が答弁したとおり、宝くじは、法律上、くじ引きにより当せん金を支払う証券と定義され、完全に偶然性に基づき当せんが決定される性格であることから、未成年者の購入については法律上の規制までは行っていないが、発売団体及び受託金融機関では、未成年者への販売の自粛を行っているところであります。

ですから、このような宝くじの性格及び現に未成年者への販売の自粛が行われている実情を踏まえると、未成年者に対して宝くじの購入を改めて法律で規制する必要まではないものと考えております。

以上でございます。

○丸山委員 富樫先生、先ほどは廊下でありがとうございました、お声がけいただきまして。

今読んでいたで、ここからが私は本番だというふうに思っていますので。

富樫政務官、お聞きになって、矛盾しているなというふうにはお感じになりませんか。いや、変えてしまえばいいと思うんですけども、確かに、私も役所にいましたので、法律を変えるのはすごく面倒くさいと言ったら怒られますけれども、条文の策定から、法制局の審査から、与党審査から、国会でこういうふうになりました、私みたいなうろさ議員がぎゃあぎゃあ言ったり、非常に大変なのはわかるんですが、しかしどう見ても、論理的に、並びから見て、この宝くじだけ浮いているんですよ。

現場だけ、現場でやっているといつても、では、現場で、私みたいな小理屈こねるような未成年者が来て、いや、未成年には売ったらだめだと書いてないかと言われたときに、やはり対応できるようにしておかないと、これはやはり大人の責

任だというふうに私は思うんです。

重ねて、お読みにならないと思いますけれども、政治家として、富樫政務官、どういうふうにお感じになったかで構いません、今の議論を聞いてどういうふうにお感じになったのか、その辺をお伺いできますでしょうか。

○富樫大臣政務官 繰り返しになりますけれども、性格と実情を踏まえると、やはり法律で規制する必要ではないということで、御理解をお願いします。

○丸山委員 政務官を何かここで追い詰めるということは考えていませんが、私のこの趣旨は、おかしいなというのを皆さんにまずは共有していただくことから始まるなというふうに思いましたので、大いにあの議論のときは意味があったかなというふうに感じました。

麻生大臣、済みません、時間がなくてこの残りの部分を聞けなかったので、残りの部分は、次の委員会、またあした六十分お時間をいただいていますので、やらせていただきたいと思いますが、きょうのたばこの話、電子たばこを聞かれてどのようにお感じになったか、最後、お話を聞いて終わりたいというふうに思います。

○麻生国務大臣 私どもが当選したとき、成人男子の七八%がたばこを吸い、三千億本だったんだと思うんですけども、その後、税収として、今、地方税で一兆七百亿ぐらいだったかな、国税を足して二兆一千何百億になってると思うんですが、これだけ減つても余り税収は減らないんだよね。がんは間違いなく三倍ふえましたからね、肺がんは。たばこってそんな関係あるのって、証明できる人というのを、俺はぜひ聞いてみたいと思って、いろいろな人に聞くんです。

日本人なんか、全然こういうのは、みんな誰かが言った論文を読んでいるに違いないと思って、これをやってるアメリカのメイヨーとかあいつたところが絶対正しいと思って聞いたんですが、おもしろいことを教えてもらったんです。アルツハイマー、九五%が非喫煙者という数字

で、女房に、俺がアルツハイマーになつてほしいか、肺がんがいいか選べというのが今アメリカで最もはやるジョークなんです。すごい話を聞いたなと思って、本当だろうな、おまえといつて聞いたら、ミスター麻生、間違いないと言うから、その話を聞いて大分使いましたけれども。

いづれにしても、電子たばこというのは新しい分野なんです。私は、まだたばここと決められていないというんだつたら、ここで吸わせてくれますか、国会でという話を議員案として提案されてみたらどうかね、そうすると、いろいろが随分おさまつて、激論もちつとは減るんじゃないかなと、それぐらい、ちよつと一瞬思いながら今話を聞いていたんですけれども。

いづれにしても、こういった新しいものに対して、どう対応するかというのを潰しちゃうんじゃない、間違いないくふえていきますよ、これは間違いない。それはいろいろところで顕著です。いろいろな人、吸っている人は随分ふえてきていますから、何となくパイポとは違って、全然違った意味で、ストレスがおさまっているという間は間違いなく効果があることは確かだと思いたすので、ちよつとこれは、ただただ潰しちゃうとか何とかじゃなくて、ちよつと建設的に検討する必要があります。あるんじゃないかなと思って聞いていました。

○丸山委員 時間が来ましたので終わります。大変すばらしい麻生節、ありがとうございます。

○御法川委員長 次回は、明二十二日水曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後五時四分散會

平成二十九年三月三十一日印刷

平成二十九年四月三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F